

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成25年3月11日（月）

社会・援護局 保護課

目 次

(説明資料)

<生活保護の現状>

- 生活保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移 1
- 保護開始・廃止人員と失業率の推移 2
- 世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移 3
- 年齢階層別被保護人員の年次推移 4
- 生活保護費負担金（事業費ベース）実績額の推移 5

<生活保護制度の見直し>

- 生活保護の見直しの全体像 6
 - ・ 切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強化について 9
 - ・ 健康・生活面等に着目した支援について 11
 - ・ 不正・不適正受給対策の強化等について 12
 - ・ 医療扶助の適正化について 14
 - ・ 地方自治体が適切な支援を行えるようにするための体制整備 15
- 生活保護法の一部を改正する法律案（仮称）の概要 . . . 16

<就労・自立支援>

- 就労支援の取組の強化について 17
- 就労支援員の増配置等 18
- 生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）の創設 . . . 19
- 子どもの貧困連鎖の防止に向けた取組について 20
- 切れ目の無い就労・自立支援とインセンティブの強化について 21
 - 自立活動確認書に基づく就労支援 22

<健康・生活面に着目した支援>

- 生活保護受給者の健康管理を支援する取組について . . . 23
- 生活保護受給者の居住支援 24

<医療扶助の適正化>

- 生活保護レセプト管理システムの機能強化について . . . 25
- 後発医薬品の使用を原則とすることの考え方について . . . 26
- 生活保護受給者に対する適正受診の徹底について . . . 27
- 指定医療機関に対する指導等について 28
- 生活保護制度における自治体の体制強化等について . . . 29

<生活保護基準の見直し>

- 生活保護基準の見直しの考え方 30
- 生活扶助基準等の見直しの考え方と影響額 32
- 生活扶助基準額の見直しの具体例 33
- 生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響に . . . 34
ついて（対応方針）
- 平成 25 年度予算案における生活扶助基準の基準額表 . . . 35
の体系の見直し（案）について

（文書編資料）

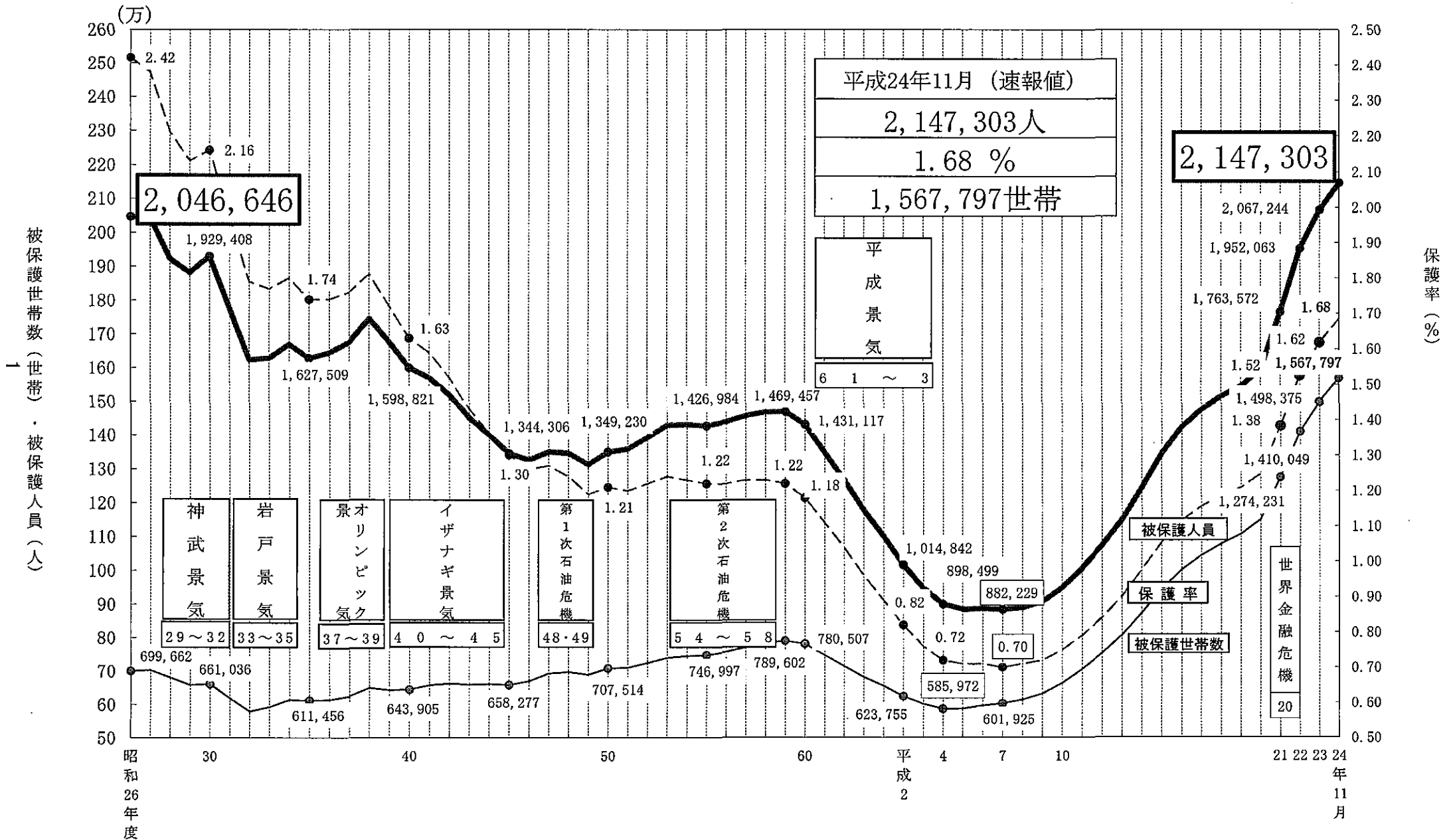
- 1 生活保護を取り巻く状況等について 41
- 2 切れ目のない就労・自立支援策をインセンティブ強化 . . . 43
について
- 3 健康・生活面に着目した支援について 50
- 4 不正・不適正受給対策の強化について 53
- 5 医療扶助の適正化について 63
- 6 地方自治体の体制整備について 72
- 7 平成 25 年度生活保護基準について 74
- 8 生活保護関係予算について 77
- 9 生活保護関係調査等について 80

- 参考資料 85

說明資料

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護受給者数は215万人であり、昨年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。



資料：被保護者調査より保護課にて作成（平成24年3月以前の数値は福祉行政報告例）

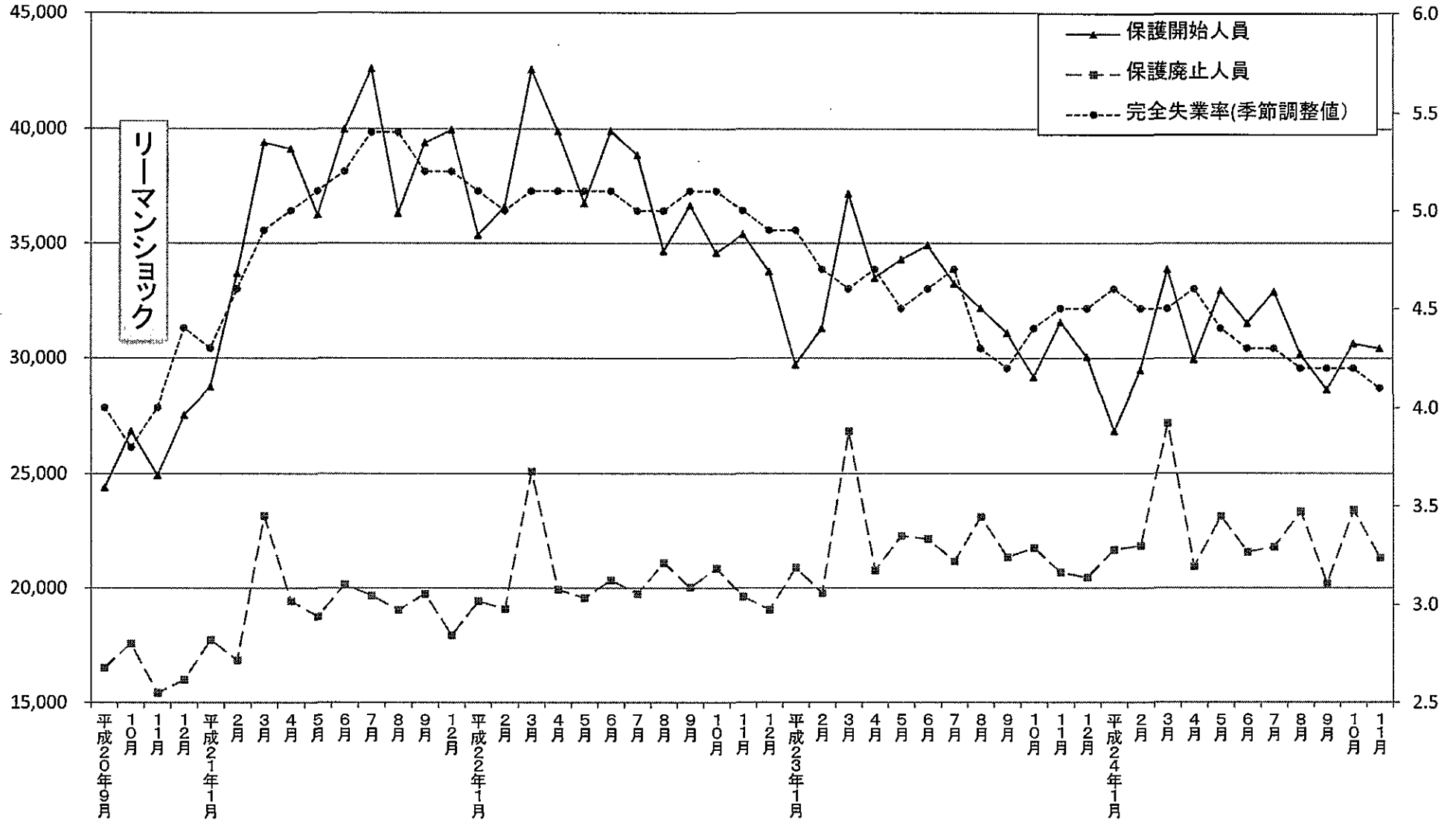
保護開始・廃止人員と失業率の推移

完全失業率と保護開始人員には正の相関関係がある。

保護開始人員・保護廃止人員(人)

失業率(%)

2



(注)東日本大震災の影響により、平成23年3月から8月の失業率については、岩手県・宮城県・福島県を除いた数値を用いている。

(資料)被保護者調査[平成24年3月以前の数値は福祉行政報告例(平成23年4月以降の数値は速報値)]、労働力調査(総務省)

世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

10年前と比較すると、特に稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加。

◆平成14年度

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	869,637	402,835	75,097	319,302	72,403
構成割合 (%)	100	46.3	8.6	36.7	8.3

資料：平成14年度福祉行政報告例

◆平成24年11月（概数）

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	1,560,752	680,236	115,424	477,124	287,968
構成割合 (%)	100.0	43.6	7.4	30.6	18.5

約4倍増

資料：被保護者調査（平成24年11月概数）

世帯類型の定義

高齢者世帯：男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯

傷病者世帯：世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

その他の世帯：上記以外の世帯

(参考)

その他の世帯のうち、年齢階級別に見た世帯員の構成割合

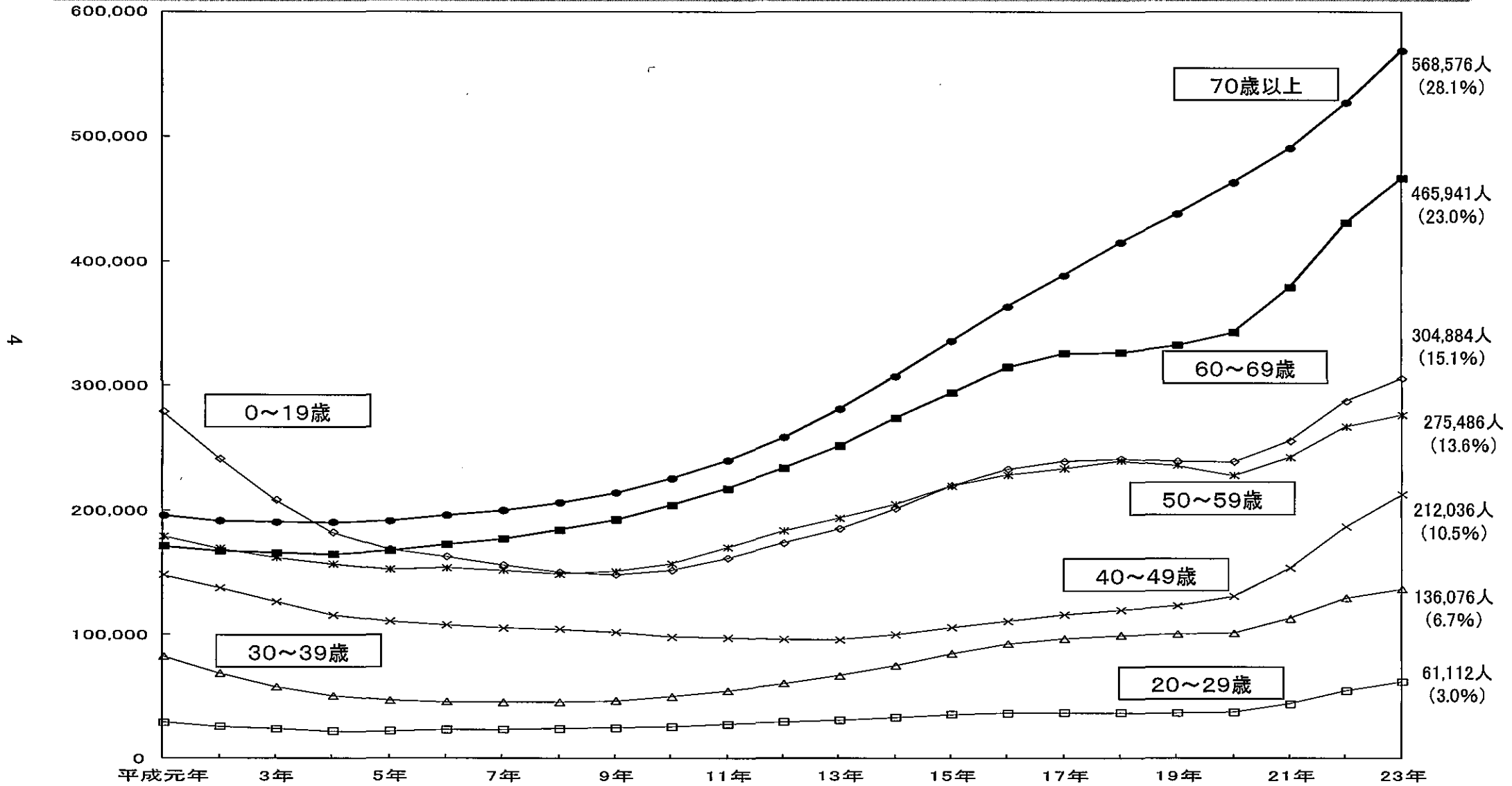
・20～29歳：5.2%

・50歳以上：53.5%

(平成22年)

年齢階層別被保護人員の年次推移

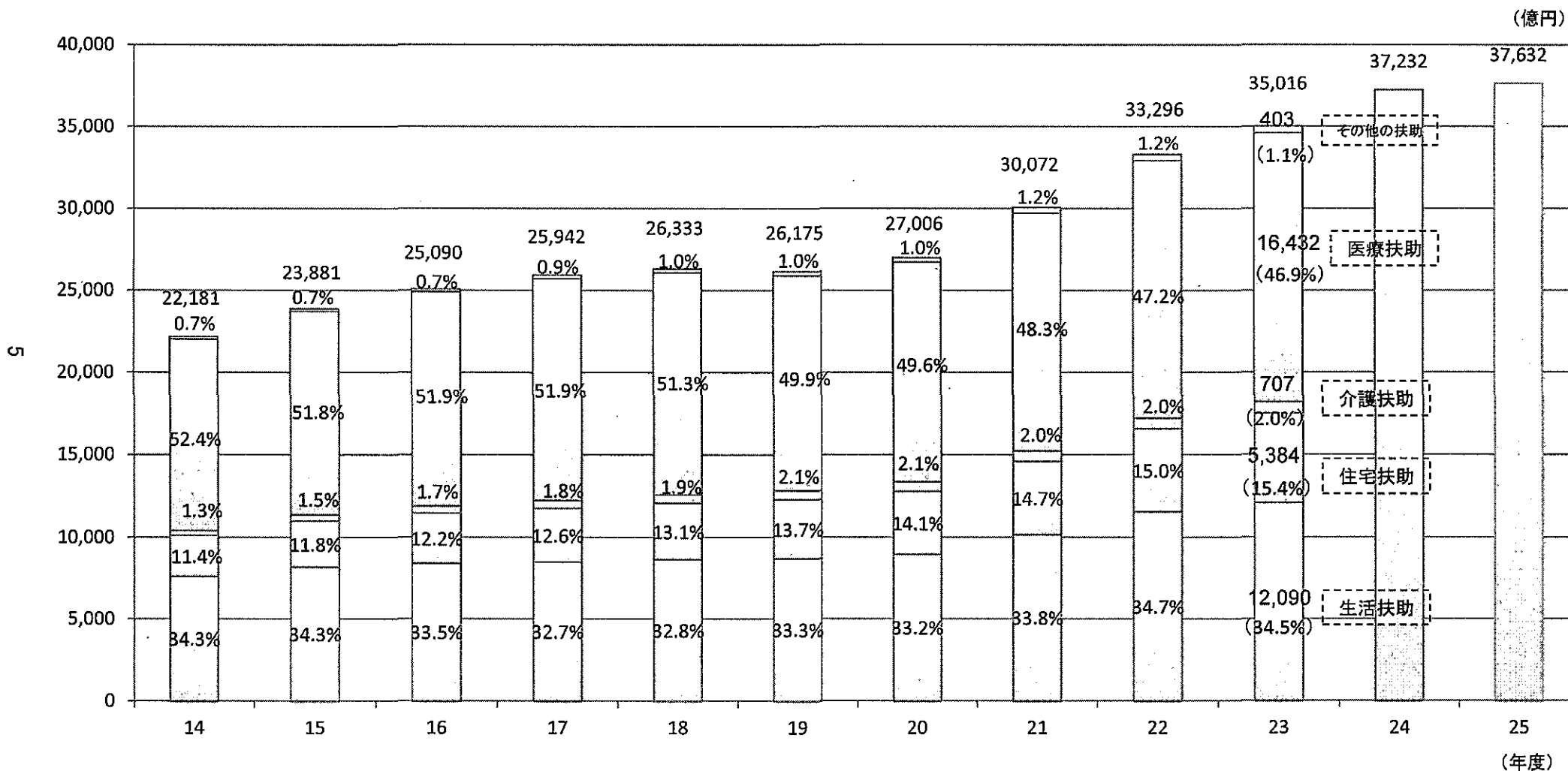
- 年齢別の被保護人員としては、60歳以上の高齢者の伸びが大きい。
- 被保護人員のうち、全体の約51%は60歳以上の者。



資料:被保護者全国一斉調査(基礎調査)(平成23年は暫定値のため今後変動がありうる。)

生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は3.8兆円(平成25年度予算案)。
- 実績額の約半分は医療扶助。



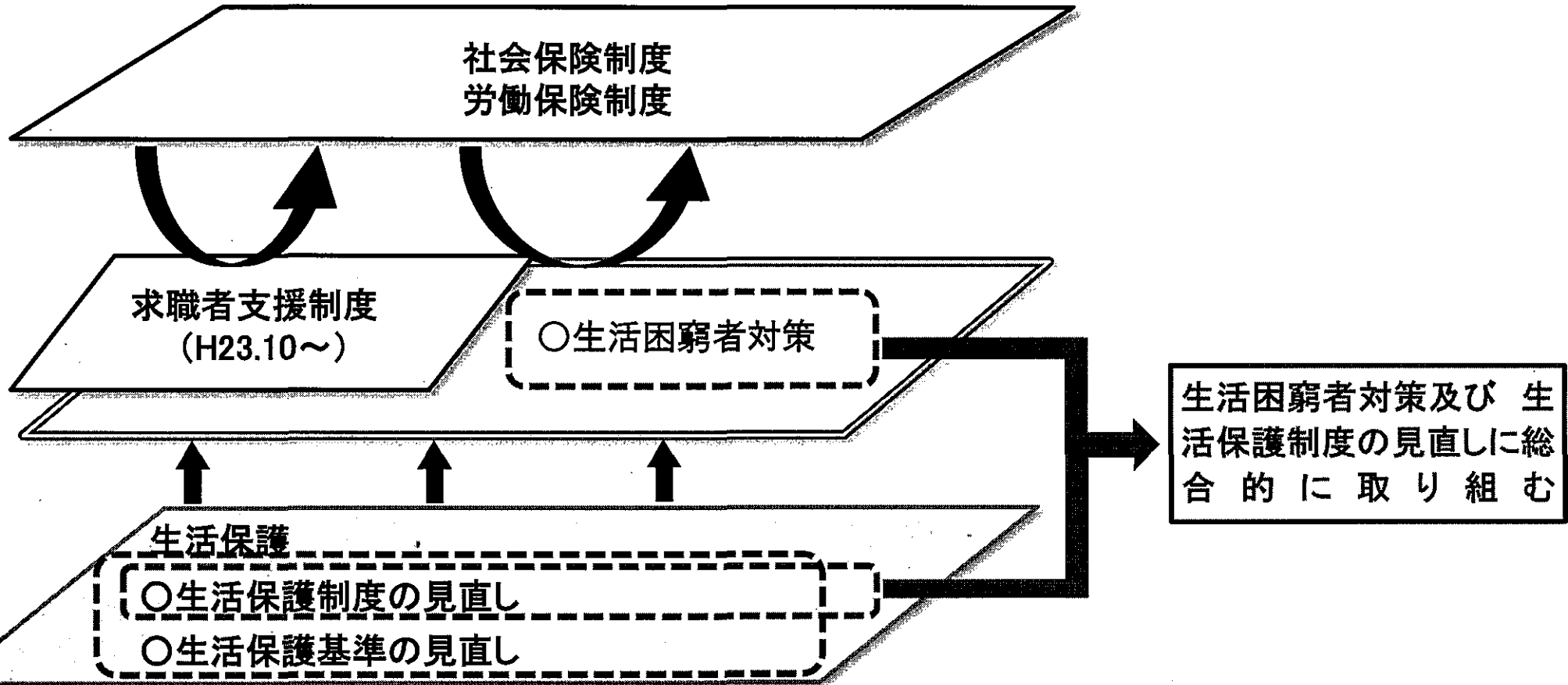
資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 平成23年度までは実績額、24年度は当初予算額、25年度は予算案
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

生活保護制度の見直しの全体像

生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。

【第1のネット】
【第2のネット】
【第3のネット】



【社会保障制度改革推進法】(平成24年法律第64号) 抜粋

(生活保護制度の見直し)

附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

1. 生活保護法の改正

〈ポイント〉

支援が必要な人に確実に保護を実施するという考え方は維持しつつ、以下の見直しを実施(今通常国会に法案提出を検討)

- ①不正・不適正受給対策の強化(地方自治体の調査権限強化、罰則の引上げ等)
- ②医療扶助の適正化(指定医療機関制度の見直し等)
- ③生活保護受給者の就労・自立の促進(就労自立給付金(※)の創設等)

※保護受給中の就労収入額の範囲で一定額を仮想的に積み立て、安定した職業に就いたことで保護廃止に至った場合に限り支給

2. 生活困窮者の就労・自立支援のための新法の制定

〈ポイント〉

生活保護にいたる前の自立支援策の強化を図るため、以下を主な内容とする生活困窮者対策を実施(今通常国会に法案提出を検討)

- ①生活訓練や社会訓練等を含む就労支援策の創設
- ②離職により住まいを失った人等に対して家賃相当を有期で支給
- ③利用者の状況に応じて最適な支援策を早期・包括的に提供する相談支援事業の創設
- ④生活困窮家庭の子どもへの学習支援等の実施 等

3. 生活保護基準の見直し

〈ポイント〉

以下の考え方により生活保護基準の見直しを実施(平成25年度予算案に反映)

- ①年齢・世帯人員・地域差による影響の調整
- ②前回(平成20年)の見直し以降の物価の動向の勘案
- ③必要な激変緩和措置の実施

制度の現状

- 生活保護の動向(平成24年11月時点)
 - ・ 生活保護受給者数は約215万人(生活保護受給世帯数:約157万世帯、保護率:1.68%)となっており、平成23年7月に過去最高を更新して以降増加傾向。
 - ・ ただし、対前年同月伸び率は3.2%となっており、平成22年1月の12.9%をピークに減少傾向にある。(世界金融危機直前(平成20年10月)の伸び率は3.0%)
- 厳しい経済情勢の影響を受け、失業等により生活保護に至る世帯を含む「その他の世帯」の伸び(※)は10年間で約4倍。また、高齢化等の影響により、生活保護受給者の過半数(約51%)は60歳以上の者。
(※)平成14年度:72,403世帯→24年10月(概数):287,968世帯(10年間で約4倍の増加)
- 受給者の増加にともなって生活保護費負担金も一貫して増加し続けており、平成25年度予算(案)では3兆7632億円(国(3/4)と地方(1/4)の負担を合わせた額)。そのうち、約半分は医療扶助が占めている。
- また、平成23年度の不正受給件数(稼働収入の無申告、各種年金の無申告など)は約3万5千件、金額にして約173億円(保護費総額の0.5%)という状況。

基本的な考え方

就労自立支援の強化、医療扶助の適正化、不正受給への厳正な対処などを中心に見直しを行う。
なお、支援が必要な人に確実に保護を実施するという基本的な考え方は維持。

【切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強化について】

＜保護開始＞

○就労可能な者には6月間を目途に受給者主体の自立に向けた計画的な取組について確認、本人の納得を得て集中的な就労支援

→ 稼働能力があると判断した者全てを対象に、本人の同意を得て、求職活動の具体的な目標や就労支援の内容を決定し、福祉事務所と本人とで共有する自立活動確認書を作成 [文章編P47]

○自ら積極的に就労活動に取り組んでいると認められる受給者には、活動内容や頻度等を踏まえ、その活動に要する経費等を勘案して手当（定額）を支給

→ 就労支援プログラム等への参加など、活動内容や頻度等を踏まえて自ら積極的に就労活動に取り組んでいると認められる者に対して、その活動に要する経費等も踏まえた定額の手当を支給する就労活動促進費を創設（平成25年8月～） [文章編P48]

＜開始後3～6ヶ月＞

○低額でも一旦就労すること（5万円程度の収入でもまずは就労）や、職種や地域等を拡大して就労活動を行うことを明確化

→ 生活のリズムの安定や就労実績を積み重ねることで、その後の就労に繋がりにやすくする観点から、低額であっても一旦就労することを基本的考え方とする。

→ 自らの希望を尊重した就労活動を行ったにもかかわらず、一定期間経過後も就職の目途が立たない場合等には、それまでの取組に加えて、本人の意思を尊重しつつ、職種・就労場所を広げて就職活動を行うことを基本的考え方とする。 [文章編P47]

<就労開始>

○勤労控除の見直し

就労収入のうち手元に残せる額の引上げ

→ 全額控除となる水準や控除率の見直し。併せて、実施機関によりその活用の程度にばらつきがある特別控除については廃止。(平成25年8月～) [文章編P48]

<保護脱却>

○就労収入積立制度の創設

→ 保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に支給する制度(就労自立給付金)の創設 [文章編P48]

<その他の見直し>

- 公共交通手段がないなど車が主な通勤手段である地域においては、一般低所得者との均衡にも配慮しつつ、車の処分を保留する期間を延長(概ね半年→1年)。 [文章編P49]
- 稼働能力に応じた職場がない場合であって、長期に安定的な就労機会が確保できるなど保護脱却が十分に見込める場合には、敷金や移送費等を支給 [文章編P49]

【健康・生活面等に着目した支援について】

○福祉事務所の体制を強化し、受給者の健康管理を支援する取組を実施する

- 受給者に対し、健康増進法に基づく市町村の健康診査の受診などを促す等により自らの健康保持への動機付けを行うなど、受給者自らが健康の保持・増進に努めるための支援を行う
- 平成25年度予算案では、地方交付税において、福祉事務所における、健康診査結果に基づく保健指導や、受給者の健康や受診に関する相談等に対し助言指導等必要な対応を行う専門の職員の配置など健康面に関して専門的に対応できる体制を強化
- 法第29条の調査権限を強化し、健康診査結果等を入手可能にすることを今後検討 [文章編P50]

○領収書の保存や家計簿の作成など保護費の使途を把握できる取組を求める

- 適切な家計管理ができるよう支援するため、受給者本人において保護費の適切な管理を行うことを明確にした上で、福祉事務所が必要と判断した者については、受給者の状況に応じてレシート又は領収書の保存や家計簿の作成など支出内容を事後でも把握できるようにする予定 [文章編P51]

○家賃滞納者等については、住宅扶助の代理納付を推進する

○あわせて民間住宅のストックを活用した居住支援

- 住宅扶助の代理納付の仕組みを活用して、家賃滞納のリスク解消という家主に対するメリット付けを行うことで、既存の民間住宅ストックへの受給者の受入れを促進
- 不動産業者への同行等による民間賃貸住宅等への入居支援、家賃滞納者に対する代理納付の促進、入居した生活保護受給者に対する見守りの実施等の一定の日常生活支援・相談を行うための事業を創設 [文章編P52]

【不正・不適正受給対策の強化等について】

○福祉事務所の調査権限の拡大

- ・就労活動等に関する事項の調査を可能とする
- ・官公署については回答義務を創設

- 受給者に対する自立に向けた更なる就労指導、受給者の生活実態の把握や保護費支給の適正化を確保するため、就労の状況や保護費の支出の状況等を追加
- 調査対象者について、現行の「要保護者及びその扶養義務者」に加えて、「過去に保護を受給していた者及びその扶養義務者」も対象とすることを追加・明確化（※保護廃止後、一定期間に限定する予定）
- 官公署について、調査に対する回答義務の創設を検討 [文章編P53]

○不正受給に係る返還金について、本人の事前同意を前提に保護費との相殺を検討

- 保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、受給者に対して、徴収債権を有している場合には、その徴収金について、本人からの申し出を受け、保護の実施機関が最低限度の生活の維持に支障がないと認めた場合に、福祉事務所が保護費との調整をすることができないか検討する
- 都道府県又は市町村の長は、不正受給に係る徴収金についても、地方税の滞納処分の例により 処分を行うことが可能とするよう検討 [文章編P54]

○働けるにもかかわらず就労活動をせず複数回保護の廃止を受けた者については、急迫の状況である場合などを除きその後申請があった場合の審査を厳格化

→ 稼働能力があるにもかかわらず、その能力に応じた就労活動を行っていないことを理由として、保護を廃止された受給者が、その後、就労活動に取り組むことを確認した上で再度保護を受給するに至った後、やはり就労活動を行わないため保護を再び廃止された場合、その後再々度の保護申請があった場合の審査について、急迫の状況ではないことなど一定の条件のもとに、要件をより厳密に確認する

[文章編P56]

○罰則（現行「3年以下の懲役または30万円以下の罰金」）の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乗せ

→ 不正受給に対する罰則の引上げとともに、不正受給に係る徴収金額に加え、一定割合の金額を上乗せして、徴収を求めることができることとすることを検討

[文章編P56]

○扶養義務の適切な履行の確保の検討

→ 本当に生活保護が必要な人が受けることができなくならないように、また、家族関係の悪化につながらないよう特段に留意しつつ、福祉事務所が必要と認めた場合には、扶養が困難と回答した扶養義務者に対し、困難な理由の説明を求める

→ 福祉事務所と扶養義務者の間で扶養の範囲について協議が調わなかった場合のため、家庭裁判所に対する扶養請求調停手続の流れ等を示したマニュアルや具体的な扶養請求調停手続のモデルケースを示す

[文章編P57]

【医療扶助の適正化について】

○生活保護法の指定医療機関制度の見直し

- 健康保険の取扱いを参考に、指定医療機関の指定要件及び指定取消要件を法律上明確化
- 指定医療機関の指定の有効期間について、6年間の有効期間を設けている健康保険法の例を参考に、有効期間を導入（※指定更新手続きの簡素化を図る。）
- 指定医療機関又は保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応できるよう工夫
- 現在対象となっていない指定医療機関の管理者であった者についても、報告徴収や検査等の対象とする
- 取消処分前に指定医療機関等の指定辞退がなされた場合は、指定取消があった場合と同様に取扱い、原則5年間は再指定できないこととする [文章編P69]

○国（地方厚生局）による指定医療機関への指導・体制強化等

- 国による指導も実施できるようにした上で、各地方厚生局に専門の職員を配置
- なお、指導等の対象医療機関の選定に当たっては、請求に特徴が見られる医療機関を容易に抽出可能となることも踏まえ、請求等に特徴がある医療機関を抽出し、当該医療機関の状況を総合的に勘案した上で、指導対象となり得る医療機関を選定 [文章編P70]

○後発医薬品の使用促進

- 医師が後発医薬品の使用を認めている場合は、後発医薬品を原則として使用することにより後発医薬品の使用を促進
- 医師が後発医薬品の使用を認めている場合に、医療機関が生活保護受給者に対し後発医薬品の使用を促すことについて法制化することを検討 [文章編P63]

【地方自治体が適切な支援を行えるようにするための体制整備】

○地方交付税算定上の標準団体におけるケースワーカー数や嘱託医手当等の増

- 平成25年度においては、標準団体規模(都道府県:人口20万人、市町村:人口10万人)で、
- ・ ケースワーカーが都道府県で3人、市町村で2人
 - ・ 査察指導員が都道府県で1人
 - ・ 嘱託医手当等の増額
- が予定

[文章編P72]



【今後の方向性】

- 運用上で実施可能な事項については、地方自治体の意見も踏まえつつ、できる限り速やかな実施を図る。(予算措置を伴う事項については、予算成立後に順次実施)
- 法律上の措置が必要な事項については、生活困窮者対策の実施に併せ、生活保護法の改正を図る。

[文章編P42]

生活保護法の一部を改正する法律案（仮称）の概要

必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講ずる。

主な改正内容

1. 就労による自立の促進

- 安定した職業に就くことにより保護からの脱却を促すための給付金を創設する。

2. 健康・生活面等に着眼した支援

- 受給者それぞれの状況に応じた自立に向けての基礎となる、健康の保持及び増進に努め、また、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の責務として位置づける。

3. 不正・不適正受給対策の強化等

- 福祉事務所の調査権限を拡大する（就労活動等に関する事項まで調査可能とするとともに、官公署の回答義務を創設する。）。
- 罰則の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乗せをする。
- 不正受給に係る返還金について、本人の事前申出を前提に保護費と相殺する。
- 福祉事務所が特に必要と認めた場合には、扶養が困難な扶養義務者はその理由を報告するよう努めることとする。この場合においては、要保護者等及び扶養義務者等が置かれている環境等について特に配慮しなければならない。

4. 医療扶助の適正化

- 指定医療機関制度について、指定（取消）に係る要件を明確化するとともに、指定の更新制を導入する。
- 医師が後発医薬品の使用を認めている場合には、医療機関が受給者に対し後発医薬品の使用を促すこととする。
- 国（地方厚生局）による医療機関への直接指導権限を創設する。

施行期日

平成26年4月1日（予定）

就労支援の取組の強化について

[文章編P43]

- 生活保護制度の見直しの中で、就労支援のさらなる強化は喫緊の課題。
- 現在、就労支援は全国で積極的に取り組んで頂いた結果、相当数が就労・増収に繋がっている。



- **就労可能な者の就労・自立を速やかにかつ適切に支援できるよう、取組内容を強化**
 - ・ **就労支援員の増配置等**
→ 支援対象者数の増、きめ細かな支援のための体制の強化
 - ・ **生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）の創設**
→ ハローワークと地方自治体が一体となった体制の強化

就労支援プログラムの実施状況(平成23年度)

	対象者数	就労・増収者数
①「福祉から就労」支援事業におけるチーム支援	24,771	13,404 (就労・増収率：54.1%)
②福祉事務所における就労支援員を活用した就労支援プログラム	80,678	31,006 (就労・増収率：38.4%)
③福祉事務所における②以外の就労支援プログラム	20,587	5,308 (就労・増収率：25.8%)

※1 ①は、職業安定局調べ。②③は社会・援護局調べ。

※2 ①は全ハローワーク管内で実施している。①は平成25年度より生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）として実施予定

※3 ①の事業は平成22年度まで生活保護受給者等就労支援事業として実施。同事業では、福祉事務所とハローワークとの間で協定を締結し、事業の目標、連携方法、役割分担等を明確化。

就労支援員の増配置等

[文章編P43]

- 就労支援員等による支援では、被保護者の自立により保護費を約89億円縮減するなど、高い効果をあげている。
- 基金^(※)の実施期間を25年度末まで延長し、必要な就労支援員が確保できるよう配分済。

(※)緊急雇用創出事業臨時特例交付基金(補助率10/10)

○ 就労支援員の増配置等 平成25年度 配置目標数^(※) 2,200名

- 各自治体は、下記に留意の上、就労支援員の増配置に努められたい。
- ・ 早期の集中的な就労・自立支援の実施
 - ・ 切れ目のないきめ細かな支援の実施

※ 1,981名(平成25年2月現在)

就労支援員による支援内容

- | | |
|---------------------|----------------|
| ① 履歴書の書き方や面接の受け方支援 | ② ハローワークへの同行訪問 |
| ③ 就労意欲喚起のためのカウンセリング | ④ 生活能力向上のための支援 |
| ⑤ 就労能力向上のための職業訓練 | ⑥ 職業紹介 |
| ⑦ 離職防止支援 等 | |

就労支援員による就労支援の財政効果

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
交付実績額 ^(※)	約16.7億円	約19.6億円	約27.5億円	約48.5億円
効果額	約45.9億円	約49.4億円	約58.2億円	約89.0億円
費用対効果	2.75倍	2.52倍	2.12倍	1.84倍
(参考)有効求人倍率	0.77	0.45	0.56	0.68

※ 交付実績額には「就労支援員」のほか就労支援員数は就労支援に携わる専門職員(就労意欲喚起等支援事業、就労の準備の為の支援等)を含む。

生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）の創設

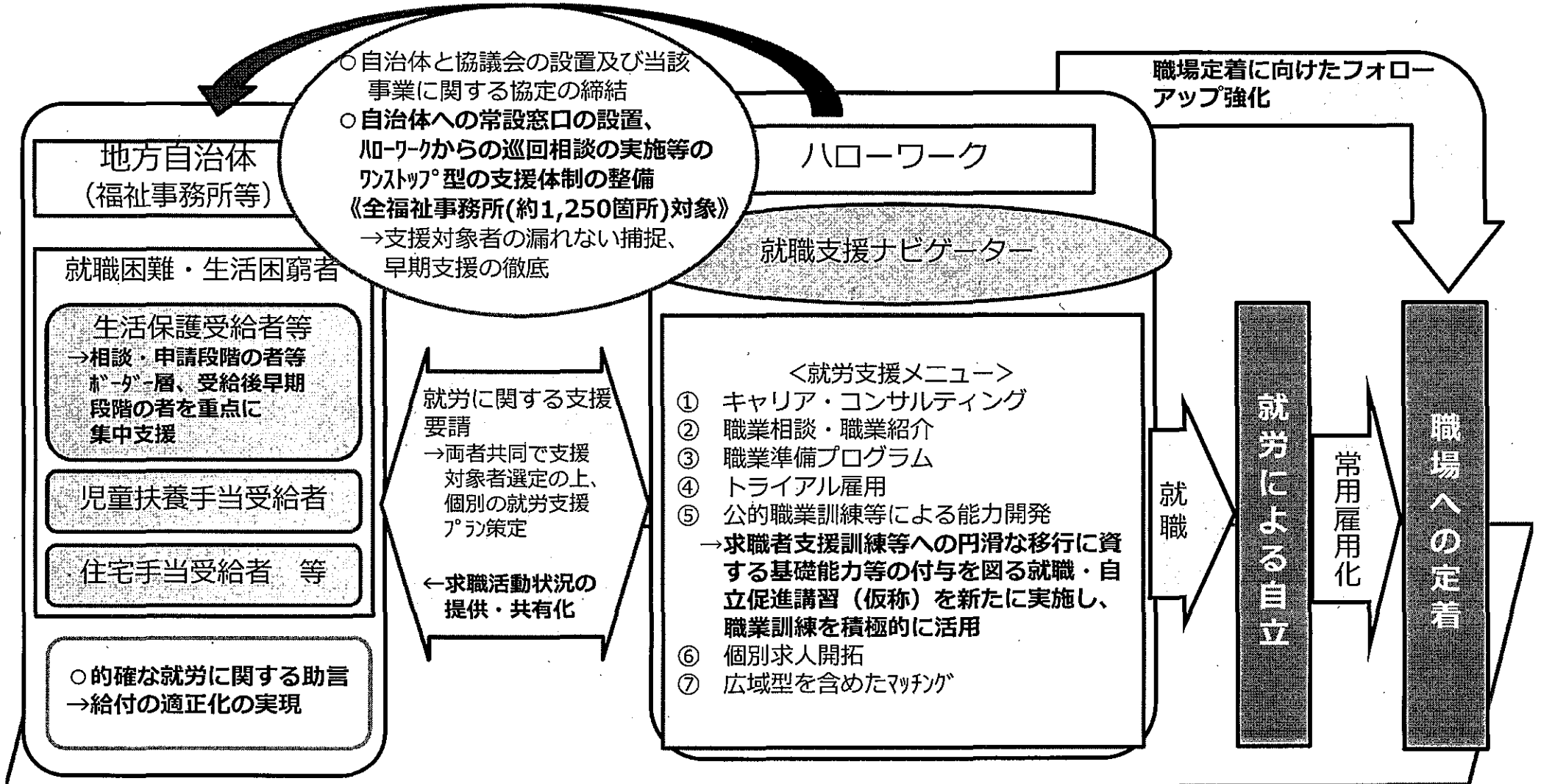
25年度予定額 72億円

[文章編P43]

労働局・ハローワークと地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図る「福祉から就労」支援事業（23年度～）を発展的に解消の上、新たに**生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）**を創設。

具体的には、生活保護受給者を含め広く生活困窮者を対象として、自治体にハローワークの常設窓口の設置をするなど**ワンストップ型の支援体制を全国的に整備し**、生活困窮者への早期支援の徹底、求職活動状況の共有化をなど就労支援を抜本的に強化し、生活困窮者の就労による自立を促進。

19



【現状】

- ・中学3年生を中心に、高校受験のための学習支援
- ・引きこもりや不登校の子どもに対する支援
- ・高校中退防止のための生活相談、居場所の提供
- ・家庭訪問を通じた生活習慣や養育相談等の実施

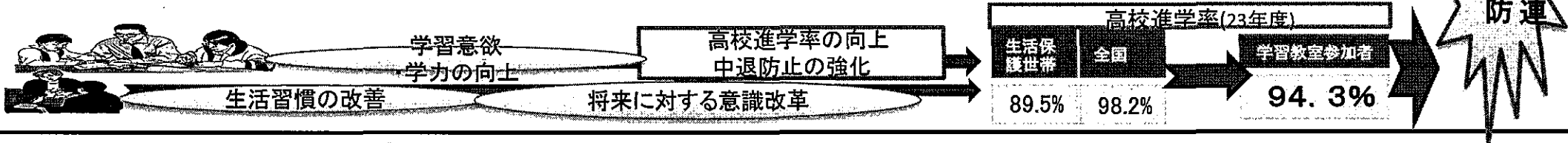
【支援内容の充実】

○進路相談・学習支援の充実

- ・学習支援の対象学年の拡大
⇒中学3年生を中心に実施 → 中学1年生まで拡充
- ・高校中退防止のため、進路相談等の取組強化
⇒居場所の提供 → 家庭訪問を通じた個別相談の取組強化

○家庭訪問・養育相談・日常生活支援の充実

- ・専門職員を配置し、夜間、休日等の個別相談や講習の実施
⇒福祉事務所に配置した専門職員により、相談時間帯の拡充や、講習等による日常生活支援の実施



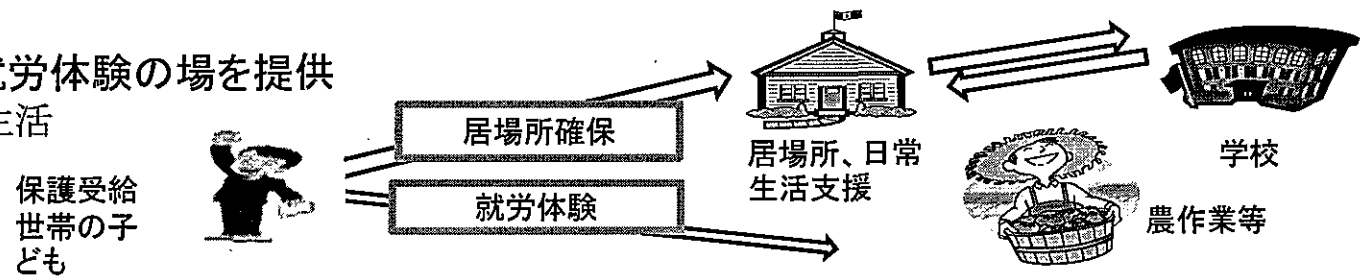
【新たな支援活動】

○ 就業前・放課後の居場所機能の充実

- 子どもが規則正しく学校に登校し、社会性をつけるための全般的な日常生活支援を行う居場所の提供
⇒学校の就業前や終業後も通える居場所を強化

○ 実体験の場の提供

- 「働く大人」像の実体験のため、合宿や就労体験の場を提供
⇒高校生や長期休暇中の中学生に日常生活習慣を身につけ、就労活動の基礎となるよう、合宿や農作業等の機会を提供



切れ目のない就労・自立支援とインセンティブの強化について [文章編P47]

保護開始直後から脱却後まで、稼働可能な者については、切れ目なく、また、どの段階でも、就労等を通じて積極的に社会に参加し、自立することができるよう支援を実施

① 保護開始段階での取組

○就労活動促進費の創設

就労支援プログラム等への参加など、活動内容や頻度等を踏まえて自ら積極的に就労活動に取り組んでいると認められる者に対して、その活動に要する経費等も踏まえた就労活動促進費（仮称）の支給
（月額5,000円 原則6か月を想定）

○本人の納得を得た集中的支援

就労可能な者については、就労による保護からの早期脱却を図るため、保護開始時点で例えば6月間を目途に、生活保護受給者主体の自立に向けた計画的な取組についての確認を行い、本人の納得を得て集中的な就労支援

② 保護開始後3～6月段階での取組

○低額であっても一旦就労

それまでの求職活動を通じて直ちに保護脱却が可能となる程度の就労が困難と見込まれる稼働可能な者については、生活のリズムの安定や就労実績を積み重ねることで、その後の就労に繋がりにやすくする観点から、低額であっても一旦就労することを基本的考え方とする。

③ 就労開始段階の取組

○勤労控除制度の見直し

就労収入が、働いた本人の手元に多く残るよう基礎控除の引き上げ
（全額控除8,000円 → 15,000円 ・ 控除率の低減措置の廃止（控除率一律10%）を想定）

④ 保護脱却段階での取組

○就労収入積立制度(仮称)の創設検討

保護脱却後に税、社会保険料等の負担が生じることを踏まえて、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化

⑤ 保護脱却後の取組

○新たな相談支援事業の運営機関にその後の支援を繋ぐことで、連続的支援を検討な支援を検討

【自立活動確認書の目的】

稼働能力があると判断した者全てを対象に、本人の同意を得て、求職活動の具体的な目標、内容を決定し、本人との共通認識のもと、その就労活動を福祉事務所が的確に支援するため作成する。

確認書の作成

①本人の希望する就職条件を確認

- ・ 正規職員、パート等就労形態・業種・勤務場所・通勤時間・通勤手段
- ・ 勤務日数・勤務時間帯・休日・賃金・社会保険等の有無 等

②本人の学歴、職歴、有資格、地域の求人状況、本人の意向を総合的に勘案し、本人の納得を得て、求職活動の期間（6か月を目途）、内容を確認

- (活動内容)
- ・ 生活保護受給者等就労自立促進事業参加
 - ・ 就労支援員による就労支援プログラム参加 等

③その際、あらかじめ次のことも確認

- ・ 一定期間活動後、就労の目途が立たない場合は、職種、就労場所等の範囲拡大
- ・ 脱却する程度の就労が困難な場合等は、短時間・低額であっても一旦就労
- ・ 実施状況を踏まえた定期的な確認・見直し

- ・ 本人と福祉事務所との共通認識のもと、適切な就労活動及び的確な就労支援
- ・ 就労活動促進費による就労活動の支援（25年8月から開始）

早期就労、早期脱却へ

平成25年度より、福祉事務所における健康面に関する支援体制の強化を図り、受給者の健康管理の支援に向けた取組を行う。

○ 平成25年度予算案では、地方交付税において、福祉事務所における、健康診査結果に基づく保健指導や受給者の健康や受診に関する相談等に対し助言指導等必要な対応を行う専門の職員の配置など健康面に関して専門的に対応できる体制を強化できるようにしている。

※ 併せて以下について法制化を検討。

- ・ 受給者が自らの健康の保持及び増進に努めることの明確化
- ・ 福祉事務所が健康診査の結果等を入手可能にする

【平成25年度予算(案) 交付税の算定基礎数値(標準団体規模)】

○ ケースワーカー	都道府県	22人(対前年度+3人)	市	15人(対前年度+2人)
○ 査察指導員	都道府県	3人(対前年度+1人)	市	2人(対前年度±0人)
○ 嘱託医手当等	都道府県	7,071千円(対前年度+3,092千円)	市	2,117千円(対前年度+927千円)

○ 背景(課題)

- ・ 単身での生活や家庭事情などにより周囲から健康面に関する支援を得られにくい状況にある者がいる。
- ・ 糖尿病、肝炎といった重症化すると完治が難しい疾病の患者の割合が国民健康保険等に比べて高い。

* 患者数の主傷病別構成割合(平成20年度「患者調査」)

主傷病	入院患者		外来患者	
	生活保護	国保等	生活保護	国保等
糖尿病	2.2%	1.9%	5.1%	3.5%
肝炎等	1.2%	0.7%	1.5%	0.6%
総合失調症等	34.9%	13.7%	5.5%	1.0%

福祉事務所の支援体制の強化

○ 生活保護受給者の健康管理の支援の実施

(取組のイメージ)

- ・ 健康診査などの受診を促す等による自らの健康保持への動機づけ
- ・ 健康や疾病に関する相談対応及び必要な健康管理指導
- ・ 通院患者に対して行う受診指導及び服薬管理を含む健康管理指導
- ・ 入院患者を訪問して行う生活指導及び退院支援
- ・ 医療扶助の申請に関する相談対応及び必要な助言指導
- ・ ケースワーカー、嘱託医等が行う職務への協力及び必要な助言等

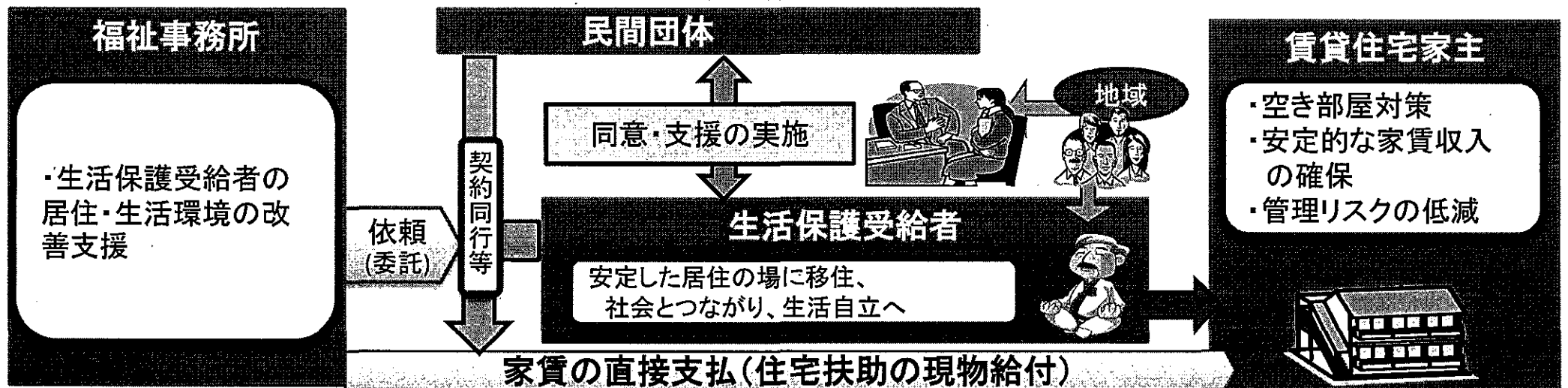
※ 保健・医療に関する専門的な知見に基づく助言指導を行うことにより、健康に関する支援はもとより、精神疾患関連への対応や子どもの発達・養育など世帯が抱える問題及び適正受診への取組などにおいて、個々の状況に応じたよりきめ細かな支援等が可能になる。

【考え方】

- 住宅扶助の代理納付の仕組みを利用して、家賃滞納のリスク解消という大家に対するメリットと引換に既存民間住宅ストックへの生活保護受給者の受入を促進する。
- あわせて、地域に円滑に定着できるかといった大家の不安や、代理納付した場合、本人と大家の間で解決すべき日常生活上の課題についてまで自治体での対応を求められる状況があることに鑑み、この居住支援を地域で見守り活動を行う民間団体に委託する。
- この場合、高齢・独居の多い生活保護受給者の一定の日常生活支援・相談を行ってもらうことにより、孤立防止や地域での生活をできる限り継続することが可能となることも見込める。

【概要】

- 住宅への入居を希望する生活保護受給者に対し、不動産業者への同行や現地確認による民間アパートへの入居支援を行う。
- 家賃の代理納付を促進する。
- 受給者が地域に円滑に溶け込めるように支援する。
 - ・ 入居している受給者に対する見守り
 - ・ 地域で活動する団体への加入、ボランティア活動への参加等を受給者に働きかけ 等



平成24年10月より電子レセプトシステムの抽出機能の強化を実施。

生活保護等版レセプト管理システム
(平成23年度より各自治体で本格運用)

主な点検機能

縦覧点検

受給者ごとに複数月分のレセプトを
まとめて、頻回受診等を点検

重複点検

重複して請求されているレセプトを
点検

主な統計・分析機能

医療費分析

管内の医療費で上位を占める傷病
の割合等を分析

傷病別分析

指定した傷病のレセプト件数、医療
費、受診率等を集計

医療機関別分析

医療機関ごとに医療費を集計し、診
療状況や医療費などを分析

新たな機能の追加

○ 具体的な指導対象となり得る者を容易に抽出(一覧表を自動作成)できる
ようにする。

平成24年10月改修済み

◆ 過剰な多剤投与や重複処方を受けている者

- ・《 任意の医薬品(向精神薬はグループ化も可) 》について、《 一定量(錠、日数、点) 》以上の処方を受けている者
- ・《 任意の医薬品(向精神薬はグループ化も可) 》について、《 任意の医療機関数 》以上から処方を受けている者

◆ 頻回に受診を行っている者

- ・同一傷病で、同一月内に《 任意の日数 》以上受診している状態が、《 任意の月数 》以上継続している者

◆ 長期外来を行っている者

- ・同一傷病で、《 任意の期間 》以上継続して外来受診している者

◆ 長期入院を行っている者

- ・《 任意の期間 》以上継続して入院している者

◆ 重複受診を行っている者

- ・同一傷病で、《 任意の期間 》内に《 任意の医療機関数 》以上で受診している者

○ 請求が他に比べて特徴のある医療機関を容易に抽出できるようにする。

◆ レセプト1件当たりの請求金額が高い医療機関

- ・管内の医療機関について1件当たりの請求が高い順に並べた一覧

平成25年3月改修

◆ 特定の診療行為や検査が多く行われている医療機関

- ・管内の医療機関について《 任意の診療行為・検査 》の請求が多い順に並べた一覧

○ 自治体からの意見を踏まえ、利便性の向上を図る。

◆ レセプトを抽出する際に、自治体が任意に設定条件を追加できるようにする 等

※抽出されたことをもって不適正ということにはならない点に留意が必要

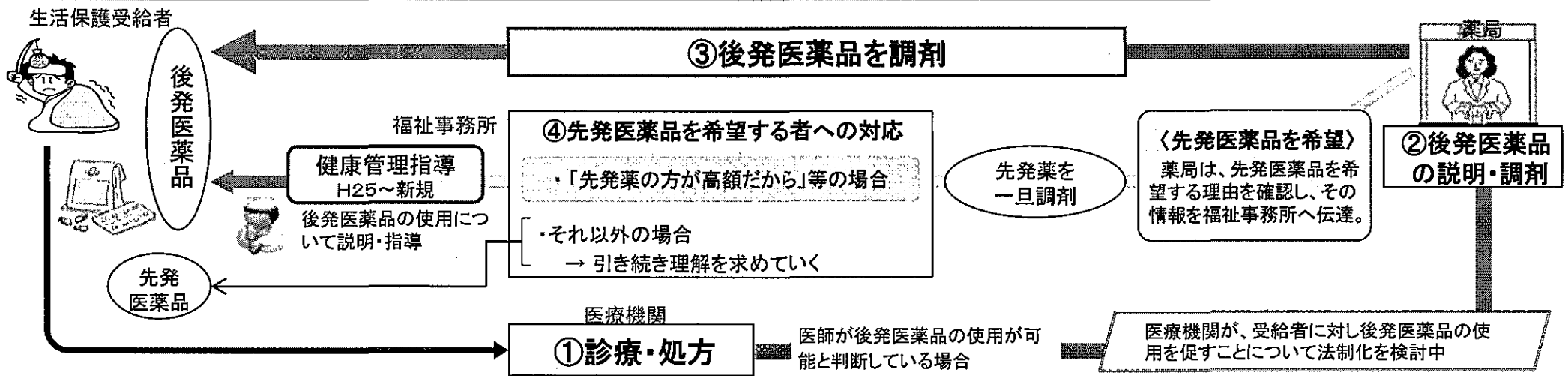
後発医薬品の使用を原則とすることの考え方について [文章編P63]

【平成25年度より実施（予定）】

○ 医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した（一般名処方を含む）場合は、後発医薬品を原則として使用する。

- 薬局は、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した処方せん（一般名処方を含む）を持参した受給者に対して、後発医薬品について説明した上で、原則として後発医薬品を調剤する。
- その際、先発医薬品の使用を希望する受給者に対しては、
 - ・ 薬局は、先発医薬品を希望する理由を確認した上で、先発医薬品を一旦調剤する。
 - ・ その理由が「先発医薬品の方が高額だから」「理由を言わない」等の場合については、必要に応じて福祉事務所の健康管理指導の対象とする。
- 医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合は、医療機関が受給者に対し後発医薬品の使用を促すことについて法制化を検討。

26



【参考】医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組む中、社会保険に比べて生活保護の使用割合が低い。

	生活保護(金額シェア)	社会保険(金額シェア)
平成21年	6.3%	6.4%
平成22年	7.0%	7.9%
平成23年	7.5%	8.5%

(資料)

- ・医療扶助実態調査
- ・社会保険診療行為別調査
- ※社会保険診療報酬支払基金が6月に審査したレセプトを集計対象

生活保護受給者に対する適正受診の徹底について

[文章編P67]

- ・ 同一月に複数の医療機関から向精神薬を処方されている者に対する受診指導について、精神科間の重複処方のみの点検から、全診療科間の重複処方に拡大。【調査対象件数】約2,600人(H22)→約14,000人(H24)
- ・ 診療日数が過度に多い者や長期間入院している者の全員を対象に、嘱託医協議や主治医訪問により個々の状況を把握した上で、適正受診の徹底や退院に向けた支援を実施。

○ 頻回受診者に対する適正受診指導

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
受診状況把握対象者数(同一疾病で月15日以上通院が3か月以上継続している者数)	18,217人	17,368人	18,847人
適正受診指導対象者数	3,874人	3,816人	4,273人
改善者数(適正な受診日数に改善された者数)	1,279人	1,271人	1,834人
改善者数割合	33.01%	33.31%	42.92%

○ 長期入院患者に対する退院促進

27

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
検討対象者数(入院180日を超えた者数)	63,108人	62,495人	62,003人
入院の必要がない者数	6,189人	5,830人	5,981人
改善者数(退院や他施設へ入所した者数)	3,026人	2,684人	2,946人
改善者数割合	48.89%	46.04%	49.26%

○ レセプト点検の実施

すべての医療扶助レセプトについて、都道府県及び福祉事務所において、資格点検、内容点検を実施。点検の結果、過誤が認められるレセプトについては遅滞なく過誤調整を行う。なお、平成23年度から電子レセプトにより点検を実施。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
支払金額	1,549,176百万円	1,558,845百万円	1,674,220百万円
過誤調整額	11,985百万円	14,219百万円	15,428百万円
過誤調整率	0.77%	0.91%	0.92%



電子レセプトシステムを積極的に活用し、効率的・効果的な取組の実施を行われたい

多くの医療機関では適正な診療が行われている一方、一部で生じている医療機関の不正事案については厳正な対処が必要。

生活保護法の指定医療機関制度の見直し

- 下記について、法制化等を検討する。
 - ・ 健康保険の取扱いを参考に、指定医療機関の指定要件及び指定取消要件を明確化する。
 - ・ 指定医療機関の指定の有効期間(現在は無期限)について、6年間の有効期間を設けている健康保険法の例を参考に、有効期間を導入する。
 - ※ 自治体の負担軽減の観点から、指定の有効期間を設定した場合に指定更新手続きの簡素化を図る。
 - ・ 指定医療機関又は保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応できるよう工夫をする。
 - ※ 保険医療機関の指定取消された際に指定医療機関の指定についても影響させる等
 - ・ 過去の不正にも対処できるよう、健康保険の取扱いを参考に、現在対象となっていない指定医療機関の管理者であった者についても報告徴収や検査等の対象とする。
 - ・ 健康保険の取扱いを参考に、取消処分前に指定医療機関等の指定辞退がなされた場合は、指定取消があった場合と同様に取扱い、原則5年間は再指定できないこととする。

指定医療機関への指導体制の強化

- 下記について、法改正の検討や体制の強化を行う。
 - ・ 必要に応じて、国(地方厚生局)による指導等も実施できるようにする。
 - ・ 各地方厚生局に指定医療機関に対する指導等を行う専門の職員を配置する。

電子レセプトシステムの抽出機能の強化

- 請求が他に比べて特徴のある医療機関を容易に抽出できるようにする。(平成25年3月実施)
 - ・ レセプト1件当たりの請求金額が高い医療機関
 - ・ 特定の診療行為や検査が多く行われている医療機関
- ※ 抽出されたことをもって不適正ということにはならない点に留意が必要

指導対象となり得る医療機関の選定

- 請求等に特徴がある医療機関を抽出し、当該医療機関の状況を総合的に勘案した上で、指導対象となり得る医療機関を選定していくことが重要。

ケースワーカー等の増(地方交付税措置)

- 地方交付税算定上の標準団体におけるケースワーカー数や嘱託医手当等を増額措置

平成25年度の状況

・ ケースワーカー	都道府県(町村部人口20万人)	22人(対前年度+3人)
	市(人口10万人)	15人(対前年度+2人)
・ 査察指導員(ケースワーカー7人に対し1人配置し、指導や助言を行う)	都道府県(町村部人口20万人)	3人(対前年度+1人)
	市(人口10万人)	2人(対前年度±0人)
・ 嘱託医手当等	都道府県(町村部人口20万人)	7,071千円(対前年度+3,092千円)
	市(人口10万人)	2,117千円(対前年度+927千円)

生活保護受給者の健康に関する相談・支援に必要な専門職員の配置の検討など、地域の実情にあわせて、福祉事務所の体制強化に必要な増配置について、関係部局との調整を行われたい。

就労支援員(緊急雇用創出事業臨時特例基金<補助率10/10>)

- 平成24年の経済対策(補正予算)により、事業実施期間を平成25年度末まで1年間延長し、就労支援に必要な経費を確保し、必要な数の就労支援員が確保できるよう基金を配分

昨今の受給者の増加状況等踏まえ、就労支援員(H25年2月現在1,981名→H25年度全国目標2,200名)を増員し、生活能力の向上、就労意欲喚起、離職防止等の取組など一層の強化に取り組まれたい。

(参考)地方厚生局による医療機関指導・体制強化

- 必要に応じて国(地方厚生局)による指導も実施できるようにした上で、各地方厚生局に専門の職員を配置(平成25年10月~予定)

①今回の基準部会における検証結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差による影響を調整

②前回見直し以降の物価の動向を勘案

<物価動向を勘案する理由>

- ・ 前回の見直し(平成20年)以降、基準額は見直されていないが、その間、デフレ傾向が続いている。このため、実質的な購買力を維持しつつ、客観的な経済指標である物価を勘案して基準額の見直しを行う。

<物価動向を勘案する起点>

- ・ 前回の検証の結果を踏まえた上で、当時の政府の判断として、平成20年度以降の基準を据え置くことが妥当とされたことから、物価動向を勘案する起点は平成20年以降とする。

③激変緩和措置

<基準の見直し幅の上下限の設定>

- ・ 見直しの影響を一定程度に抑える観点から、現行基準からの増減幅は、過去の類例等を参考に、±10%を限度とする。

<基準の見直しの段階的实施>

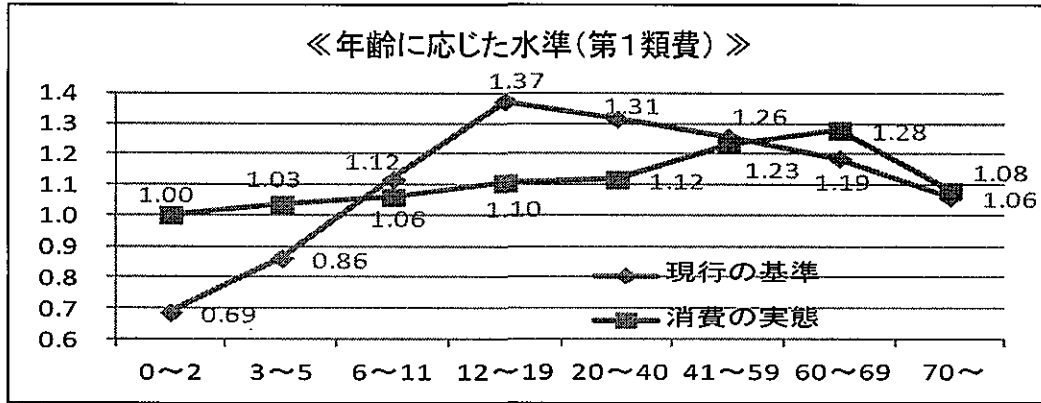
- ・ 生活扶助基準額の見直しは、平成25年度から、3年間をかけて段階的に実施する。

※このほか、期末一時扶助等の見直しを行う。

(参考)生活保護基準部会の検証結果(年齢・世帯人員・地域差による影響)

生活扶助の基準(水準)と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかについて「5年に1度の定期的な検証作業」を行う。年齢・世帯人員、居住地域の3要素別にみて、検証を実施。

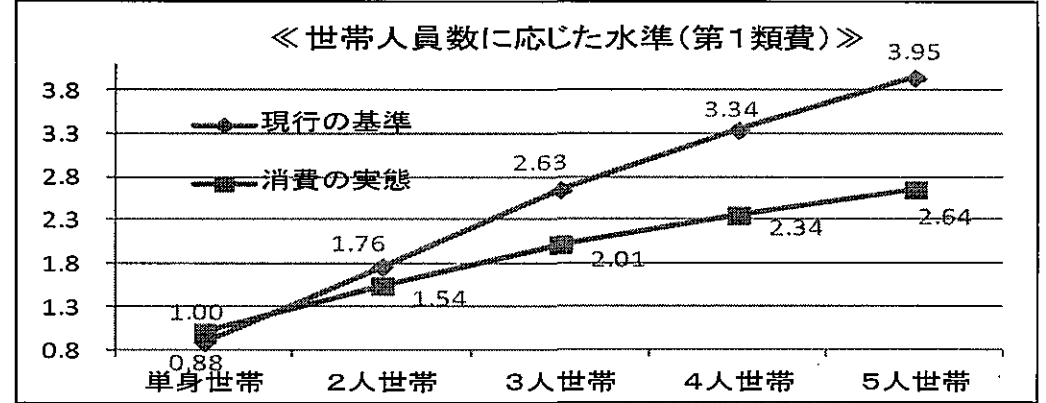
(1)「年齢別」の検証



【結果】

・現行の基準額と比べれば、消費実態は各年齢間の差が小さくなっている。

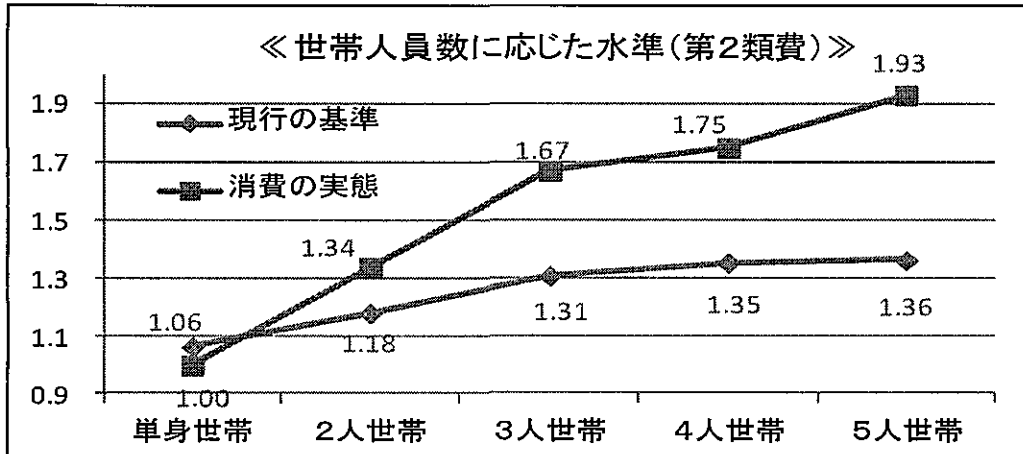
(2)「世帯人員別」の検証



【結果】

・現行の基準額(第1類費)と比べれば、消費実態は各世帯人員間の増加幅が小さくなっている。

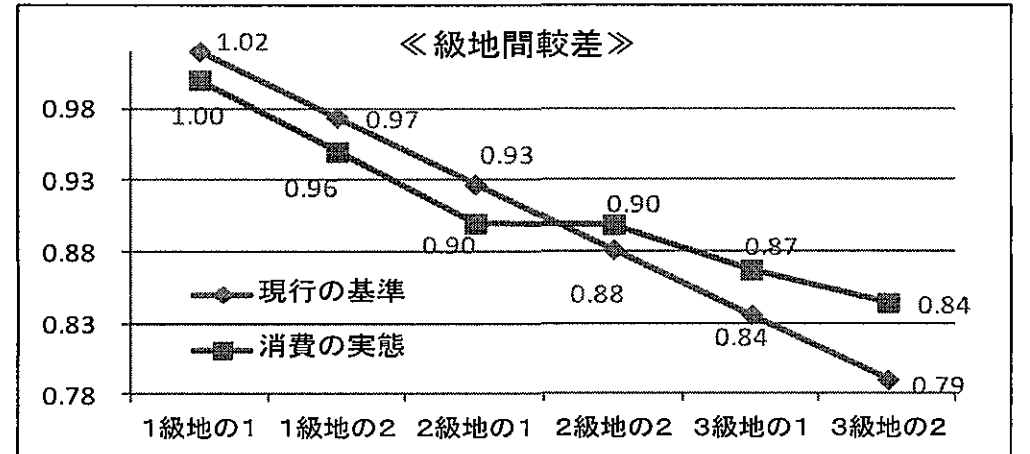
(2)「世帯人員別」の検証(続き)



【結果】

・現行の基準額(第2類費)と比べれば、消費実態は各世帯人員間の増加幅が大きくなっている。

(3)「居住地域(級地)別」の検証



【結果】

・現行の基準額の地域差(最大22.5%)と比べれば、消費実態の地域差(最大約16%)は小さくなっている。

生活扶助基準等の見直しの考え方と影響額

<生活扶助基準について以下の考え方に基づき見直す>

3年間の効果額:約670億円 (25年度効果額:約150億円)

① 今回の生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差による影響を調整 【財政効果:90億円】

② 前回見直し(平成20年)以降の物価の動向を勘案 【財政効果:本体分 510億円、加算分 70億円】

※生活扶助基準の見直しにあたっては、以下の激変緩和措置を講じる。

- ・ 見直しの影響を一定程度に抑える観点から、現行基準からの増減幅は、過去の類例等を参考に、±10%を限度となるように調整する。
- ・ 生活扶助基準額の見直しは、平成25年8月から27年度まで、3年程度をかけて段階的に実施する。

<別途、期末一時扶助について以下の考え方に基づき見直す>

財政効果: 約70億円(25年(12月)分のみ)

○ 現在乳幼児から高齢者まで一律に人数倍した額を支給しているため、**経済性(スケールメリット)(※)**を勘案するよう見直す。

【例】二人世帯に支給される総額

現行:28,360円 新基準:22,000円程度

※ 家計における消費額は、世帯人数が増加しても単純に世帯人数倍されるのではなく、世帯内で共通して消費されるものがある等のため、世帯人数倍より低くなる

(参考) 期末一時扶助

食費等の出費が増える傾向にある年末にのみ支給しているもの。

[現行の期末一時扶助(1級地) 1人14,180円]

(複数人世帯の場合、単純に世帯人数倍した額が支給される)

生活扶助基準額の見直しの具体例

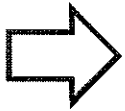
		【現在】				(医療扶助)	【平成25年8月】		【平成27年度以降】		(単位:万円)	
		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	合計①		生活扶助	合計②	生活扶助	合計③	②-①	③-①
夫婦と子1人 (30代20代4歳)	都市部	17.2	4.6	—	21.8	(7.6)	16.7	21.3	15.6	20.2	△0.5	△1.6
	町村部	13.6	1.6	—	15.2	(7.6)	13.3	14.9	12.8	14.4	△0.3	△0.8
夫婦と子2人 (40代夫婦と 小・中学生)	都市部	22.2	4.7	1.3	28.2	(12.4)	21.6	27.6	20.2	26.2	△0.7	△2.0
	町村部	17.7	1.9	1.3	20.9	(12.4)	17.2	20.4	16.2	19.4	△0.5	△1.5
70代以上 単身	都市部	7.7	3.6	—	11.3	(9.6)	7.6	11.2	7.4	10.9	△0.1	△0.3
	町村部	6.0	1.1	—	7.1	(9.6)	6.0	7.1	6.0	7.1	△0.0	△0.1
60代単身	都市部	8.1	3.6	—	11.7	(8.3)	8.0	11.6	7.9	11.5	△0.1	△0.2
	町村部	6.3	1.1	—	7.4	(8.3)	6.3	7.4	6.4	7.5	+0.0	+0.1
70代以上 夫婦	都市部	11.4	4.2	—	15.6	(19.2)	11.2	15.4	10.9	15.1	△0.2	△0.6
	町村部	9.0	1.3	—	10.3	(19.2)	8.8	10.1	8.8	10.1	△0.1	△0.2
60代夫婦	都市部	12.2	4.2	—	16.4	(16.5)	12.0	16.2	11.7	15.9	△0.2	△0.5
	町村部	9.5	1.3	—	10.8	(16.5)	9.5	10.8	9.5	10.8	+0.0	+0.0
41～59歳 単身	都市部	8.3	3.6	—	11.9	(6.4)	8.2	11.8	7.9	11.5	△0.1	△0.4
	町村部	6.4	1.1	—	7.5	(6.4)	6.4	7.5	6.4	7.5	△0.0	△0.0
20～40歳 単身	都市部	8.5	3.6	—	12.1	(3.5)	8.3	11.9	7.8	11.4	△0.2	△0.7
	町村部	6.6	1.1	—	7.7	(3.5)	6.5	7.6	6.3	7.4	△0.1	△0.3
母と子1人 (30代・4歳)	都市部	15.0	4.2	—	19.1	(5.1)	14.7	18.9	14.1	18.3	△0.3	△0.8
	町村部	12.0	1.3	—	13.3	(5.1)	11.9	13.2	11.7	13.0	△0.1	△0.3

生活扶助は世帯員がいれば必ず支給される冬季加算、母子加算、児童養育加算を含む。住宅扶助と医療扶助は平成22年度平均に基づき計上した。これらの世帯類型で生活保護受給世帯全体の約8割を占める(例示にある個別の年齢構成だけではないことには留意)。端数処理により合計・差額が一致しないことがある。


生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について(対応方針)

1. 個人住民税の非課税限度額等

(医療保険等の自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものを含む)


- 
- 25年度は影響は無い。
 - 26年度以降の税制改正において対応。
 - 非課税限度額を参照しているものは、26年度以降の税制改正を踏まえて対応。

2. その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度

- 
- ① 生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする。(就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費等)
 - ② ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。(中国残留邦人への給付等)

3. 地方単独事業

(例: 準要保護者に対する就学援助)

- 
- 国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂く
よう依頼

平成25年度予算案における生活扶助基準の基準額表の体系の見直し（案）について

1. 「世帯の第1類・第2類の合計の基準額」の算出方法の変更

今回の生活扶助基準の見直しにおいては、生活保護受給世帯への激変緩和措置として、3年程度かけて段階的に基準額を改定することとしている。

このため、「世帯の第1類・第2類の合計の基準額」（以下「第1類・第2類合計」という。）が平成25年度から平成27年度まで均等に改定されるよう、その算出方法を変更する。

(1) 「第1類・第2類合計」の算出方法 ※冬季加算は除く

○現 行

➢ 世帯員ごとの各年齢に応じた第1類基準額＋世帯人数に応じた第2類基準額

○見直し（案）

➢ 第1類、第2類それぞれの基準額について「基準額①（平成24年度基準額）」と「基準額②（平成27年度基準額（予定））」の2つを設定。

➢ 「基準額①で算出した第1類・第2類合計」と「基準額②で算出した第1類・第2類合計」の差額の3分の1を、「基準額①で算出した第1類・第2類合計」に足した額を平成25年度基準額（案）とする。

$$= (\text{第1類①} + \text{第2類①}) + [(\text{第1類②} + \text{第2類②}) - (\text{第1類①} + \text{第2類①})] \times (1/3)$$

→展開すると…

$$\underline{(\frac{2}{3}) \times (\text{第1類①} + \text{第2類①}) + (\frac{1}{3}) \times (\text{第1類②} + \text{第2類②})}$$

※「第1類①」とは基準額①で算出した第1類、「第2類②」とは基準額②で算出した第2類のこと

(2) 基準額表の改正イメージ

➤ 第1類について、現行の「基準額」欄を、「基準額①」「基準額②」に改める。

第1類		第1類		
年齢別	基準額	年齢別	基準額①	基準額②
0~2歳		0~2歳		
...		...		
70歳以上		70歳以上		

➤ 第2類について、現行の「基準額」欄を、「基準額①」「基準額②」に改める。(冬季加算は除く)

第2類		第2類				
基準額及び 加算額	世帯人員別				基準額①	基準額②
	1人	2人	3人	...		
基準額						

➤ 第1類・第2類の合計の算出方法(1(1)見直し(案))についての記載を追加する。

2. 改定幅の上限設定（±10%×1/3）

今回の生活扶助基準の見直しにおいては、生活保護受給世帯への激変緩和措置として、現行の基準額と見直し後の基準額の改定幅が、3年で±10%以内となるよう上限を設定することとしている。

このため、平成25年度基準額（案）においては、その3分の1にあたる「±10%×1/3」以内の改定幅となるように設定する。

(1) 「±10%×1/3」の上限設定

○現 行

➤ なし。

○見直し（案）

➤ 「基準額②で算出した第1類・第2類合計」が、「基準額①で算出した第1類・第2類合計の90%」を下回る場合は、激変緩和措置として、「基準額②で算出した第1類・第2類合計」は「基準額①で算出した第1類・第2類の合計90%」に置き換わり、

$$\frac{2}{3} \times (\text{第1類①} + \text{第2類①}) + \frac{1}{3} \times [0.9 \times (\text{第1類①} + \text{第2類①})]$$

が平成25年度基準額（案）となる。

(2) 基準額表の改正イメージ

➤ 現行基準額と平成25年度基準額（案）の改定幅の上限を「10%×1/3」とすることについての記載を追加する。

3. 表示人数の変更

現行の第2類基準額及び冬季加算では、1～4人世帯ごとの基準額、5人以上世帯については1人増すごとに加算する額が定められているが、今回の見直しにおける検証結果を適切に反映するため、これらの基準単価の表示人数を変更する。

(1) 基準額単価の表示人数の変更

○現行

- 1～4人世帯まではそれぞれの世帯人数ごとの基準額を表示。5人以上世帯については1人増すごとに加算する額を表示。

○見直し(案)

- 1～9人世帯までそれぞれの世帯人数ごとの基準額を表示することとし、10人以上世帯については1人増すごとに加算する額を表示することとする。

(2) 基準額表の改正イメージ

- 第2類、冬季加算、期末一時扶助の基準単価の表示人数を変更する。

第2類

基準額及び加算額	世帯人員別			
	1人	2人	...	5人以上1人増すごとに加算する額
基準額				
地区別冬季加算額				



第2類

基準額及び加算額	世帯人員別				
	1人	2人	...	5人	10人以上1人増すごとに加算する額
基準額①					
基準額②					
地区別冬季加算額					

期末一時扶助

級地別	期末一時扶助



期末一時扶助

級地別	世帯人員別			
	1人	2人	...	9人
				10人以上1人増すごとに加算する額

4. 第1類の世帯人数に応じた縮減率の見直し

現行の第1類は、世帯の第1類合計額に、4人世帯では0.95、5人以上世帯では0.90の縮減率を乗じることとしているが、検証結果を踏まえてこれを見直すこととする。

(1) 第1類の縮減率の見直し

○現行

- 世帯の第1類合計額を算出するにあたり、4人世帯については0.95、5人以上世帯については0.90の縮減率を設定している。(1~3人世帯については縮減率の設定なし)

○見直し(案)

- 1~9人世帯及び10人以上世帯それぞれの世帯人数ごとの縮減率を設定(1人世帯は1)。

(2) 基準額表の改正イメージ

- 第1類の縮減率についての記載を追加する。

第1類の基準額の合算額 ②乗じる率	世帯人員別				
	1人	2人	...	9人	10人以上
率①					
率②					

※「率①」については平成24年度の縮減率、「率②」については平成27年度(予定)の縮減率のこと

5. 勤労控除の見直し

(1) 基礎控除の見直し

- 全額控除の額について、現行の8,000円から引き上げる（15,000円を予定）。
- 全額控除額以降の控除率について、現行では就労収入が一定額を超えると控除率が下がる仕組みとなっているが、控除率が一律（10%を予定）になるよう見直す。

(2) 特別控除の廃止

6. その他

- 各種加算（他制度に並んで同額となるように改定しているものは除く）については、物価動向を勘案して改定する。
- 一時扶助（被服費等）、住宅扶助（住宅維持費）、出産扶助（施設分娩）、生業扶助の技能修得費（高等学校等就学費を除く）及び新規就労控除については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案して改定する。

文 章 編 資 料

1 生活保護制度を取り巻く状況等について

(1) 生活保護の動向（平成 24 年 11 月時点）

平成 24 年 11 月時点の生活保護受給者数は約 215 万人（生活保護受給世帯数：約 157 万世帯、保護率：1.68%）となっており、平成 23 年 7 月に現行制度下での過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。

ただし、対前年同月伸び率は 3.2%となっており、平成 22 年 1 月の 12.9%をピークに減少傾向にある。（世界金融危機直前（平成 20 年 10 月）の伸び率は 3.0%）

年代別にみると 60 歳以上の受給者数の伸びが大きく、生活保護受給者の過半数（約 51%）は 60 歳以上の者となっている。一方で、厳しい経済情勢の影響を受け、失業等により生活保護に至る世帯を含む「その他の世帯」の伸びは 10 年前の 7.2 万世帯から 28.8 万世帯と 10 年間で約 4 倍となっている。

(2) 生活保護制度の見直しについて

ア 生活保護制度の見直しの基本的考え方について

生活保護制度には、「最後のセーフティネット」としての役割を引き続き十分に果たしていくことが求められており、支援が必要な人に確実に保護を実施するという基本的な考え方は変わるものではない。

その上で、近年の生活保護受給者が急増する等の状況を踏まえ、就労・自立支援対策、不正・不適正受給対策、医療扶助の適正化などを中心に見直しを図ることとしている。

イ 生活保護制度の見直しの内容について

生活保護制度については、社会保障制度改革推進法（平成 24 年法律第 64 号）においても、同法附則第 2 条において、生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組むこと等が規定されている。

そのような状況下の中、社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会において、生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに関する具体的な制度設計について審議が重ねられ、平成 25 年 1 月に報告書が取りまとめられたところである。

生活保護制度の見直しについては、今後、当部会の報告書を基に、

- ① 早期の集中的な就労自立支援の取組、後発医薬品の更なる使用促進など、運用上で実施可能な事項については、平成25年4月から実施。
- ② 居住支援の取組など予算措置を伴う事項については、予算成立後に順次実施。
- ③ 就労活動促進費の創設、勤労控除の見直しなど、生活保護受給世帯の支給額に影響がある事項については、生活扶助基準等の改定にあわせて平成25年8月から実施。（生活扶助基準の改定については後述）
- ④ 地方自治体の調査権限の強化、不正受給にかかる罰則の引き上げ等、指定医療機関に関する指定（取消）要件の明確化、国の直接指導権限の創設、保護からの脱却を促すための給付金の創設など、法律上の措置が必要な事項については、生活困窮者対策の法整備に併せ、生活保護法を改正することとしている。
（生活保護法の改正案については、今通常国会に提出を検討中）

これらの制度見直し事項については、引き続き地方自治体の御意見も踏まえつつ、実際の運用に向けて検討を行っていきたいと考えているので、ご協力をいただくようお願いしたい。

2 切れ目のない就労・自立支援策とインセンティブ強化について

(1) 就労・自立支援の取組強化

各自治体には就労支援をはじめとして積極的に自立支援に取り組んで頂いているところであるが、今般、就労支援の一層の強化等を行うこととしているので、各自治体においてはこれらの取組を推進できるよう体制整備をお願いします。

ア 就労支援員の増配置等について

ハローワークへの同行や面接支援等特別なサポートを必要とする生活保護受給者の就労支援を行う就労支援員（平成25年2月現在、1,981名（就労意欲喚起を行う者等を含む。）による、就労自立のためのきめ細かな支援は、必要不可欠な存在となっている。

このため、平成24年の経済対策で各都道府県の基金（緊急雇用創出事業臨時特例基金・補助率10/10）の事業実施期間を平成25年度末まで延長し、生活保護受給者の就労支援に必要な経費を確保し、必要な数の就労支援員が確保できるよう基金の配分を行ったところである。

各自治体におかれては、昨今の生活保護受給者数の増加状況を踏まえ、就労支援員を増員（平成25年度目標：全国2,200名）し、取組に当たっては生活能力向上、就労意欲の喚起、離職防止等の取組や、複数の自治体への広域的な配置等の取組を行うなど、地域の実情に応じた、就労支援の一層の強化に取り組まれるようお願いします。

なお、平成21年度より実施している就労支援員の全国研修会は、平成25年度も開催する見込みであるので積極的な参加をお願いします。

イ 生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）の創設

都道府県労働局・公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）と地方自治体との協定等に基づく連携を基盤として、生活保護受給者等の就労促進を図る「福祉から就労」支援事業を平成23年度から実施し、実績をあげているところである。

平成25年度からは、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を抜本強化するため、本事業を発展させ、さらに、国が行う業務と地方が行う業務を一体的に実施する「一体的実施」の成果を最大限活用しながら、新たに生活保護受給者

等就労自立促進事業（仮称）を創設する予定である。

具体的には、地方自治体へのハローワーク常設窓口の設置や巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備の上、生活保護の相談・申請段階の者等ボーダー層を含めた支援対象者の大幅な拡大、早期支援の徹底及び求職活動状況の自治体との共有化など、就労支援を抜本的に強化し、生活困窮者の就労による自立を促進することとしている。各自治体におかれては、①生活保護の相談・申請段階の者を含めて支援対象者の積極的な送り出し、②巡回相談のための体制整備、③ハローワークから提供された求職活動状況に基づいた確かな就労に関する助言など、都道府県労働局・ハローワークとの連携を一層強化していただくようお願いする。

また、本事業を効果的に実施するためには、生活保護制度等に関する自治体の取組を理解することが重要であることから、都道府県労働局・ハローワークが職員や就職支援ナビゲーターに対する研修を開催する際に、研修講師の派遣依頼があった場合にはご協力をお願いする。

ウ 自立支援プログラムの策定等について

自立支援プログラムは、①管内の被保護世帯全体の状況を把握し、②被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容や実施手順等を定め、③これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施することによって、被保護世帯が抱える様々な問題に対処し、これを解決するための、「多様な対応」、保護の長期化を防ぐ「早期の対応」、効率的で一貫した組織的取り組みを推進する「システム的な対応」を可能とするものである。

各自治体におかれては、これまで以上に就労支援に取り組んでいただくとともに、子どもの健全育成に関する支援や、就労が困難な生活保護受給者に対する社会的自立の支援についてもより一層強化するようお願いする。

エ 子どもの貧困連鎖の防止に向けた取組について

貧困連鎖の防止については、従前より「社会的な居場所づくり支援事業」における子どもの健全育成支援として、中学3年生を中心に高等学校進学率の向上を目指す学習支援の場の提供、家庭訪問・養育相談等の積極的なアウトリーチ支援、高校

生の中退防止のための支援等に取り組んでいただいているところである。

平成25年度予算(案)(セーフティネット支援対策事業費補助金50億円の内数(補助率10/10))においては、従前の取組みに加えて、学習支援の対象学年を中学3年生を中心としてきたところを中1、中2などまで対象を拡大、高校中退防止のための個別相談の強化、職場体験の実施、親に対する夜間、休日等の個別相談や講習会を通じた支援の強化、新たに、子どもが規則正しく学校に登校し、社会性をつけるための全般的な日常生活支援を行う居場所の提供、「働く大人」像の実体験のための合宿や就労体験の場の提供等支援を行うこととしている。

各自治体におかれては関係機関と調整の上、これまで以上に積極的に取り組まれるようお願いする。なお、参加対象者の範囲については特段の事情がある場合を除き、原則として生活保護受給世帯の子どもとすることとしているのでご了知いただきたい。

オ 生活保護受給世帯の子どもの健全育成支援の充実について

平成25年度から、保護の実施要領等を改正し、生活保護受給世帯の子どもの健全育成支援の充実として、下記の対応を可能とすることとしているのであらかじめ御了知願いたい。

(ア) 高等学校等在学者に対する就労支援

現在、高等学校等就学中の被保護者に対する技能修得費の支給は、就学中の高等学校での授業に関連のある資格試験を受ける場合及び高等学校等在学中に卒業後の就職先が内定した者が、内定先での就労にあたって自動車運転免許が確実に必要な場合に限られている。

今後は、高等学校等在学者に対する就労支援として、新たに、高等学校等在学中に卒業後の就職先が内定した者が、内定先での就労にあたって資格取得が確実に必要な場合には、自動車運転免許以外の資格についても、当該資格を取得するための費用を支給することが可能となるよう、生活保護問答集の改正を行うこととする。

(イ) 高等学校等卒業後の専修学校等への就学支援

高等学校等卒業後、当該被保護者が、専修学校、各種学校又は大学に就学する

にあたり、次のいずれにも該当する場合には、就学するために必要な経費に充てることを目的とした保護費のやり繰りによる預貯金等を行うことが可能となるよう、実施要領等の改正を行うこととする。

なお、福祉事務所は、当該預貯金等の使用前に預貯金等の額を確認するとともに、使用後は就学のために使用されたことを証する書類等により、使用内容を確認することとする。

- 具体的な就労自立に関する本人の希望や意見が強く、生活態度等から、高等学校等卒業後、専修学校、各種学校又は大学に就学することにより就労に必要な資格取得が十分見込まれるなど特に自立助長に効果的であると認められること
- 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に修学すること
- 当該預貯金等の使用目的が、高等学校等卒業後、専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学金等に限る。）に充てられるものであること
- やり繰りで生じる預貯金等に対応する経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっているものであって、原則として、やり繰りを行う前に福祉事務所の承認を得ていること

(ウ) ひとり親世帯の親の高等学校等就学支援

中学校を卒業して数年以上経過している場合や、一度中退した者が再度高等学校等へ入学する場合は、原則として、高等学校等就学費の対象外とされているが、ひとり親世帯の親であって、次のいずれにも該当する場合には、高等学校等就学費を支給することが可能となるよう、生活保護問答集の改正を行うこととしている。

- 現に就労（被用）収入を得ているが、現状の稼働能力の活用状況では将来的にも保護からの脱却が容易でないと認められること（就学期間中は、引き続き、就労を継続することを原則とする。）、又は、子どもの養育等により、現時点では就労することが困難であると認められること（就学期間中に就労阻害要因が解消された場合には、就労又は就労活動を行うことを原則とする。）

- 具体的な就労自立に関する本人の希望や意思が明らかであり、高等学校等卒業資格を取得するなどにより、収入の増加につながるような就労の機会を得る可能性が高くなると認められること
- 本人の就学の意欲が高く、また、生活態度等から高等学校等の卒業が見込めること

(2) 早期の集中的な就労・自立支援

保護開始直後から脱却後まで、稼働可能な者については、切れ目なく、また、どの段階でも、就労等を通じて積極的に社会に参加し、自立することができるよう支援を行う必要がある。

① 保護開始段階での取組

生活保護の受給に至った者が、就職できないという状況が長く続くと、自立が困難になってくる傾向があるため、早期に対策を講じることが必要である。

このため、就労可能な者については、就労による保護からの早期脱却を図るため、保護開始時点で例えば6月間を目途に、生活保護受給者主体の自立に向けた計画的な取組についての確認を行い、そのことについて本人の納得を得て集中的な就労支援を行うこととしている。

その際、一般就労が可能と判断される者について、自らの希望を尊重した就労活動を行ったにもかかわらず、一定期間経過後も就職の目途が立たない場合等には、それまでの取組に加えて、本人の意思を尊重しつつ、職種・就労場所を広げて就職活動を行うことを基本的考え方とすることを明確にすることにしている。

② 保護開始後3～6月段階での取組

それまでの求職活動を通じて直ちに保護脱却が可能となる程度の就労が困難と見込まれる稼働可能な者については、生活のリズムの安定や就労実績を積み重ねることで、その後の就労に繋がりやすくする観点から、低額であっても一旦就労することを基本的考え方とすることを明確にする。

これらの集中的な就労・自立支援を効果的に実施するため、新たに、稼働能力があると判断した者全てを対象に、本人の同意を得て、上記①、②の視点に基づく求

職活動の具体的な目標や就労支援の内容を決定し、福祉事務所と本人とで共有する自立活動確認書を作成することとしている。詳細は別途お示しすることとするが、各自治体におかれては早期にかつ積極的に取り組まれない。

(3) 就労活動促進費の創設について（平成 25 年 8 月から）

受給者の自発的な能力活用等の取組を促す観点から、就労支援プログラム等への参加など、活動内容や頻度等を踏まえて自ら積極的に就労活動に取り組んでいると認められる者に対して、その活動に要する経費等も踏まえた定額の手当（月額 5,000 円、原則 6 カ月を想定）を支給する就労活動促進費を創設する予定である。

(4) 勤労控除の見直しについて

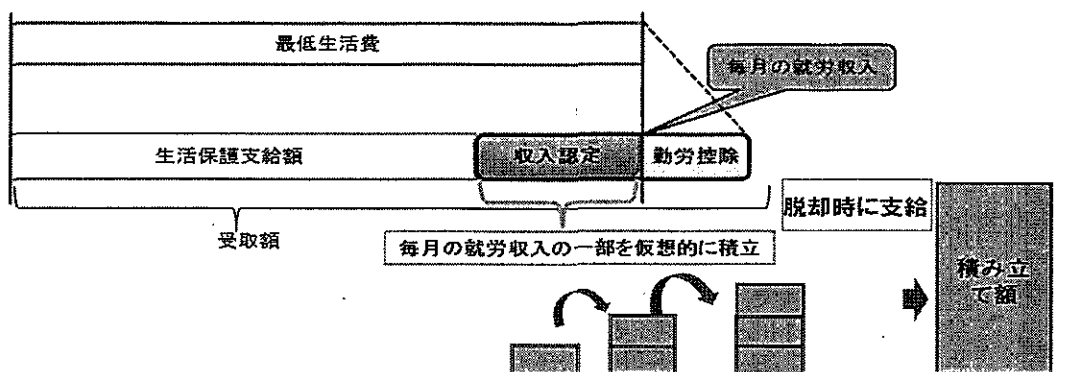
生活保護受給中の就労インセンティブ施策として勤労控除制度があるが、現在の勤労控除は一定の効果はあるものの、一層の就労を促すためには現在の金額では不十分との指摘もあり、増収するほどに控除率が低下する仕組みを見直す必要があることから、全額控除となる水準や控除率を見直すこととしている。（全額控除8,000 円→15,000円、控除率の低減措置の廃止（控除率一律10%））併せて、実施機関によりその活用の程度にばらつきがある特別控除については、廃止することとしている。

(5) 就労自立給付金（就労収入積立制度）の創設について

生活保護から脱却すると、税や社会保険料等の負担が生じ、結果的に可処分所得が減少してしまうという問題があり、こうした点を踏まえて、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化する必要がある。

このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に支給する制度の創設を予定している。

※ 制度イメージ



(6) 支援方法の見直し等について

① 自動車の処分保留期間の延長

公共交通手段がないなど車が主な通勤手段である地域においては、車の保有を認めることが就労に結びつくと考えられることから、一般低所得者との均衡にも配慮しつつ、車の処分を保留する期間を延長するよう実施要領を改正することとしている（概ね半年→1年）。

② 転居を伴う就労支援

現在は住所地から通勤可能範囲の就労を主に支援しているが、その範囲内に稼働能力に応じた職場がない場合であって、長期に安定的な就労機会が確保できるなど保護脱却が十分に見込める場合には、敷金や移送費等を負担する方向で見直し、生活保護問答集を改正することとしている。

3 健康・生活面に着目した支援について

(1) 生活保護受給者の健康管理を支援する取組について

生活保護受給者の中には、単身での生活等のため周囲から支援が得られにくいといった状況にある者や、障害や高齢に限らず医療を必要とするために保護に至ってしまった者もいる。また、医療扶助では、高血圧などの循環器系疾患や統合失調症などの精神関連疾患など長期の治療を要する者の割合が高く、糖尿病や肝炎など重症化すると完治が難しい患者の割合が国民健康保険等に比べて高いといった特徴もある。

逆にこうした疾患は、日常生活における健康管理を適切に行うことで改善や重症化の予防が可能なものもあり、就労による自立、社会的自立など、あらゆる受給者の自立を助長する前提として、まずは健康面及び生活面に着目した支援を行うことが重要である。また、結果として医療扶助の適正化にも与することが期待できる。

このため、福祉事務所は、受給者に対し、健康増進法に基づく市町村の健康診査の受診などを促す等により自らの健康保持への動機付けを行うなど、受給者自らが健康の保持・増進に努めるための支援を行うことが必要である。

そのため、平成25年度予算案では、地方交付税において、福祉事務所における、健康診査結果に基づく保健指導や、受給者の健康や受診に関する相談等に対し助言指導等必要な対応を行う専門の職員の配置など健康面に関して専門的に対応できる体制を強化できるようにしている。

地方自治体におかれては、福祉事務所における健康面に関する支援体制の強化を行い、健康管理指導など受給者の健康管理の支援に向けた取組を行うようお願いする。

なお、医療扶助運営要領の第2（医療扶助の運営体制）について、現在、健康に関する支援体制の整備について追加することを検討しているので、予めご了承ください。

また、福祉事務所が、受給者の健康状況を踏まえた効果的な助言指導を可能とするため、目的外には使用しないといた点には十分配慮しつつ、法第29条の調査権限を強化することにより、健康診査の結果等を入手可能にすることを今後検討することとしているので、併せて御了知願いたい。

こうした取組を通じて、受給者の疾病の予防及び早期発見や重症化予防、状況に応じた医療機関との連携及び福祉事務所自体の医療扶助に係る相談・助言に関する体制の強化が図られていくものと考えている。

【健康管理を支援する取組のイメージ】

- 生活保護受給者からの健康や疾病に関する相談対応及び必要な健康管理指導
 - 衛生部局と連携した健診・保健指導の受診勧奨及び健診結果や保健指導記録等に基づく健康管理指導など
- 通院患者に対して行う受診指導及び服薬管理を含む健康管理指導
 - 頻回・重複受診等を行っている者に対する適正受診指導や、後発医薬品に関する説明及び理解促進、後発医薬品を理由なく使用しない者に対する服薬管理指導、長期外来患者に対する実情に即した支援など
- 入院患者を訪問して行う生活指導及び退院支援
 - 患者訪問や長期入院患者の退院促進に向けた支援など
- 医療扶助の申請に関する相談対応及び必要な助言指導
 - 医療扶助の申請に関する相談があった際に、専門的な知見に基づく助言指導や医療機関等関係機関との連携
- ケースワーカー、嘱託医等が行う職務への協力及び必要な助言
 - ケースワーカーによる家庭訪問への同行や嘱託医との連携した支援、ケースワーカー等への専門的な知見に基づく助言など

※ 保健・医療に関する専門的な知見に基づく助言指導を行うことにより、健康に関する支援はもとより、精神疾患関連への対応や子どもの発達・養育など世帯が抱える問題及び適正受診への取組などにおいて、個々の状況に応じたよりきめ細かな支援等が可能になると考えられる。

(2) 家計管理を支援する取組

生活保護受給者が限られた保護費をやりくりして適切な生活を送るためには、自ら家計管理ができるようになることも必要である。このため、まずは受給者本人において保護費の適切な管理を行うことを明確にした上で、福祉事務所が必要と判断した者については、受給者の状況に応じてレシート又は領収書の保存や家計簿の作成など支出内容を事後でも把握できるようにする予定である。

(3) 居住支援に関する取組

生活保護の住宅扶助については、その適正使用の観点からの指摘があることから、住宅扶助費の目的外使用を防止することが必要な家賃滞納者等については、代理納付を推進するとともに、生活保護受給者の居住の確保の観点から、住宅扶助の代理納付の仕組みを活用して、家賃滞納のリスク解消という家主に対するメリット付けを行うことで、既存の民間住宅ストックへの受給者の受入れを促進していく予定である。

併せて、生活保護受給者が地域に円滑に定着できるのかといった大家の不安や、代理納付した場合、受給者と家主の間で解決すべき日常生活上の課題についてまで自治体での対応を求められる状況もあることから、平成25年度予算(案)(セーフティネット支援対策事業費補助金50億円の内数(補助率10/10)においては、民間団体への委託等を通じて、新たに、無料低額宿泊所や簡易宿泊所に入居する者に対し、不動産業者への同行等による民間賃貸住宅等への入居支援、家賃滞納者に対する代理納付の促進、入居した生活保護受給者に対する見守りの実施等の一定の日常生活支援・相談を行うことにしている。各自治体においては、本事業等の活用を通じて、生活保護受給者の居住支援の推進に積極的に取り組まれない。

4 不正・不適正受給対策の強化等について

生活保護の不正受給については、把握されているケースを金額ベースで見ると全体の保護費の0.5%（平成23年度）という水準ではあるが、一部であっても不正受給があり、そのことへの対応を放置することは、生活保護制度全体への国民の信頼を損なうことにも繋がりがねないため、厳正に対処することが必要である。

このため、真に支援が必要な人には確実に保護が行われるということに十分に留意しつつ、不正・不適正受給対策の強化等を検討していくことが必要である。

(1) 地方自治体の調査権限の強化

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第4条第1項において、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

このため、法においては、地方自治体が保護の決定又は実施のために生活に困窮する者の資産や能力などを確認するための調査権限を定めているところであるが、不正受給防止のためには、地方自治体の調査権限を拡大すべきとの指摘もあることから、地方自治体の調査権限の強化に向け、下記の取り組みを検討することとしている。

ア 法第29条の調査権限の内容については、現在、要保護者又は扶養義務者の「資産及び収入の状況」に限定されているが、受給者に対する自立に向けた更なる就労指導、受給者の生活実態の把握や保護費支給の適正化を確保するため、就労の状況や保護費の支出の状況等を追加する。

イ 法第29条の調査対象者についても、例えば、現在は保護を受給していないものの、過去の保護受給期間中に不正に保護を受給していたことが、後日、明らかになった者について、保護受給中の状況を確認することが必要となった場合であっても、法第29条にはその権限が明確にはされていない。

このため、調査対象者について、現行の「要保護者及びその扶養義務者」に加えて、「過去に保護を受給していた者及びその扶養義務者」も対象とすることを追加・明確化する。

なお、この場合において、保護の受給歴があることによって、以後、いつまでも

調査対象とすることは、保護の申請が抑制されるおそれもあるとの意見もあるので、保護廃止後、一定期間に限定することなどを検討する予定であるのであらかじめご了承ください。

ウ 法第29条に基づく調査を行った場合に、回答が得られないことにより、保護の決定又は実施に支障があるとの指摘もあることから、官公署については、調査に対する回答義務の創設を検討する。

エ 受給者の生活実態の把握や不正受給が疑われる場合の事実確認等において、受給者から説明を求めることがあるが、現状では明確な根拠規定がないことから、福祉事務所は、個々のケースの状況に十分配慮した上で、必要に応じて、受給者や扶養義務者、過去に保護を受給していた者等に対し、保護の決定及び実施等に必要な説明を求めることができる旨の権限を設けるとともに、説明を求められた場合には、その者は、必要な説明を行うこととする。

(2) 不正受給に係る徴収金と保護費との調整

不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第78条の規定に基づき、その費用を、その者から徴収することができる」とされている。

都道府県又は市町村の長が、費用の徴収を行うにあたり、徴収の対象者が受給者である場合には、法第58条の規定に基づき、保護費の差押が禁止となっていることから、保護費の全額を支給したうえで、徴収すべき金額を分割して調定するなどにより、返還を求めることとなる。

しかし、都道府県又は市町村の長が、費用徴収を行う時点で、すでに不正受給により得た金銭を費消しているケースが多く、費用徴収の実効性が低いとの指摘を受けているところである。

このため、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、受給者に対して、徴収債権を有している場合には、その徴収金について、本人からの申し出を受け、保護の実施機関が最低限度の生活の維持に支障がないと認めた場合に、福祉事務所が保護費との調整をすることができないか検討することとしている。

(3) 第三者求償権の創設について

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされているため、交通事故等を原因として、受給者が医療機関を受診する場合、本来であれば、損害保険会社等により医療費の支払いがなされるべきである。

しかし、受給者にとっては、その治療に要する費用が損害保険会社等から支払いがなされるのか、医療扶助によって支給がなされるかは、実質的に差異がないため、損害保険会社等に請求を行わず、結果として医療扶助が適用されるケースがある。

また、福祉事務所は、医療扶助が適用された後に、受給者に対して保険金等が支払われた場合には、法第63条に基づく費用返還請求を行う必要があるが、示談までに時間を要することや、一時金（仮払金、内払金等）の支払いがあるなど、保険金等の振込時期や金額の把握が困難であることなどから、受給者が保険金等の受領を未申告のまま、費消してしまうといったケースもある。

このため、都道府県知事又は市町村の長は、保護を行うべき事由が第三者の行為によって生じた場合において、保護費を支弁したときは、その保護費の限度において、受給者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するなど第三者求償権の創設を検討することとしている。

(4) 徴収金に対する税の滞納処分の例による処分について

不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第78条の規定に基づき、その費用を、その者から徴収することができる」とされている。

しかし、当該者自らが徴収金の返還を行わなかった場合においても、地方公共団体の歳入は、法律で特に定めのない限り、強制徴収の方法を講ずることができないため、都道府県知事又は市町村の長は、一般債権と同様の保全手続に従って徴収を行うこととなり、事務負担が大きいとの指摘もある。

このため、都道府県又は市町村の長は、不正受給に係る徴収金についても、地方税の滞納処分の例により処分を行うことが可能とするよう検討することとしている。

(5) 稼働能力があるにもかかわらず明らかに就労意思のない者への対応

生活保護では、要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用することが必要である。

このため、稼働能力があるにもかかわらず、その能力に応じた就労活動を行っていないことを理由として、法第62条第4項等に規定する所定の手続を経て、保護を廃止された受給者が、その後、同様の状況の下で就労活動に取り組むことを確認した上で再度保護を受給するに至った後、やはり稼働能力に応じた就労活動を行わないため保護を再び廃止された場合には、その後再々度の保護申請があった場合の審査について、急迫の状況ではないことなど一定の条件のもとに、要件をより厳密に確認することとし、実施要領等の改正を行うこととしている。

なお、就労の意思がないと判断する際、ケースワーカーの恣意的判断を懸念する意見もあるため、運用にあたっては、保護の要件や、真に支援が必要な者には確実に保護を行うという制度の基本的考え方が変わるものではないことに留意することとしている。

(6) 不正受給の罰則の引き上げ及び徴収金の加算

不正受給は、制度に対する国民の信頼を揺るがす深刻な問題であり、厳正な対応が必要である。

生活保護制度における不正受給は、平成22年度で約2万5千件、金額にして約129億円であり、近年増加傾向にある。

増加要因としては、近年、受給者が増加している中で、地方自治体における不正受給対策に向けた取組の強化・徹底が図られたことが考えられる。

一方、法第85条において、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等に対する罰則として、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金と規定しているが、生活保護法と同様に憲法第25条の理念に基づく国民年金法に係る不正受給に対する罰則については、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金となっているなど、他法令の罰則を踏まえると、罰則による抑止力が十分ではないとの指摘がある。

また、不正受給が発覚した場合であっても、その不正に得た保護費に相当する額を返還するに過ぎず、法第85条等に定める罰則に関する告訴・告発等の措置をとらない限り、不正受給に対するペナルティが実質的に存在しないとの指摘もある。

このため、不正受給に対する罰則の引上げとともに、都道府県又は市町村の長は、不正受給に係る徴収金額に加え、一定割合の金額を上乗せして、徴収を求めることができることとすることを検討することとしている。

(7) 扶養義務の適切な履行の確保

生活保護制度では、扶養義務者からの扶養は、受給する要件（前提）とはされていない。この考え方は、扶養義務者が扶養しないことを理由に、生活保護の支給を行わないとした場合には、本人以外の事情によって、本人の生活が立ちゆかなくなることも十分に考えられることによるものである。

一方で、本人と扶養義務者の関係において考慮が必要な特段の事情がない場合であって、扶養が明らかに可能と思われるにもかかわらず、扶養を拒否しているといったケースは、国民の生活保護制度に対する信頼を損なうことになりかねず、適切ではないと考えている。

このため、本当に保護が必要な人が受けることができなくならないように、また、家族関係の悪化につながらないように特段に留意しつつ、福祉事務所が必要と認めた場合には、扶養が困難と回答した扶養義務者に対して、扶養が困難な理由を説明することを求めることを検討することとしている。

なお、その際、扶養義務の調査については慎重に対応することが必要であること、扶養が困難な理由の説明を求めることが、保護の漏給につながるものがないよう留意することとしている。

また、福祉事務所と扶養義務者の間で扶養の範囲について協議が調わなかった場合、家庭裁判所に対する調停等の申立手続の積極的活用を図るため、扶養請求調停手続の流れ等を示したマニュアルや具体的な扶養請求調停手続のモデルケースを示すこととしているので御了知願いたい。

(8) 保護の申請時等における対応について

生活の相談に福祉事務所に来所した方への対応については、これまでも、保護の実施要領等によりお示ししてきているところであるが、生活困窮の状況を的確に把握したうえ、他法他施策や生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の

意思を確認すること。

また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続についての助言を行うこと。なお、この場合、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為自体も現に慎むべきであることに留意願いたい。

なお、保護の申請に至らなかった方に対しても、関係機関と連携し、可能な限り必要なフォローアップをするよう努められたい。

(9) 無料低額宿泊施設等について

無料低額宿泊施設及び社会福祉各法に法的位置付けのない施設（以下「無料低額宿泊施設等」という。）については、一部の施設において不適切な事案が見受けられたことを踏まえ、平成21年10月に発出した通知等により、

- ① 訪問調査の徹底や劣悪な住環境にある場合などの転居支援
- ② 消防署が行う防火安全対策への協力
- ③ 未届施設に関する関係部局との連携
- ④ 生活保護費の本人への直接交付の徹底
- ⑤ 無料低額宿泊施設の収支状況の公開の徹底

について管内福祉事務所に周知するとともに、生活保護行政の適正な運用及び生活保護受給者に対する適切な支援の確保が図られるようお願いしているところである。

しかしながら、無料低額宿泊施設等をめぐる問題、いわゆる「貧困ビジネス」は、依然として後を絶たず、適正な運営が強く求められることから、上記に掲げる事項について、改めて管内福祉事務所に周知徹底をお願いする。

また、周知徹底を図るにあたっては、とりわけ、日頃より、生活保護の担当部局と施設の担当部局は、必要な情報を随時交換するなど連携の強化に努め、例えば有料老人ホームに類似した施設であることが確認された場合は、施設の担当部局へ情報提供をすることについて、配慮されたい。

なお、何らかの支援が必要な高齢者がこうした施設を利用している場合もあるが、現在、養護老人ホームにおいて、定員の空きがあるといった状況もあるため、生活保護の担当部局と高齢者福祉担当部局との連携を図り、転居支援を行う場合等において、養護老人ホームへの入居などについても検討するよう、併せて周知をお願いする。

(10) 会計検査院からの指摘について

今般、会計検査院より、平成24年10月19日付けで通知された処置要求において、「特別児童扶養手当等の収入認定」及び「就労支援（生業扶助の支給）」について、以下のとおり認定が適正に行われていない事案が見受けられ、改善が求められたところである。

ア 特別児童扶養手当等の収入認定について

(ア) 検査結果の概要

- 被保護世帯から特別児童扶養手当等の受給について収入申告がなく、事業主体も受給状況について確認を行っていなかったもの
- 事業主体が被保護世帯の特別児童扶養手当等の申請又は受給について把握していたにもかかわらず、収入認定を行っていなかったもの

(イ) 厚生労働省に対する処置要求内容

- 厚生労働省は、事業主体に対して、特別児童扶養手当等の受給資格の有無を必要に応じて関係部署に対して調査して確実に収入認定を行えるようにするため、認定手続に係る組織的な業務管理を徹底するなど更なる体制の整備を図るよう、技術的助言を行うこと
- 厚生労働省、都道府県等が事業主体に対して行う生活保護法施行事務監査の際に、特別児童扶養手当等の受給の確認や収入認定が適正に行われていない事業主体に対する指導を徹底すること

(ウ) 処置要求を踏まえた対応

上記処置要求を踏まえて、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8-1に規定する「収入に関する申告及び調査」を踏まえ、収入認定を適正に行うよう、改めて、管内福祉事務所に対して、徹底されたい。

また、特別児童扶養手当等の受給資格の有無を必要に応じて関係先に対して調査し、収入の認定を確実にを行うため、査察指導員による点検の徹底や、特別児童

養手当等の担当部局と連携し、障害者手帳所持者に関する特別児童扶養手当等受給状況を確認することの徹底など、さらなる体制の整備を図るよう、管内福祉事務所に対して、周知されたい。

イ 就労支援（生業扶助の支給）について

（ア）検査結果の概要

- 就労支援における生業扶助の支給後の技能修得及びその後の就労状況等
 - ・ 被保護者が資格を取得していなかったもの
 - ・ 被保護者が資格を取得するなどしたもの、就労に至っていないものなど
- 技能修得費の支給の必要性の検討等の状況
 - ・ 被保護者から計画書等の提出を求めることはしておらず、技能修得費を必要とする具体的な理由等について記録として残していなかったもの
 - ・ 計画書等において、取得する資格名及び技能修得費の額等について記入させているのみで、自立に向けた目標や、具体的な活動計画や達成期限といった項目の記載がなく、支給の必要性を検討する上で十分な内容とはなっていなかったもの

（イ）厚生労働省に対する処置要求内容

- 厚生労働省は、事業主体に対して、次のような技術的助言を行うこと
 - ・ 技能修得費の支給に当たっては、被保護者の適性及び求職状況等を踏まえて、具体的な自立に向けた目標を設定させるなど被保護者に対する自立の助長に向けた支援を行うとともに、被保護者に対して、生業扶助の意義や効果について十分な説明を行うこと
 - ・ 技能修得費を支給した後に、技能の修得状況等を十分に把握して、その後の就労等により結びつくものとなるように支援すること
 - ・ 技能修得費の支給の検討、技能修得の状況、その後の支援についての経過等を確実に記録に残すこと
- 厚生労働省及び都道府県等が事業主体に対して行う生活保護法施行事務監査において、技能修得費の支給状況及びその後の就労等に向けた支援の実施状況を確認し、技能修得費の支給状況及びその後の就労等に向けた支援の実施状況

が十分でない事業主体に対し改めて指導を徹底すること

(ウ) 処置要求を踏まえた対応

生業扶助（技能修得費）は、生活保護受給者の稼働能力を引き出し、それを助長することによってその者の自立を図ることを目的としており、生活保護受給者の就労に向けた活動が、より効果的に行われるよう有効に活用することが必要である。そのため、技能修得費の支給にあたっては、上記処置要求も踏まえ、以下の事項に十分留意のうえ、適正な支給を行うよう管内福祉事務所に徹底されたい。

- 生活保護受給者に対して、技能修得費を支給する目的や取得を目指す資格の内容等その意義や効果について十分説明を行うこと
- 技能修得費支給後において、技能修得の状況等を十分把握し、資格の取得やその後の就労等に、より結びつくものとなるよう必要な支援を行うこと
- 技能修得費支給の状況や、技能修得の状況、その後の支援の経過等について、ケース記録等に確実に記載すること

(11) 不正受給事件への対応について

不正受給事件については、「生活保護の適正実施の推進について（昭和56年11月17日社保第123号厚生労働省社会・援護局保護課長・監査指導課長通知）」により厚生労働省に適宜情報提供をいただいているところであるが、近年、重複して保護費を受給し逮捕されるケースが見受けられ、一昨年には十数カ所の福祉事務所から保護費を受給し逮捕されたケースもあったところである。

賃貸借契約書の偽造や、偽名として実存する者の名を使用するなど、意図的に事実を改ざんするようなケースについて、完全に防ぐことは難しい面があるが、このようなケースが生じるのを未然に防ぐため、保護申請時の事実関係を確認する際には、以下に掲げる事項に留意し対応するよう、管内福祉事務所に対して、周知されたい。

なお、画一的に行うと必要な人に必要な保護の適用ができなくなる可能性もあるので、十分な配慮をお願いします。

- ア 保護開始時の家庭訪問は必ず実施すること。
- イ 生活歴等の把握にあたっては、可能な限り客観的な資料の収集を行うこと
(例)「保護歴なし」との申出がある者の前住所地への照会

DV被害を訴える者について婦人相談所や警察への照会
ウ 賃貸借契約書等については可能な限り原本を確認すること

(12) 不正事案の告訴等について

近年、不正受給件数等は増加傾向にある一方、不正事案に係る告発件数については年数十件程度と低調な状況にある。

このため、生活保護制度に関する国と地方の協議中間とりまとめ（平成23年12月12日。以下「中間とりまとめ」という。）においても、「国は、不正事案の告発の目安となる基準の策定について検討する必要がある」とされたところである。

これを受け、不正事案に対して告訴等を検討する際の判断基準について、既に地方自治体が独自に定めている具体的判断基準を参考にとりまとめ、4月1日を目途に通知を発出することとしているので、予めご了解願いたくとともに、通知が発出された際には現場の県警と情報共有いただくなど、関係機関と連携し、不正事案に効果的に対応できるような体制を構築いただくようお願いしたい。

5 医療扶助の適正化について

(1) 医療扶助適正化に向けた取組について

ア 平成23年度の生活保護費負担金の事業費ベースの実績では、医療扶助費が約1兆6,400億円、保護費全体の約半分(46.9%)を占めている。このため、生活保護制度に対する国民の理解と信頼を確保するためにも、医療扶助の適正化に向けた取組を推進していく必要がある。

イ 生活保護等版レセプト管理システムを活用した取組の推進

平成23年4月より全国で運用されている生活保護等版レセプト管理システム(以下「電子レセプトシステム」という。)は、生活保護受給者や医療機関別にレセプトの抽出が容易に行えるなど効率的・効果的なレセプト点検等が可能であるため、各地方自治体において創意工夫し活用することにより、医療扶助の適正化に向けた取組に与するものである。

平成24年10月には、電子レセプトシステムの機能改修を行い、頻回受診や薬の過剰な多剤投与を受けている者など適正化の対象となり得る者を容易に抽出できるよう機能強化を行っている。これにより不適切な受診行動が疑われる事例を把握する作業の効率化が図られ、受給者に対する指導等へ重点を置くことができるため、受給者の適正受診に向けた取組を効果的に実施できるものと考えている。

また、本年3月にも、請求に突出した特徴が見られる医療機関を容易に抽出できるよう機能強化を行うこととしており、電子レセプトにより抽出されたことをもって不適正ということにはならない点に留意が必要であるが、これにより不適切な請求等が疑われる医療機関を絞り込み、重点的に点検・指導等を実施していくことが可能になるものと考えている。

電子レセプトシステムは、これを積極的に活用することによって、様々な医療扶助の適正化に向けた効率的かつ効果的な取組に繋がるものであるため、国においても、マニュアルの改訂等を通じて活用を支援していくので、地方自治体におかれても、積極的に電子レセプトシステムを活用し、医療扶助の適正化に向けた実効性のある取組を実施されたい。

(2) 後発医薬品の更なる使用促進

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及は、患者の負担軽減及び医療保険財政の

改善に資すること等から、厚生労働省では、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」（平成19年10月）を策定し、平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上とすることを目標に掲げ総合的な取組を行っている。

また、平成24年4月の診療報酬改定においては、薬局の後発医薬品調剤体制加算の見直しや一般名処方の推進など、後発医薬品の更なる使用促進のための環境整備を進めており、さらに、平成24年度中に後発医薬品の使用促進のための新たなロードマップを作成し、更なる後発医薬品の使用促進を図ることとしている。

都道府県の取組としては、「後発医薬品の安心使用促進のための協議会」（都道府県協議会）を設置し、地域の実情に応じた後発医薬品の使用促進のための検討を行うとともに、各種の取組が実施されているところである。

このように、国全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる中、生活保護における後発医薬品の使用は、社会保険における後発医薬品の金額シェア8.5%（平成23年6月支払基金審査分）に対し、生活保護分は7.5%（平成23年6月支払基金審査分）にとどまっている。

【調剤における後発医薬品使用割合（金額ベース）】

	医療扶助	社会保険	医療全体
平成21年	6.3%	6.4%	6.5%
平成22年	7.0%	7.9%	7.9%
平成23年	<u>7.5%</u>	<u>8.5%</u>	8.4%

<資料>医療扶助実態調査、社会保険医療診療行為別調査、調剤医療費の動向

※ 医療扶助と社会保険は6月支払基金審査分となった1ヶ月分のレセプトを、医療全体は5月調剤分のレセプトを集計対象としている。

こうした状況に鑑み、今般、生活保護制度では、医師が後発医薬品の使用を認めている場合は、後発医薬品を原則として使用するものとし、これにより後発医薬品の使用を促進していくこととしている。

併せて、医師が後発医薬品の使用を認めている場合に、医療機関が生活保護受給者に対し後発医薬品の使用を促すことについて法制化することを検討することとしている。

【具体的な取組内容（案）】

○ 具体的な取組内容

（１）基本的な考え方

ア 後発医薬品は、先発医薬品と品質、有効性及び安全性が同等であると認められた医薬品であり、国全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいること等に鑑み、生活保護制度においては、処方医が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合には、原則として後発医薬品を使用することとする。

イ 処方医が後発医薬品の使用が可能であると判断したにもかかわらず、先発医薬品の使用を希望する者に対しては、薬局において、先発医薬品を希望する事情等を確認した上で、先発医薬品を一旦調剤し、その先発医薬品を希望する事情等を福祉事務所に伝達する。

ウ 福祉事務所は、上記イの先発医薬品を希望する事情等を勘案し、明らかにその理由に妥当性がないと判断される場合には、本資料の「３ 健康・生活面に着目した支援について」で記述した健康管理指導の対象とし、適正な服薬等が行われるように支援する。ただし、強制的措置は行わない。

（２）生活保護受給者に対する周知

福祉事務所は、受給者に対して、文書例を参考にして作成したリーフレットを用いる等により、上記（１）のア～ウについて周知徹底を図る。

（３）指定医療機関に対する取組

生活保護法の指定を受けている病院、診療所（以下「指定医療機関」という。）に対して、本取組について理解を求める。

（４）指定薬局に対する取組

生活保護法の指定を受けている薬局（以下「指定薬局」という。）に対して、文書例を参考にして作成したパンフレットを用いて説明を行うなどにより、本取組及び以下の事項について理解、協力を求めるとともに、当該福祉事務所における受給者に対する本取組の周知の状況についても説明する。

ア 指定薬局は、医師の判断により後発医薬品への変更を不可としていない処方せん（一般名処方による処方せんも含む）を持参し受給者に対して、原則として後発医薬品を調剤することとする。なお、受給者が先発医薬品を希望する場合には、本取組について説明するものとするが、引き続き希望する者

については、一旦は先発医薬品を調剤する。この場合に、指定薬局はその理由を確認するとともに、様式を参考にこれを記録する。

イ また、指定薬局は、医師の判断により後発医薬品への変更を不可としていない処方せん（一般名処方による処方せんも含む）を持参した受給者に対して、指定薬局の在庫等の都合により、やむを得ず先発医薬品を調剤せざるを得ない場合は、一旦は先発医薬品を調剤し、以後は、後発医薬品を調剤できるよう体制整備に努めるものとする。この場合においても別添の様式を参考にこれを記録する。

ウ 指定薬局は、上記アまたはイにより先発医薬品を調剤した理由の記録を定期的に福祉事務所へ送付する。

(5) 後発医薬品を使用していない者への対応

上記(4)のウにより、指定薬局から送付された先発医薬品を調剤した理由の記録から、明らかに先発医薬品を希望する理由に妥当性がないと判断される場合には、福祉事務所は、服薬指導を含む健康管理指導の対象とする。

また、それ以外の場合であっても、直接本人へ面会する等により、後発医薬品の使用について理解を促す。その結果、先発医薬品を希望する理由に妥当性がないと判断される場合には、服薬指導を含む健康管理指導の対象とする。

○ 留意事項

(1) 後発医薬品の使用促進への取組は、国全体で後発医薬品の普及に取り組む一環として実施するものであるため、生活保護受給者に対する周知は、現に医療扶助が適用されているか否かにかかわらず広く行うこと。

(2) 指定医療機関及び指定薬局への説明は、パンフレット等を送付するだけでなく、訪問し説明するなどにより、本取組の趣旨等について懇切丁寧な説明を行い理解を頂くよう努めること。

(3) 平成25年度予算案では、後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正実施に係る取組を推進するため医療扶助相談・指導員を配置できるようにしているところであり、また、地方交付税において、福祉事務所における健康面に関して専門的に対応できる体制を強化できるようにしていること。

(4) 本取組は、生活保護受給者の後発医薬品の使用を原則とするものではあるが、

当該受給者が医学的知見に基づき医薬品の使用が必要と判断されていることを鑑み、これを理由に保護の変更、停止または廃止を行い得るものと解釈してはならないこと。

(5) 本取組は、医師が後発医薬品への変更を不可としている場合は対象外としているものであること。

(3) セカンドオピニオン（検診命令）の活用

福祉事務所の嘱託医等が、生活保護受給者の健康状態や医療の継続性等について確認する際に、他の医療機関による検診結果が必要な場合には、他の医療機関等の検診を受けるよう受給者に指示することを徹底することとする。

また、長期にわたり医療扶助を受給している場合には、当該受給者の疾病の状況、稼働能力等を確認するため、原則として定期的に他の医療機関等の検診を受けることとする。

上記に併せ、保護の実施要領等について必要な見直しを行う予定であるので、予め御了知願いたい。

(4) 向精神薬の重複処方や頻回受診等に対する適正受診の徹底について

ア 向精神薬の重複処方を受けている者への対応

平成22年度に生活保護受給者が向精神薬を営利目的で大量入手していた事案を受け、同一月に複数の医療機関（精神科）で向精神薬の重複処方を受けている者についてサンプル調査を実施した結果、約7割の者が複数の医療機関から不必要に同種の向精神薬を入手するなど、不適切な受診行動が認められた。このため、平成23年度より、重複処方を受けている事例の調査対象を全診療科に拡大し、同一月内に複数の医療機関から向精神薬が重複処方されている全ケースについて、電子レセプトシステムを活用した調査を実施し、不適切な事例については適正受診指導等を行うようお願いしているところである。

向精神薬における適正受診に向けた地方自治体の取組状況については、自立支援医療（人工透析療法）の優先適用状況と併せ、地方厚生局による生活保護法施行事務監査を平成25年度も引き続き行う予定であるのでご了承願いたい。

イ 頻回受診等を行っている者への対応

頻回受診者（受診日数が過度に多い者）に対する適正受診指導については、「頻回受診者に対する適正受診指導について」（平成 14 年 3 月 22 日付社援保発第 0322001 号）において、対象者の把握方法や具体的な指導方法などの事務手続きを示しているところである。また、長期にわたり入院している者への対応については、平成 23 年度の会計検査院の指摘を踏まえ、長期入院患者の実態把握等を確実に行うことができるよう「医療扶助における長期入院患者の実態把握について」（昭和 45 年 4 月 1 日付社保発第 72 号）に定める長期入院患者の実態把握者名簿や調査票の様式等の見直しを行ったところである。

医療扶助受給者の自立助長や適正受診を図るためには、具体的な対象者を把握し、本人及び主治医訪問により患者の実態を踏まえた上で、適切な支援や助言指導を行う必要がある。このため、前述（1）のイのとおり、昨年 10 月に電子レセプトシステムの改修を行い、不適切な受診行動が疑われる者等を容易に抽出できるようにしたところであるので、受給者に対する適正受診の徹底や退院に向けた支援等について効率的かつ効果的に実施するようお願いする。

また、受給者に対する助言指導等を行う際には、本資料の「3 健康・生活面に着目した支援について」で記述したように、専門的な知見に基づいたきめ細かな支援を行うことが受給者の自立助長や適正受診を促す上で重要であるので、福祉事務所の支援体制の強化を行うよう重ねてお願いする。

【電子レセプトにより容易な抽出が可能になった適正化の対象となり得る者】

- 過剰な多剤投与や重複処方を受けている者
 - ・ 任意の医薬品（向精神薬なども含む）について、一定量以上の処方を受けている者
 - ・ 任意の医薬品（向精神薬なども含む）について、任意の医療機関数以上から処方を受けている者
- 頻回に受診を行っている者
 - ・ 同一傷病で、同一月内に任意の日数以上受診している状態が、任意の月数以上継続している者
- 長期間にわたり外来受診を行っている者

- ・ 同一傷病で、任意の期間以上継続して外来受診している者
- 長期間にわたり入院している者
- ・ 任意の期間以上継続して入院している者
- 複数の医療機関で重複して受診している者
- ・ 同一傷病で、任意の期間内に任意の医療機関数以上で受診している者

(5) 医療機関に対する指導等について

多くの医療機関では適正な医療が行われている一方、生活保護制度に対する信頼を確保するためには、一部で生じている医療機関の不正事案については厳正に対処していく必要がある。

このため、下記について法制化等を検討することとしている。

- ・ 指定医療機関の指定要件及び指定取消事由については法律上明確な規定がないため、健康保険の取扱いを参考に、指定医療機関の指定要件及び指定取消要件を法律上明確化すること。
- ・ 現在は無期限となっている指定医療機関の指定の有効期間についても、6年間の有効期間を設けている健康保険法の例を参考に、有効期間を導入すること。
※ 自治体の負担軽減の観点から、指定の有効期間を設定した場合に指定更新手続きの簡素化を図る。
- ・ 健康保険法の保険医療機関の取消しを受けても、生活保護法の取消しを受けなければ、生活保護の指定医療機関として生活保護受給者への診療が可能となっている。このため、例えば、指定医療機関又は保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応できるよう工夫をすること。
- ・ 過去の不正事案に対しても厳正に対応するため、健康保険の取扱いを参考に、現在対象となっていない指定医療機関の管理者であった者についても、報告徴収や検査等の対象とすること。
- ・ 不正を行った指定医療機関に対しては厳正に対処するため、健康保険の取扱いを参考に、取消処分前に指定医療機関等の指定辞退がなされた場合は、指定取消があった場合と同様に取扱い、原則5年間は再指定できないこととすること。

また、指定医療機関への指導に当たって、現状の地方自治体の実施体制において効率的・効果的に指導等を行えるようにするため、下記についても検討することと

している。

- ・ 必要に応じて、国（地方厚生局）による指導等も実施できるようにすること。
- ・ 地方厚生局に生活保護の指定医療機関に対する指導等を行う専門の職員を配置すること。

なお、指導等の対象医療機関の選定に当たっては、前述（１）のイのとおり、本年３月に電子レセプトシステムの機能改修を行い、請求に特徴が見られる医療機関を容易に抽出可能となることも踏まえ、請求等に特徴がある医療機関を抽出し、当該医療機関の状況を総合的に勘案した上で、指導対象となり得る医療機関を選定していくことが重要である。

（６）通院移送費の適正な給付の徹底について

通院移送費の支給の決定に当たっては、受給者の病状・障害等の状況などを勘案し、徒歩や自転車等で通院できる範囲内に適当な医療機関がないか検討した上で、経済的かつ合理的な経路・方法により通院が可能な交通機関を決定することとしている。また、特にタクシー等の利用については、病状・障害等の状況からタクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるか十分に検討を行うこととしている。

かつて多額の通院移送費を不正に受給していた事案があったことも踏まえ、医療扶助運営要領の第３の９（移送の給付）及び「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について」（平成２０年４月４日付社援保発第０４０４００１号）に基づき適正な給付がなされるよう、管内の福祉事務所等に対しあらためて周知徹底をお願いする。

（７）柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について

医療扶助における施術の給付については、これまでも「生活保護法による医療扶助における施術の給付について」（平成１３年１２月１３日付社援保発第５８号）等により、医師の同意が不要である場合の施術の取扱いについて、周知徹底してきたところであるが、一部の福祉事務所において、施術を希望する者に対して、一律に、医療機関へ受診したうえでなければ施術を受けられない旨指導を行っている実態が見受けられるため、下記の取扱いについて、管内の福祉事務所及び地区担当員に対して、あらためて周知徹底を図るとともに、適切な取扱いがなされるよう指導をお願いする。

(医療扶助運営要領第3-7)

- ・柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合は医師の同意は不要
- ・柔道整復師が脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要

(生活保護問答集第2編問56)

問 柔道整復については、打撲又は捻挫の患部に手当する場合や脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は、医師の同意は不要とされているが、医師の同意が必要であるかどうかを確認する観点から、被保護者に事前に指定医療機関を受診するよう求めてもよいか。

答 指定施術機関での施術を希望する被保護者に対して、合理的な理由なく、事前に指定医療機関を受診するよう求めることは適当ではない。

福祉事務所は、被保護者から施術の給付申請があった場合には、医運第3-7に基づき、施術の給付要否意見書に必要事項を記載の上、指定施術機関において給付要否意見書の所要事項の記入を受けるように指導し、必要に応じて、医師の同意を求めるべきである。

また、平成22年度に会計検査院より、保険給付における柔道整復の療養費が十分な点検及び審査が行われていない事態があり、改善を図るべきとの指摘を受け、生活保護においても「柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について」(平成23年3月31日付社援保発0331第7号)により、一層適正な処理を行うよう通知しているところであるので、上記の事項と併せて当通知についてもあらためて周知徹底を図るようお願いする。

6 地方自治体の体制整備等について

(1) 地方自治体の体制整備について

ケースワーカーの人件費については、従前より地方交付税により措置しているところであるが、近年の被保護世帯の急増に対応するため、平成21年度以降、毎年度増員されているところである。

地方交付税の算定基礎となる職員数全体は減員となる中で、受給者が増加している状況や生活保護制度の見直し等を考慮し、平成25年度においては、標準団体規模（都道府県：人口20万人、市町村：人口10万人）で、

- ・ ケースワーカーが都道府県で3人、市町村で2人
- ・ 査察指導員が都道府県で1人
- ・ 嘱託医手当等の増額

が予定されている。

については、前述したとおり、各自治体の福祉担当部局においても、生活保護受給者の健康に関する相談・支援に必要な専門職員の配置の検討など、地域の实情にあわせて、福祉事務所の体制強化に必要な増配置がなされるよう関係部局との調整を図られたい。

【標準団体規模（都道府県：人口20万人、市町村：人口10万人）の算定基礎数値】

○ ケースワーカー

都道府県 22人（対前年度+3人）

市 15人（対前年度+2人）

○ 査察指導員

都道府県 3人（対前年度+1人）

市 2人（対前年度±0人）

○ 嘱託医手当等

都道府県 7,071千円（対前年度+3,092千円）

市 2,117千円（対前年度+ 927千円）

(2) 福祉事務所における事務負担の軽減について

平成25年1月25日付けでとりまとめられた「生活困窮者の生活支援の在り方

に関する特別部会」の報告書において、急増する生活保護受給者に対して地方自治体が適切な支援を行えるよう、体制整備や負担の軽減を図ることが必要と指摘されている。

この一環として、現在、居宅生活者に対して少なくとも年に2回以上家庭訪問することとしている規定を、認知症対応型グループホームに入所している者については、入院入所者訪問と同様に、年に1回以上訪問とする改正を行うこととしている。

7 平成25年度生活保護基準について

(1) 生活扶助基準の検証結果

生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に1度検証を行うこととされている。

このため、平成23年2月に、学識経験者による専門的かつ客観的な検証を行う場として、社会保障審議会の下に常設部会として生活保護基準部会を設置した。平成23年4月以降、13回にわたり熱心な御議論をいただき、本年1月に検証結果を踏まえた報告書がとりまとめられた。

今回の検証では、最新の全国消費実態調査等のデータを用いて、生活扶助基準額と一般低所得世帯（年間収入階級第1・十分位）の消費実態について、年齢階級間、世帯人員間、級地間の相対関係について指数によって比較を行い、その乖離について検証を行った。

検証結果のポイントとしては、年齢階級別で見ると現行基準の想定している相対的な指数と消費実態による指数の間に乖離が認められた。同様に世帯人員別に指数の状態を見ても、現行基準と消費実態の間に、世帯人員が増えるにつれて乖離が拡大する傾向が認められた。

また、級地別についても比較対照したところ、現行基準が想定している地域差より消費実態の地域差の方が小さくなっていることが認められた。

なお、報告書では、厚生労働省において生活扶助基準の見直しを検討する際には、報告書の評価・検証の結果を考慮し、その上で他に合理的説明が可能な経済指標などを総合的に勘案する場合は、それらの根拠についても明確に示すよう指摘されている。

(2) 生活扶助基準等の見直し

今回の生活扶助基準等の見直しでは、前述の生活保護基準部会における検証結果に基づき年齢・世帯人員・地域差といった制度内の「歪み」を調整するとともに、近年デフレ傾向が続いているにもかかわらず生活扶助基準額が据え置かれてきたことを踏まえ、前回の平成19年検証の結果を考慮して、平成20年の基準が定められたことから、それ以降の物価動向を勘案することとした。今回の見直しはこうし

た合理的な考え方に基づく適正化を図るものである。

各種加算についても同様に物価動向を勘案することとしている（他制度に並んで同額となるように改定しているものは除く）。また、期末一時扶助についても、物価動向を勘案するとともに、現行では世帯人数が増えると単純に世帯人数倍していた支給額に世帯規模の経済性（スケールメリット）を導入する見直しを行うこととする。

また、激変緩和の観点から適正化の影響を一定程度に抑えるため、現行基準からの増減幅が±10%を超えないように調整することとしている。また、被保護者への周知、自治体におけるシステム改修に要する期間に配慮し平成25年度については8月から実施（※）することとする。更に、3年間の経過措置を設け、見直しを段階的に行うこととする（期末一時扶助を除く。）。

（※ 今回の生活保護基準の検証結果や物価の動向の勘案による見直しに含まれない事項に関する改定（一時扶助、住宅扶助、出産扶助、生業扶助、新規就労控除を予定）についても8月からの施行とするが、特別基準の設定が必要な場合には情報提供されたい。）

この他、前述のとおり、生活保護受給中の就労インセンティブ施策として機能している勤労控除制度について全額控除となる水準や控除率を見直すこととしている（全額控除8,000円→15,000円、控除率の低減措置の廃止（控除率一律10%））。併せて、実施機関によりその活用の程度にばらつきがある特別控除については廃止することとする。この点についても平成25年8月からの施行とする。

なお、見直しにかかる告示等の改正については、平成25年度予算が成立した後に通知する予定であるが、自治体における円滑な実施に支障のないよう、予算の審議状況を踏まえながら適宜対応を検討していくこととしている。

（3）生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響

今回の生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的・実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう、政府全体として対応していくこととしている。

また、地方単独事業について、生活扶助基準の見直しが対象者や支給額等に影響する可能性があるものについては、国の取組を説明の上、その趣旨をご理解いただ

いた上で各自治体において判断いただくよう依頼することとしているので、予めご検討をいただきたい。

(4) その他

一時扶助（被服費等）、住宅扶助の住宅維持費、出産扶助（施設分べん）、生業扶助の技能修得費（高等学校等就学費を除く。）及び新規就労控除については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

8 生活保護関係予算について

(1) 生活保護関係予算について

ア 生活保護費等負担金について

(ア) 平成25年度予算案について

保護費負担金については、各扶助の給付実績を基に直近の被保護人員の伸び率等で必要額を算出した上で、不正受給対策の徹底、医療扶助の適正化、就労・自立支援の強化などの生活保護制度の見直しや基準見直しの適正化などを踏まえ、対前年度300億円増（1.1%増）の2兆8,224億円を計上している。

	平成25年度 予算案	平成24年度予算	
		当初予算額	補正後予算案
保護費負担金	2兆8,224億円	2兆7,924億円	2兆7,697億円

(イ) 平成25年度の適正な執行について

各自治体への生活保護費等負担金の交付は、予算の効率的な執行の観点から、直近実績に基づき算出された各自治体からの所要見込額に基づき実施しているところである。

平成25年度においても四半期ごとに所要見込額を把握することとしているため、各自治体においては、常に管内の保護動向等を注視し、適切に所要額を算出して、期限までに関係書類を提出していただくようご協力願いたい。

また、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止について」（平成21年3月9日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の内容について改めて徹底するなど、不正等の防止に対しても適切な対応を図られたい。

(ウ) 生活保護費国庫負担金に係る適正な精算について

生活保護費国庫負担金に係る適正な精算については、「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」（平成22年10月6日社会・援護局保護課長通知）において、返還金等の調定額の計上、調定後の債権管理について適正に実施するよう徹底を図っているところである。

返還金等について、収納済額のみを調定額として計上することは国庫負担金を過大に精算交付することになるので、各自治体においては、本通知の趣旨

を踏まえ、適正な国庫負担金の精算について、改めて徹底されたい。

イ 緊急雇用創出事業臨時特例交付金（基金）について

緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充実施分）については、平成21年度第2次補正予算により、各都道府県に基金を造成し、事業実施しているところであるが、今年度の予備費において積み増し（320億円）と事業実施期間を1年間延長し、平成25年度末までとしたところである。

各都道府県においては、事業の実施状況や実施効果を踏まえ、必要に応じて事業計画を見直すなど基金の適切かつ有効な活用を図られたい。

ウ セーフティネット支援対策等事業費補助金について

平成25年度予算案においては、「居住の安定確保支援事業（仮称）（補助率10/10）」の創設や、社会的居場所づくり支援事業の強化などにより、対前年度13億円増の250億円を計上しているところである。

セーフティネット支援対策等事業費補助金の実施要綱、交付要綱及び交付方針は別途通知するが、平成25年度についても、適正実施を図る観点から、従前から継続実施している事業を含めて費用対効果等の実績を評価した上で採択する方針であるが、特に、子どもの貧困対策にかかる事業については優先的に採択する方針であるので、積極的な活用をお願いする。

なお、本年8月に実施される生活扶助基準等の見直しに伴う自治体のシステム改修経費については、業務効率化事業（補助率10/10）の対象とする予定である。具体的な協議スケジュールについては別途お知らせするが、各自治体においては生活扶助基準等の見直しに向けての準備を進めていただきたい。

(2) 保護施設の運営及び整備について

ア 保護施設の運営について

(ア) 保護施設における精神障害者等の地域移行支援及び地域定着支援について

保護施設においては、これまでも保護施設通所事業や居宅生活訓練事業の実施、精神保健福祉士を加配した場合の加算措置などにより、入所者等の地域移行に向けた支援や地域生活の定着に向けた支援を積極的に行ってきたところである。

平成25年度からは、救護施設において、居宅生活訓練事業の利用要件の緩和（現行3名以上の利用定員を2名以上に緩和等）を予定しているところであるので、各地域における保護施設の役割の強化に向けて同事業の積極的な活用をお願いする。

(イ) 生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について

地方公務員の給与に関して、給与特例法の改正により平成25年7月から減額支給措置されることを受けて、公立の保護施設における支弁基準においても7月以降の単価を別途算出することとなり、詳細については、併せて決定次第連絡することとしているので、ご留意されたい。

イ 保護施設の整備について

保護施設の施設整備のうち、都道府県及び指定都市実施分については、平成24年度から地域自主戦略交付金（内閣府計上）により対応することとなったところであるが、地域自主戦略交付金の廃止により、平成25年度から従来の社会福祉施設等施設整備費補助金の整備対象となる予定である。

平成25年度予算成立後、交付要綱等の送付が行われる予定なのでご留意されたい。

9 生活保護関係調査について

(1) 平成25年度生活保護関係調査の実施について

平成25年度の生活保護関係調査については、次の一覧表のとおりである。

被保護者調査の年次調査（基礎調査・個別調査）については、生活保護業務データシステムに7月末日現在のデータを登録することで提出とさせていただきます。

被保護者調査の月次調査についても、生活保護業務データシステムへのデータ登録により提出いただくこととなるので、遅滞なくお願いしたい。

医療扶助実態調査に関しては、平成23年度より電子データでの提出となっており、平成25年度に関しても同様とさせていただきます。

また、社会保障生計調査については、平成24年度から引き続き調査をお願いしている自治体及び平成25年度から新たに対象となる自治体に関しては、御協力をお願いする。

(2) 提出締切の厳守について

各調査は、各都道府県・指定都市・中核市の関係者の御理解・御尽力により実施されているが、一部において、提出期限が大幅に遅れる自治体もあり、結果として全体の集計に支障を来している状況となっている。

集計作業の迅速化を図るためにも、提出締切の厳守をお願いしたい。

平成25年度生活保護関係調査一覧

調査の名称	調査の対象		対象選定の 方法	調査の 周期及び 時期	調査票等の 提出期限
	地域的範囲	属性的範囲			
被保護者調査 【年次調査】 基礎調査・個別調査 【月次調査】	全 国	被保護世帯 約157万世帯	全 数	年次調査 毎 年 7月31日現在 月次調査 毎 月	年次調査 毎年8月 月次調査 翌月20日
医療扶助実態調査	全 国	医療扶助受給者	6月基金審査分 診療報酬明細 書及び調剤報 酬明細書	毎 年 7 月	25年8月中旬
社会保障生計調査	9ブロック 14都道府県 4指定都市 9中核市 (注)	被保護世帯 約1,110世帯	抽 出	年 度 4月から翌年 3月まで	翌月末日

(注) 調査対象自治体は、北海道及び東京都を除き、原則として2年毎に調査地域を交代することとしている。

※ これ以外に、生活保護費経理状況報告、生活保護費国庫負担金にかかる事業実績報告等経理関係データ及び各種特別調査が生活保護行政に広く活用されている。

(3) 制度見直し前後の実態及び効果の把握について

社会保障審議会生活保護基準部会の報告書において、「制度見直し後の実態及び効果を把握した上で、本部会においても議論することが必要。」との意見があったことから、今回の基準見直し前後の実態及び効果を把握するために、こういった調査が必要となるか検討しているところである。

場合によっては、いくつかの自治体において調査を実施していただくこともあり得るが、その際は御協力をお願いしたい。

(参考) 生活保護の動向

ア 近年の保護動向

被保護人員・保護率については、平成7年度を底に上昇している。被保護人員の対前年同月比をみると、減少傾向にあり、直近の平成24年11月には、対前年同月比103.2%となっている。

○平成7年度 被保護人員 約88万2千人 被保護世帯数 約60万2千世帯 保護率 0.70%	→	○平成24年11月現在(速報値) 被保護人員 約214万7千人 被保護世帯数 約156万8千世帯 保護率 1.68%
---	---	---

雇用関係指標及び被保護人員の推移

	完全失業者数	完全失業率	有効求人倍率	被保護人員	被保護人員対前年同月比
	千人	%	倍	人	%
平成23年度平均	*2,930	*4.5	*0.65	*2,067,244	105.9
平成24年 1月	3,050	4.6	0.73	1,997,363	104.7
2月	2,980	4.5	0.75	2,005,862	104.6
3月	2,970	4.6	0.76	2,022,258	104.2
4月	2,990	4.6	0.79	2,021,412	104.0
5月	2,890	4.4	0.81	2,031,587	103.9
6月	2,810	4.3	0.82	2,041,592	103.6
7月	2,820	4.3	0.83	2,050,495	103.6
8月	2,820	4.2	0.81	2,059,871	103.5
9月	2,730	4.2	0.81	2,065,896	103.3
10月	2,730	4.2	0.80	2,071,924	103.4
11月	2,710	4.1	0.80	2,147,303	103.2

資料：被保護者調査〔平成24年4月以降は速報値（平成23年度は福祉行政報告例）〕

労働力調査（総務省）、職業安定業務統計、

※完全失業者数、完全失業率及び有効求人倍率の月別推移は季節調整値である。

※*は平成23年平均

イ 近年の保護動向の特徴

(ア) 世帯類型別世帯数の状況

構成割合で見ると、半数近く(43.6%)が高齢者世帯であるが、稼働能力がある者を含むその他の世帯の伸び率が顕著になっている。

世帯類型別被保護世帯数

	平成7年度		平成24年11月(速報値)		伸び率(24.11/7) (%)
	世帯数	構成割合(%)	世帯数	構成割合(%)	
総数	600,980	100.0	1,560,752	100.0	159.7
高齢者世帯	254,292	42.3	680,236	43.6	167.5
母子世帯	52,373	8.7	115,424	7.4	120.4
傷病者・障害者世帯	252,688	42.0	477,124	30.6	88.8
その他の世帯	41,627	6.9	287,968	18.5	591.8

資料：被保護者調査〔平成24年11月分は速報値（平成7年度は福祉行政報告例）〕

※世帯数は保護停止中のものを含まない。※平成17年度より、世帯類型の定義を一部変更。

(イ) 世帯人員別世帯数の状況

被保護世帯に占める単身世帯の割合が増加しており、現在被保護単身世帯の割合は76.1%となっている。特に高齢者世帯においては約9割となっている。

また、その他の世帯に占める単身世帯の割合は、平成7年度には約3割であったが、平成24年11月には約7割となっている。

世帯数	年度	世帯類型別被保護世帯数				
		総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者・障害者世帯	その他の世帯
世帯	平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,688	41,627
	うち単身世帯	431,629 (71.8%)	224,104 (88.1%)	-	193,235 (76.5%)	14,290 (34.3%)
数	平成24年11月	1,560,752	680,236	115,424	477,124	287,968
	うち単身世帯	1,188,440 (76.1%)	610,771 (89.8%)	-	387,197 (81.2%)	190,472 (66.1%)

資料：被保護者調査〔平成24年11月分は速報値（平成7年度は福祉行政報告例）〕

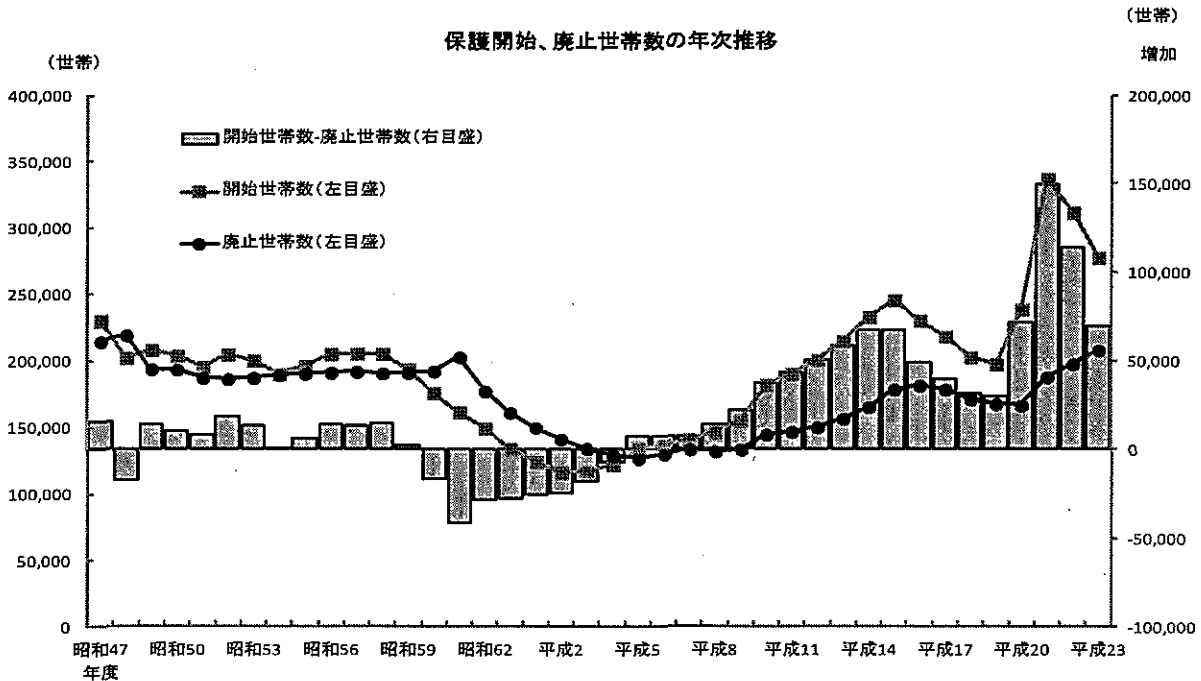
※平成17年度より、世帯類型の定義を一部変更。

※世帯数は保護停止中のものを含まない。

※括弧内は単身世帯割合。

(ウ) 生活保護の開始及び廃止状況

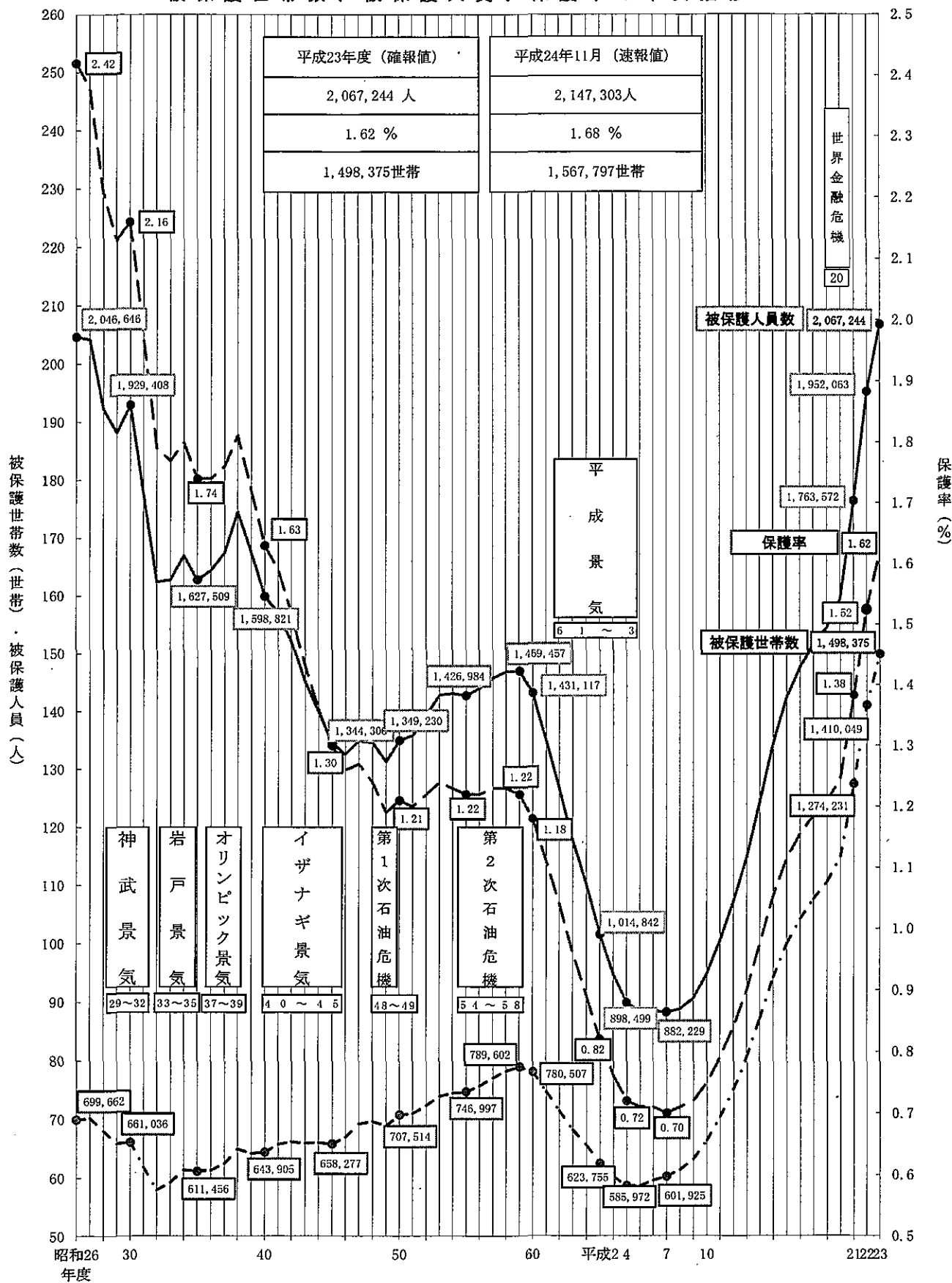
保護の開始世帯数については、平成20年度、平成21年度と大幅に増加していたが、平成22年度から減少に転じた。廃止世帯数については、平成20年度以降、増加傾向となっている。（開始世帯数－廃止世帯数）については、平成20年度より大幅に増加していたが、平成22年度より減少に転じている。



資料：福祉行政報告例

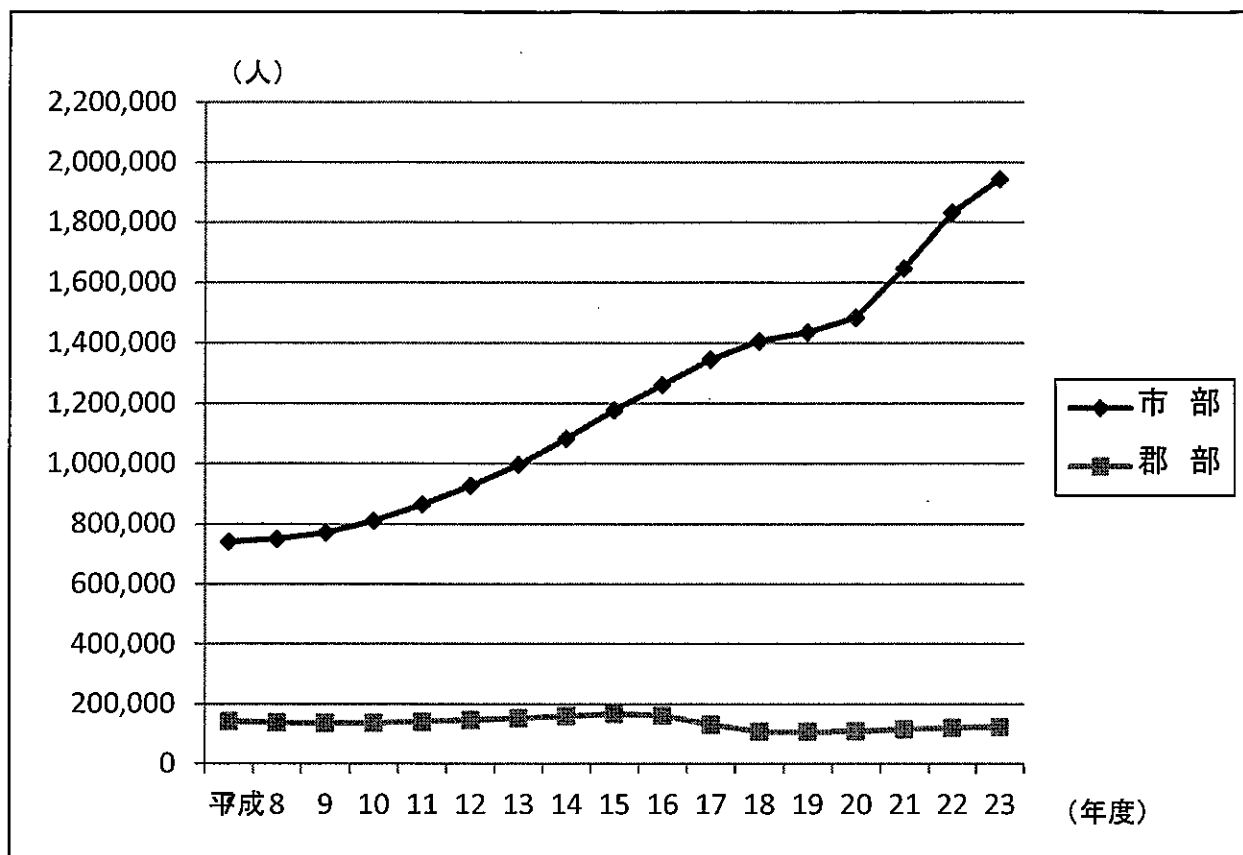
参 考 资 料

(万) 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移 (万) (%)



資料：被保護者調査より保護課にて作成 [平成24年11月分は速報値 (平成23年度以前の数値は福祉行政報告例)]

市部・郡部別被保護人員の年次推移



	総数	市部	郡部
	人	人	人
平成7年度	882,229	740,365	141,864
8	887,450	749,724	137,726
9	905,589	770,050	135,539
10	946,994	809,882	137,111
11	1,004,472	864,079	140,394
12	1,072,241	926,434	145,806
13	1,148,088	996,085	152,003
14	1,242,723	1,083,142	159,581
15	1,344,327	1,178,016	166,311
16	1,423,388	1,261,038	162,351
17	1,475,838	1,344,391	131,447
18	1,513,892	1,405,999	107,893
19	1,543,321	1,435,824	107,497
20	1,592,620	1,483,332	109,288
21	1,763,572	1,647,827	115,745
22	1,952,063	1,831,371	120,692
23	2,067,244	1,943,604	123,641

資料：福祉行政報告例

都道府県・指定都市・中核市別保護率

	平成23年度		
全 国	1.6		
大阪市	5.7	船橋市	1.3
大 阪 市	4.5	新 潟 市	1.3
東 大 阪 市	4.1	宮 崎 県	1.3
旭 川 市	3.9	京 都 府	1.2
尼 崎 市	3.7	川 越 市	1.2
高 知 市	3.7	横 須 賀 市	1.2
札 幌 市	3.6	須 賀 市	1.2
京 都 市	3.1	良 取 県	1.2
神 戸 市	3.1	鳥 取 県	1.2
長 崎 市	3.0	神 奈 川 県	1.2
堺 市	3.0	神 埼 市	1.1
青 森 市	2.9	大 津 市	1.1
福 岡 市	2.7	静 岡 市	1.1
福 岡 県	2.5	山 口 県	1.1
鹿 児 島 市	2.5	山 口 県	1.1
北 海 道 市	2.4	前 橋 市	1.0
北 九 州 市	2.4	千 葉 県	1.0
松 山 市	2.3	愛 媛 県	1.0
広 島 市	2.3	和 歌 山 県	1.0
和 歌 山 市	2.3	郡 山 市	1.0
沖 縄 県	2.2	三 重 県	1.0
川 崎 市	2.2	岩 手 県	1.0
奈 良 市	2.1	浜 松 市	0.9
大 阪 府	2.1	佐 賀 県	0.9
東 京 都	2.1	柏 市	0.9
名 古 屋 市	2.0	兵 庫 県	0.9
熊 本 市	2.0	香 川 県	0.8
青 森 県	2.0	宮 城 県	0.8
高 知 県	2.0	茨 城 県	0.8
宮 崎 市	1.9	茨 城 県	0.8
徳 島 県	1.9	熊 本 県	0.8
久 留 米 市	1.9	金 沢 市	0.8
横 浜 市	1.8	福 島 県	0.8
岡 山 市	1.8	福 崎 市	0.8
大 分 市	1.8	高 崎 市	0.8
千 葉 市	1.8	高 岡 市	0.7
盛 岡 市	1.7	長 野 市	0.7
福 山 市	1.7	豊 橋 市	0.7
長 崎 県	1.7	山 梨 県	0.7
秋 田 市	1.7	滋 賀 県	0.6
大 分 県	1.6	山 形 県	0.6
相 模 原 市	1.6	豊 田 市	0.6
下 関 市	1.6	岡 崎 市	0.6
仙 台 市	1.6	静 岡 県	0.6
高 松 市	1.6	知 知 県	0.6
宇 都 宮 市	1.6	愛 知 県	0.5
西 宮 市	1.6	新 潟 県	0.5
鹿 児 島 県	1.5	群 馬 県	0.5
高 槻 市	1.5	長 野 県	0.5
姫 路 市	1.5	石 川 県	0.4
岐 阜 市	1.5	福 井 市	0.4
倉 敷 市	1.5	富 山 市	0.4
さいたま市	1.5	岐 阜 県	0.3
いわき市	1.4	富 山 県	0.3
秋 田 県	1.4		

資料:福祉行政報告例

注)都道府県データは、指定都市及び中核市分を除く。

※保護率の大きい順。

平成7年度から平成23年度にかけての都道府県・指定都市別保護率の伸び

※伸び(23'-7')の大きい順。

	平成7年度		平成23年度		伸び(23'-7')	
		%		%		%
全 国		0.7		1.6		0.9
大 阪 市		1.8		5.7		3.9
大 札 市		1.7		3.6		1.9
大 広 島 市		0.7		2.3		1.6
大 神 戸 市		1.5		3.1		1.6
大 大 阪 府		0.9		2.3		1.5
名 古 屋 市		0.7		2.0		1.4
千 葉 市		0.5		1.8		1.3
川 崎 市		0.9		2.2		1.3
東 京 都		0.8		2.1		1.3
北 海 道		1.5		2.7		1.3
福 岡 市		1.5		2.7		1.2
高 知 県		1.5		2.7		1.2
横 浜 市		0.7		1.8		1.1
青 森 県		1.1		2.2		1.1
仙 台 市		0.5		1.6		1.1
京 都 市		2.1		3.1		1.0
長 崎 県		1.1		2.1		1.0
沖 縄 県		1.3		2.2		0.9
神 奈 川 県		0.4		1.2		0.9
埼 玉 県		0.3		1.2		0.9
北 九 州 市		1.5		2.4		0.9
兵 庫 県		0.5		1.4		0.8
鹿 児 島 県		1.0		1.9		0.8
徳 島 県		1.1		1.9		0.8
千 葉 県		0.3		1.1		0.8
大 分 県		0.9		1.7		0.8
秋 田 県		0.7		1.4		0.7
和 歌 山 県		0.7		1.5		0.7
愛 媛 県		0.8		1.5		0.7
福 岡 県		1.7		2.5		0.7
栃 木 県		0.3		1.0		0.7
宮 崎 県		0.9		1.5		0.7
京 都 府		0.6		1.2		0.7
奈 良 県		0.8		1.4		0.6
広 島 県		0.6		1.2		0.6
岡 山 県		0.7		1.3		0.6
岩 手 県		0.5		1.1		0.6
鳥 取 県		0.6		1.2		0.6
熊 本 県		0.7		1.3		0.6
福 島 県		0.4		0.9		0.5
静 岡 県		0.2		0.7		0.5
茨 城 県		0.3		0.8		0.5
宮 城 県		0.3		0.8		0.5
新 潟 県		0.3		0.8		0.5
三 重 県		0.5		1.0		0.5
山 梨 県		0.2		0.6		0.4
香 川 県		0.7		1.2		0.4
山 口 県		0.8		1.2		0.4
群 馬 県		0.3		0.7		0.4
愛 知 県		0.2		0.6		0.4
島 根 県		0.5		0.8		0.4
岐 阜 県		0.2		0.5		0.3
滋 賀 県		0.4		0.8		0.3
石 川 県		0.3		0.6		0.3
佐 賀 県		0.6		0.9		0.3
長 野 県		0.2		0.5		0.3
山 形 県		0.3		0.6		0.3
福 井 県		0.2		0.4		0.2
富 山 県		0.2		0.3		0.1

資料：福祉行政報告例

注1)都道府県データは、指定都市分を除く。

2)さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

平成7年度から平成23年度にかけての都道府県・指定都市別保護率の伸び率

※伸び率(23' / 7')の大きい順。

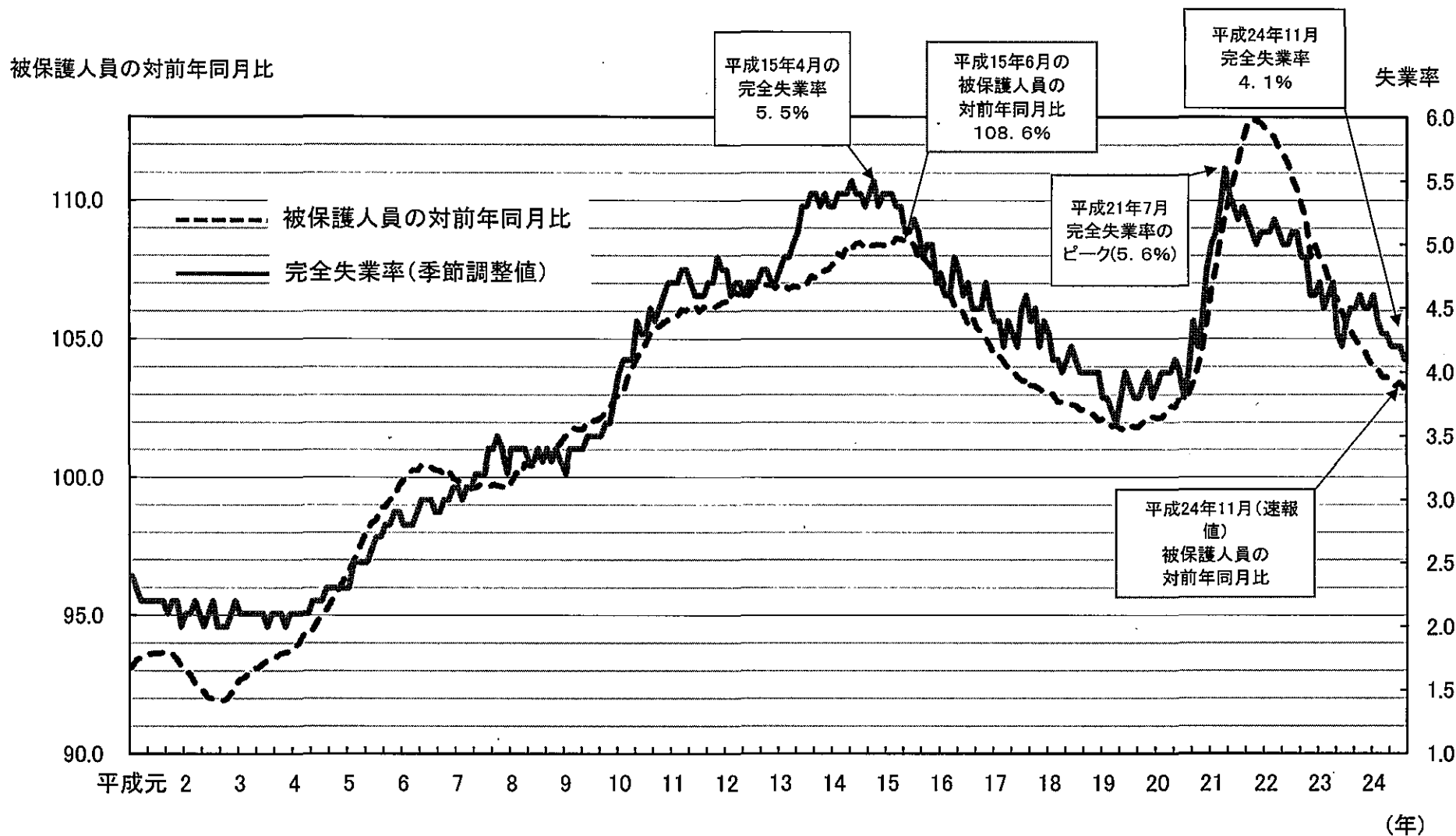
	平成7年度	平成23年度	伸び率(23' / 7')
	%	%	%
全 国	0.7	1.6	131.4
埼玉県	0.3	1.2	291.1
千葉県	0.5	1.8	288.0
神奈川県	0.4	1.2	256.1
千葉県	0.3	1.1	252.1
広島県	0.7	2.3	242.9
静岡県	0.2	0.7	241.6
栃木県	0.3	1.0	225.7
大阪府	1.8	5.7	215.0
名古屋市	0.7	2.0	209.0
仙台市	0.5	1.6	204.6
山梨県	0.2	0.6	191.6
愛知県	0.2	0.6	184.6
岐阜県	0.2	0.5	177.2
大阪府	0.9	2.3	170.5
茨城県	0.3	0.8	168.1
横浜市	0.7	1.8	164.6
兵庫県	0.5	1.4	157.4
東京都	0.8	2.1	156.7
新潟県	0.3	0.8	155.1
群馬県	0.3	0.7	154.6
宮城県	0.3	0.8	148.8
川崎市	0.9	2.2	145.1
福島県	0.4	0.9	131.1
石川県	0.3	0.6	123.0
長野県	0.2	0.5	121.6
岩手県	0.5	1.1	116.7
京都市	0.6	1.2	111.0
札幌市	1.7	3.6	110.8
福井県	0.2	0.4	107.4
神戸市	1.5	3.1	107.0
秋田県	0.7	1.4	105.7
三重県	0.5	1.0	102.5
広島県	0.6	1.2	102.0
和歌山県	0.7	1.5	99.2
青森県	1.1	2.2	97.8
鳥取県	0.6	1.2	94.8
長崎県	1.1	2.1	94.5
愛媛県	0.8	1.5	90.8
岡山県	0.7	1.3	88.3
北海道	1.5	2.7	86.4
奈良県	0.8	1.4	82.6
滋賀県	0.4	0.8	81.3
島根県	0.5	0.8	81.1
福岡市	1.5	2.7	81.0
大分県	0.9	1.7	80.1
高知県	1.5	2.7	79.2
鹿児島県	1.0	1.9	79.0
山形県	0.3	0.6	77.2
宮崎県	0.9	1.5	76.5
熊本県	0.7	1.3	74.1
沖縄県	1.3	2.2	71.0
徳島県	1.1	1.9	68.2
富山県	0.2	0.3	59.4
北九州市	1.5	2.4	58.7
佐賀県	0.6	0.9	56.8
香川県	0.7	1.2	56.0
山口県	0.8	1.2	51.7
京都市	2.1	3.1	48.9
福岡県	1.7	2.5	40.4

資料：福祉行政報告例

注1) 都道府県データは、指定都市分を除く。

2) さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

被保護人員の対前年同月比と完全失業率の月次推移



資料:被保護者調査〔平成24年4月以降は速報値(平成23年度以前は福祉行政報告例)〕、労働力調査(総務省)

世帯類型別被保護世帯数の年次推移

年度	世帯類型別被保護世帯数						世帯類型別指数(平成7年度=100)						世帯類型別構成割合					
	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平成7年度	600,900	254,292	52,373	252,688		41,627	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	42.3	8.7	42.0		6.9
8	612,180	264,626	51,671	254,449		41,434	101.9	104.1	98.7	100.7	99.5	100.0	43.2	8.4	41.6		6.8	
9	630,577	277,409	52,206	258,558		42,404	104.9	109.1	99.7	102.3	101.9	100.0	44.0	8.3	41.0		6.7	
10	662,094	294,680	54,503	267,582		45,329	110.2	115.9	104.1	105.9	108.9	100.0	44.5	8.2	40.4		6.8	
11	703,072	315,933	58,435	70,778	207,742	50,184	117.0	124.2	111.6	28.0	82.2	120.6	100.0	44.9	8.3	10.1	29.5	7.1
12	750,181	341,196	63,126	78,484	214,136	55,240	124.8	134.2	120.5	30.3	84.7	132.7	100.0	45.5	8.4	10.2	28.5	7.4
13	803,993	370,049	68,460	81,519	222,035	61,930	133.8	145.5	130.7	32.3	87.9	148.8	100.0	46.0	8.5	10.1	27.6	7.7
14	869,637	402,835	75,097	87,339	231,963	72,403	144.7	158.4	143.4	34.6	91.8	173.9	100.0	46.3	8.6	10.0	26.7	8.3
15	939,733	435,804	82,216	95,283	241,489	84,941	156.4	171.4	157.0	37.7	95.6	204.1	100.0	46.4	8.7	10.1	25.7	9.0
16	997,149	465,680	87,478	102,418	247,426	94,148	165.9	183.1	167.0	40.5	97.9	226.2	100.0	46.7	8.8	10.3	24.8	9.4
17	1,039,570	451,962	90,531	117,271	272,547	107,259	173.0	177.7	172.9	46.4	107.9	257.7	100.0	43.5	8.7	11.3	26.2	10.3
18	1,073,650	473,838	92,609	125,187	272,170	109,847	178.6	186.3	176.8	49.5	107.7	263.9	100.0	44.1	8.6	11.7	25.3	10.2
19	1,102,945	497,665	92,910	132,007	269,080	111,282	183.5	195.7	177.4	52.2	106.5	267.3	100.0	45.1	8.4	12.0	24.4	10.1
20	1,145,913	523,840	93,408	137,733	269,362	121,570	190.7	206.0	178.4	54.5	106.6	292.0	100.0	45.7	8.2	12.0	23.5	10.6
21	1,270,588	583,081	99,592	146,790	289,166	171,978	211.4	221.4	190.2	58.1	114.4	413.1	100.0	44.3	7.8	11.6	22.8	13.5
22	1,405,281	603,540	108,794	157,390	308,150	227,407	233.8	237.3	207.7	62.3	121.9	546.3	100.0	42.9	7.7	11.2	21.9	16.2
23	1,492,396	636,469	113,323	169,488	319,376	253,740	248.3	250.3	216.4	67.1	126.4	609.6	100.0	42.6	7.6	11.4	21.4	17.0
平成24年11月 (速報値)	1,580,752	680,236	115,424	179,276	297,848	287,968	259.7	267.5	220.4	70.9	117.9	691.8	100.0	43.6	7.4	11.5	19.1	18.5

注1)保護停止中の世帯を除く。

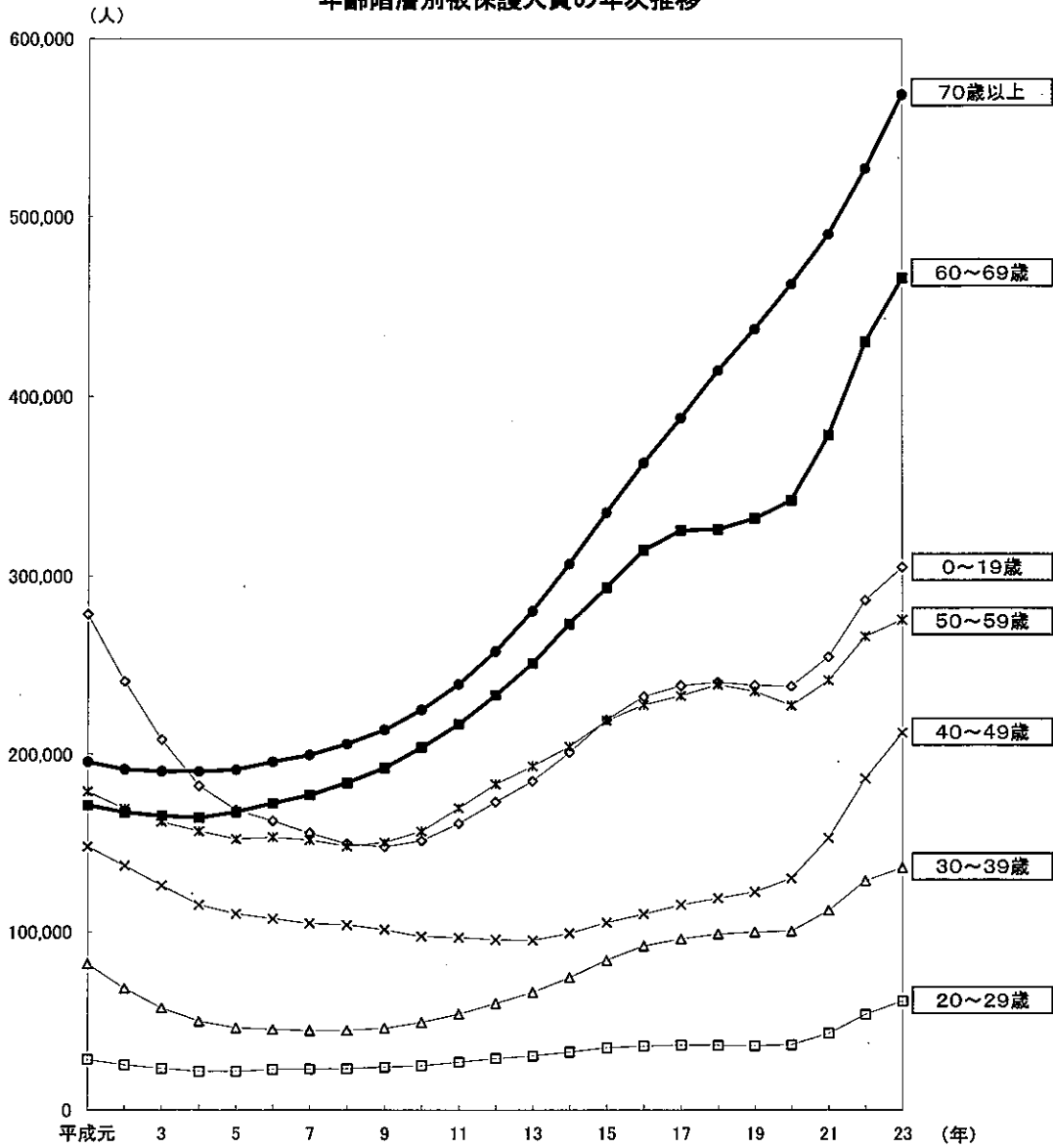
2)平成17年4月より世帯類型の定義を一部変更

「高齢者世帯」:男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

「母子世帯」:死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

資料:被保護者調査[平成24年11月分は速報値(平成23年度以前は福祉行政報告例)]

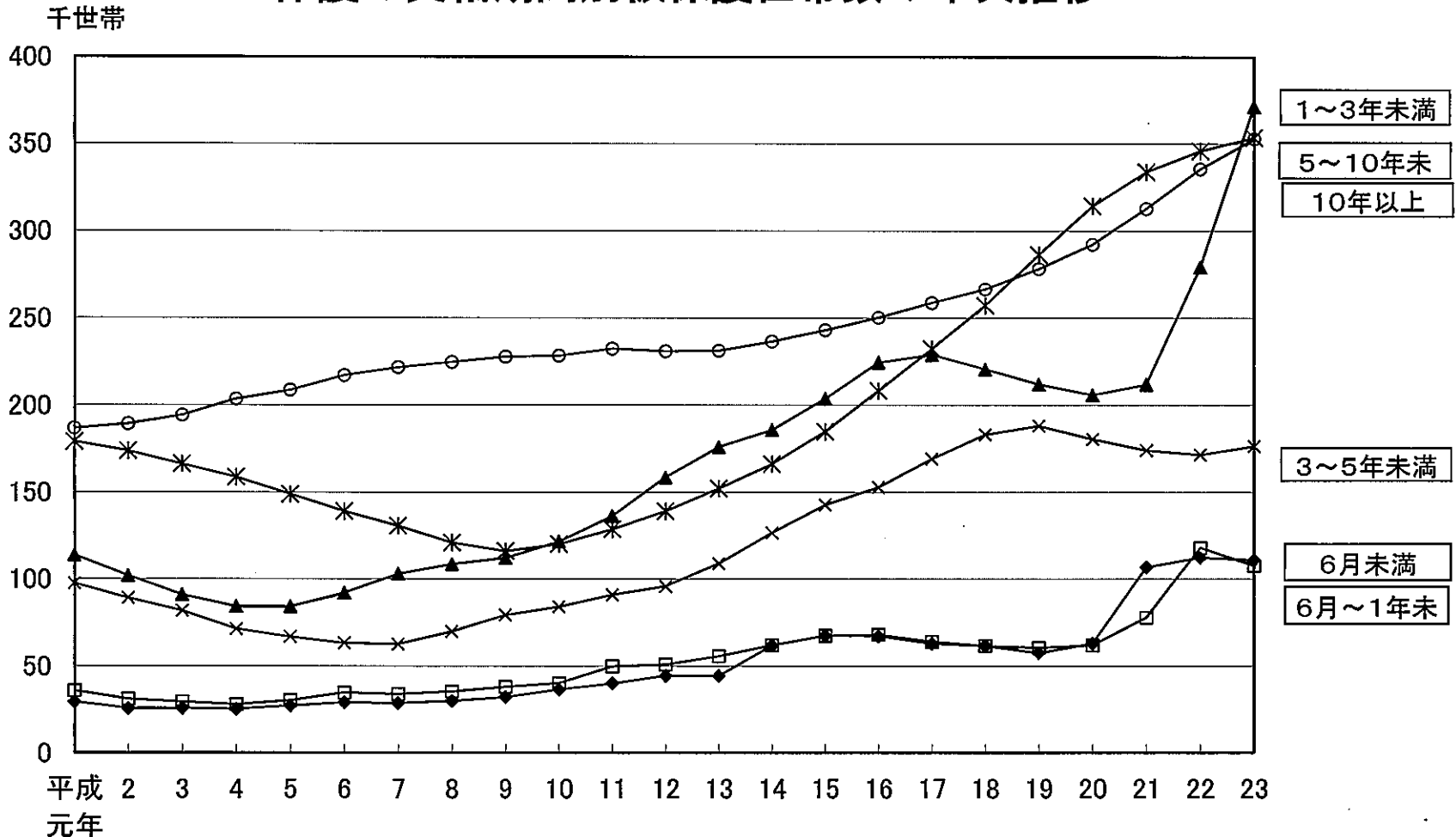
年齢階層別被保護人員の年次推移



	0~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	計
平成元年	278,569	28,398	82,053	148,034	179,030	171,274	195,767	1,083,125
2年	240,981	25,327	68,335	137,277	169,360	167,286	191,527	1,000,093
3年	208,204	23,369	57,268	126,140	161,980	165,536	190,474	932,971
4年	182,269	21,644	49,743	115,215	156,591	164,362	190,319	880,143
5年	168,649	21,700	46,129	110,187	152,299	167,515	191,301	857,780
6年	162,606	22,771	45,189	107,485	153,336	172,391	195,785	859,563
7年	155,681	22,916	44,549	104,769	151,706	177,100	199,654	856,375
8年	149,768	23,202	44,653	103,955	148,244	183,908	205,801	859,531
9年	147,954	24,001	45,846	101,374	150,386	192,356	213,735	875,652
10年	151,323	24,936	49,107	97,449	155,507	203,833	225,063	908,218
11年	161,083	26,861	53,834	96,756	169,792	216,920	239,333	964,579
12年	173,170	28,922	59,808	95,657	183,166	233,208	257,839	1,031,770
13年	184,847	30,336	65,997	95,274	193,259	251,062	280,398	1,101,173
14年	200,960	32,505	74,321	99,207	204,256	273,213	306,689	1,191,151
15年	219,265	34,888	84,072	105,139	218,846	293,555	335,447	1,291,212
16年	232,470	35,848	92,139	110,077	227,726	314,502	363,164	1,375,926
17年	238,573	36,396	96,122	115,378	232,937	325,563	388,258	1,433,227
18年	240,573	36,289	98,843	119,054	239,172	326,175	414,631	1,474,737
19年	238,728	36,125	99,962	122,605	235,409	332,255	437,576	1,502,660
20年	238,308	36,646	100,431	130,228	227,426	342,318	462,536	1,537,893
21年	254,767	43,064	112,174	153,005	241,623	378,662	490,356	1,673,651
22年	286,456	53,557	128,834	186,307	266,145	430,494	526,932	1,878,725
23年	304,879	61,113	136,095	212,031	275,475	465,950	568,546	2,024,089
構成割合(%)	15.1%	3.0%	6.7%	10.5%	13.6%	23.0%	28.1%	100.0%

資料：被保護者全国一斉調査（基礎）各年7月1日現在（平成23年は7月3日現在）

保護の受給期間別被保護世帯数の年次推移



世帯の労働力類型別被保護世帯数の年次推移

	実 数									構成割合			
	総数	稼働世帯								非稼働世帯	総数	稼働世帯	非稼働世帯
		総数	世帯主が働いている世帯					世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	働いていない者のいない世帯				
			総数	常用	日雇	内職	その他						
世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	%	%	%	
平成元年度	653,414	129,258	98,711	55,456	14,595	11,077	17,583	30,547	524,156	100.0	19.8	80.2	
2	622,235	116,970	90,200	51,065	13,144	10,226	15,765	26,769	505,266	100.0	18.8	81.2	
3	599,482	105,667	81,959	46,383	11,921	9,453	14,202	23,708	493,816	100.0	17.6	82.4	
4	584,821	95,971	74,926	42,540	10,879	8,559	12,948	21,045	488,851	100.0	16.4	83.6	
5	585,086	89,381	69,655	39,876	10,087	7,914	11,778	19,726	495,706	100.0	15.3	84.7	
6	594,439	85,307	66,456	38,868	9,216	7,525	10,848	18,851	509,132	100.0	14.4	85.6	
7	600,980	81,604	63,705	37,546	8,788	7,076	10,294	17,899	519,376	100.0	13.6	86.4	
8	612,180	79,466	62,515	37,215	8,547	6,714	10,039	16,951	532,714	100.0	13.0	87.0	
9	630,577	79,711	62,987	38,058	8,529	6,599	9,802	16,724	550,865	100.0	12.6	87.4	
10	662,094	80,745	63,838	39,027	8,596	6,403	9,812	16,907	581,348	100.0	12.2	87.8	
11	703,072	84,076	66,508	41,592	8,713	6,341	9,863	17,568	618,996	100.0	12.0	88.0	
12	750,181	89,660	71,151	45,552	9,318	6,360	9,921	18,509	660,522	100.0	12.0	88.0	
13	803,993	95,295	75,726	49,397	9,910	6,339	10,079	19,569	708,698	100.0	11.9	88.1	
14	869,637	103,711	82,746	54,504	11,057	6,364	10,820	20,965	765,926	100.0	11.9	88.1	
15	939,733	113,967	91,082	60,651	12,443	6,456	11,532	22,885	825,766	100.0	12.1	87.9	
16	997,149	123,531	99,141	66,559	14,028	6,480	12,074	24,390	873,618	100.0	12.4	87.6	
17	1,039,570	130,544	105,505	71,493	15,302	6,526	12,184	25,039	909,026	100.0	12.6	87.4	
18	1,073,650	136,000	110,687	76,315	15,725	6,617	12,029	25,313	937,650	100.0	12.7	87.3	
19	1,102,945	141,682	115,738	80,644	16,233	6,781	12,080	25,944	961,262	100.0	12.8	87.2	
20	1,145,913	148,463	121,294	85,029	16,932	6,913	12,420	27,169	997,450	100.0	13.0	87.0	
21	1,270,588	164,283	133,906	93,578	19,538	7,116	13,674	30,377	1,106,305	100.0	12.9	87.1	
22	1,405,281	186,748	152,427	106,684	22,996	7,553	15,194	34,321	1,218,533	100.0	13.3	86.7	
23	1,492,396	203,916	167,279	118,498	24,037	7,720	17,025	36,636	1,288,480	100.0	13.7	86.3	
平成24年11月 (速報値)	1,560,752	229,015	189,445	135,191	27,176	8,332	18,746	39,570	1,331,737	100.0	14.7	85.3	

資料:被保護者調査[平成24年11月は速報値(平成23年以前は福祉行政報告例)]

(注)保護停止中の世帯を除く。

世帯類型・稼働状況別被保護世帯数の年次推移

		総数			高齢者世帯			母子世帯			傷病者・障害者世帯			その他の世帯			
		総数	稼働	非稼働	総数	稼働	非稼働	総数	稼働	非稼働	総数	稼働	非稼働	総数	稼働	非稼働	
		世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
実 数	平成7年度	600,980	81,603	519,376	254,292	11,372	242,921	52,373	28,776	23,597	252,688	22,039	230,648	41,627	19,417	22,210	
	8	612,180	79,466	532,714	264,626	11,362	253,264	51,671	28,015	23,656	254,449	21,456	232,993	41,434	18,633	22,801	
	9	630,577	79,712	550,865	277,409	11,727	265,682	52,206	28,016	24,189	258,558	21,439	237,119	42,404	18,529	23,875	
	10	662,094	80,745	581,348	294,680	12,130	282,550	54,503	28,114	26,390	267,582	21,854	245,728	45,329	18,648	26,680	
	11	703,072	84,076	618,996	315,933	12,803	303,130	58,435	29,311	29,125	278,520	22,270	256,250	50,184	19,693	30,492	
	12	750,181	89,660	660,522	341,196	13,432	327,763	63,126	31,243	31,883	290,620	23,577	267,043	55,240	21,407	33,832	
	13	803,993	95,295	708,698	370,049	14,185	355,864	68,460	33,332	35,129	303,554	24,696	278,858	61,930	23,082	38,847	
	14	869,637	103,711	765,926	402,835	15,429	387,406	75,097	36,226	38,872	319,302	26,231	293,070	72,403	25,825	46,578	
	15	939,733	113,967	825,766	435,804	16,943	418,861	82,216	39,602	42,613	336,772	27,443	309,329	84,941	29,979	54,962	
	16	997,149	123,530	873,618	465,680	18,115	447,565	87,478	42,342	45,136	349,844	29,058	320,785	94,148	34,015	60,132	
	17	1,039,570	130,544	909,026	451,962	15,042	436,921	90,531	43,997	46,534	389,818	31,470	358,348	107,259	40,035	67,223	
	18	1,073,650	136,000	937,650	473,838	15,458	458,380	92,609	44,772	47,836	397,357	32,649	364,708	109,847	43,121	66,726	
	19	1,102,945	141,682	961,262	497,665	16,712	480,953	92,910	44,833	48,078	401,087	34,177	366,910	111,282	45,961	65,321	
	20	1,145,913	148,463	997,450	523,840	18,178	505,662	93,408	44,457	48,952	407,095	36,112	370,983	121,570	49,716	71,853	
	21	1,270,588	164,283	1,106,305	583,061	20,046	543,016	99,592	44,667	54,926	435,956	39,003	396,953	171,978	60,567	111,411	
	22	1,405,281	186,747	1,218,533	603,540	21,749	581,791	108,794	46,837	61,958	465,540	42,381	423,158	227,407	75,781	151,626	
	23	1,492,396	203,916	1,288,480	636,469	22,278	614,192	113,323	48,477	64,846	488,864	45,024	443,840	253,740	88,138	165,602	
		平成24年11月 (速報値)	1,560,752	229,015	1,331,737	680,236	37,759	642,477	115,424	52,872	62,552	477,124	62,548	414,576	287,968	101,788	186,180
	構 成 割 合	平成7年度	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		8	100.0	13.6	86.4	100.0	4.5	95.5	100.0	54.9	45.1	100.0	8.7	91.3	100.0	48.6	53.4
		9	100.0	13.0	87.0	100.0	4.3	95.7	100.0	54.2	45.8	100.0	8.4	91.6	100.0	45.0	55.0
		10	100.0	12.6	87.4	100.0	4.2	95.8	100.0	53.7	46.3	100.0	8.3	91.7	100.0	43.7	56.3
		11	100.0	12.2	87.8	100.0	4.1	95.9	100.0	51.6	48.4	100.0	8.2	91.8	100.0	41.1	58.9
		12	100.0	12.0	88.0	100.0	3.9	96.1	100.0	49.5	50.5	100.0	8.1	91.9	100.0	38.8	61.2
13		100.0	11.9	88.1	100.0	3.8	96.2	100.0	48.7	51.3	100.0	8.1	91.9	100.0	37.3	62.7	
14		100.0	11.9	88.1	100.0	3.8	96.2	100.0	48.2	51.8	100.0	8.2	91.8	100.0	35.7	64.3	
15		100.0	12.1	87.9	100.0	3.9	96.1	100.0	48.2	51.8	100.0	8.1	91.9	100.0	35.3	64.7	
16		100.0	12.4	87.6	100.0	3.9	96.1	100.0	48.4	51.6	100.0	8.3	91.7	100.0	36.1	63.9	
17		100.0	12.6	87.4	100.0	3.3	96.7	100.0	48.6	51.4	100.0	8.1	91.9	100.0	37.3	62.7	
18		100.0	12.7	87.3	100.0	3.3	96.7	100.0	48.3	51.7	100.0	8.2	91.8	100.0	39.3	60.7	
19		100.0	12.8	87.2	100.0	3.4	96.6	100.0	48.3	51.7	100.0	8.5	91.5	100.0	41.3	58.7	
20		100.0	13.0	87.0	100.0	3.5	96.5	100.0	47.6	52.4	100.0	8.9	91.1	100.0	40.9	59.1	
21		100.0	12.9	87.1	100.0	3.6	96.4	100.0	44.8	55.2	100.0	8.9	91.1	100.0	35.2	64.8	
22		100.0	13.3	86.7	100.0	3.6	96.4	101.0	43.1	56.9	101.0	9.1	90.9	101.0	33.3	66.7	
23		100.0	13.7	86.3	101.0	3.5	96.5	102.0	42.8	57.2	102.0	9.2	90.8	102.0	34.7	65.3	
		平成24年11月 (速報値)	100.0	14.7	85.3	100.0	5.6	94.4	100.0	45.8	54.2	100.0	13.1	86.9	100.0	35.3	64.7

資料：被保護者調査〔平成24年11月は速報値（平成23年度以前は福祉行政報告例）〕
注）保護停止中の世帯を除く。また、数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が総数と合わない場合がある。

都道府県・指定都市・中核市、稼働状況、世帯類型別被保護世帯の構成割合

平成23年度

都道府県・指定都市・中核市	稼働状況別構成割合		世帯類型別構成割合			
	稼働	非稼働	高齢	母子	傷病・障害	その他
	%	%	%	%	%	%
全	13.7	86.3	42.6	7.6	32.8	17.0
北海道	13.0	87.0	44.9	9.8	36.7	8.6
青森県	8.5	91.5	50.7	4.2	36.6	8.6
岩手県	17.0	83.0	44.9	4.6	34.3	16.2
宮城県	11.8	88.2	44.3	6.1	32.7	16.9
秋田県	13.8	86.2	47.7	4.5	33.1	14.6
山形県	13.6	86.4	45.0	3.9	38.9	12.2
福島県	13.8	86.2	43.2	4.7	35.7	16.4
茨城県	9.1	90.9	44.9	5.0	35.9	14.2
栃木県	10.5	89.5	42.9	4.6	39.9	12.6
群馬県	8.2	91.8	45.5	3.8	37.7	13.1
埼玉県	14.0	86.0	40.0	7.9	34.8	17.3
千葉県	12.6	87.4	43.5	6.8	37.9	11.8
東京都	14.9	85.1	43.3	6.2	33.5	17.1
神奈川県	14.7	85.3	41.7	8.2	31.4	18.6
新潟県	12.7	87.3	39.0	4.2	36.8	20.0
富山県	7.6	92.4	51.7	2.0	31.7	14.6
石川県	8.7	91.3	53.4	2.7	34.3	9.5
福井県	12.1	87.9	45.5	3.6	33.1	17.9
山梨県	9.7	90.3	47.4	3.8	32.3	16.4
長野県	13.8	86.2	40.8	4.7	40.7	13.7
岐阜県	12.3	87.7	47.2	4.0	34.9	13.9
静岡県	11.3	88.7	47.9	4.9	32.4	14.7
愛知県	13.0	87.0	40.5	6.2	33.6	19.7
三重県	11.0	89.0	44.1	6.5	34.8	14.6
滋賀県	15.4	84.6	38.4	10.6	38.7	12.3
京都府	17.9	82.1	40.3	12.4	36.5	10.7
大阪府	16.3	83.7	42.5	12.1	33.3	12.1
兵庫県	12.8	87.2	42.7	8.1	37.4	11.8
奈良県	10.7	89.3	49.8	8.7	33.2	8.3
和歌山県	9.2	90.8	54.2	4.1	33.9	7.7
鳥取県	16.4	83.6	38.5	6.1	40.8	14.5
徳島県	19.8	80.2	40.3	5.9	30.5	23.2
香川県	15.5	84.5	41.7	4.5	39.3	14.5
愛媛県	14.6	85.4	42.2	6.8	33.9	17.1
高松市	13.5	86.5	45.9	5.7	36.2	12.2
徳島県	12.6	87.4	42.9	5.9	38.3	13.0
香川県	13.4	86.6	39.5	6.0	42.5	11.9
愛媛県	9.8	90.2	44.9	3.5	38.0	13.6
高松市	11.9	88.1	51.3	3.9	30.5	14.4
高松市	11.2	88.8	43.1	8.1	28.9	19.9
徳島県	9.9	90.1	45.7	3.7	38.9	11.7
高松市	13.9	86.1	43.8	6.0	34.9	15.3
高松市	9.7	90.3	48.1	3.5	29.7	18.7
高松市	12.5	87.5	51.6	3.4	28.3	16.7
高松市	10.1	89.9	47.7	4.5	28.8	19.0
高松市	12.0	88.0	47.9	5.3	33.8	13.0
高松市	9.9	90.1	44.3	6.4	35.3	14.1
高松市	17.3	82.7	36.9	11.8	29.4	21.9
高松市	15.0	85.0	34.4	9.4	30.4	25.8
高松市	14.7	85.3	38.0	7.7	26.8	29.5
高松市	11.0	89.0	42.4	5.6	19.3	32.7
高松市	18.5	81.5	43.4	8.1	29.4	19.1
高松市	16.9	83.1	42.1	9.0	28.2	20.8
高松市	16.1	83.9	34.3	11.7	35.2	18.8
高松市	13.5	86.5	36.7	7.6	40.2	15.5
高松市	13.1	86.9	45.3	6.3	31.5	16.9
高松市	12.7	87.3	29.2	6.4	29.4	35.1
高松市	12.1	87.9	40.8	5.6	29.3	24.3
高松市	18.3	81.7	41.7	12.1	27.7	18.5
高松市	11.9	88.1	45.6	7.0	27.7	19.7
高松市	14.3	85.7	44.0	10.5	37.0	8.5
高松市	17.5	82.5	42.3	9.9	28.4	19.4
高松市	15.7	84.3	36.7	9.3	31.9	22.1
高松市	16.5	83.5	34.2	10.4	33.3	22.1
高松市	10.4	89.6	50.1	4.8	25.0	20.1
高松市	12.6	87.4	38.8	7.2	32.2	21.8
高松市	16.6	83.4	42.9	12.4	35.1	9.7
高松市	13.6	86.4	42.6	11.3	37.5	8.7
高松市	11.9	88.1	44.6	5.3	30.3	19.9
高松市	17.2	82.8	34.0	7.9	30.3	27.8
高松市	13.6	86.4	44.3	5.8	37.5	12.4
高松市	11.7	88.3	37.8	5.6	33.3	23.3
高松市	8.2	91.8	41.2	6.5	44.7	7.6
高松市	10.0	90.0	34.4	7.3	35.5	22.9
高松市	13.1	86.9	41.8	5.6	34.2	18.4
高松市	10.3	89.7	46.5	6.0	33.9	13.6
高松市	15.1	84.9	36.6	8.5	31.2	23.7
高松市	13.4	86.6	39.3	6.8	34.8	19.1
高松市	13.9	86.1	41.2	8.0	40.5	10.3
高松市	9.6	90.4	48.1	6.7	34.2	11.0
高松市	7.0	93.0	50.9	1.5	37.9	9.7
高松市	7.4	92.6	46.6	3.8	39.1	10.5
高松市	15.9	84.1	38.7	5.1	36.2	19.9
高松市	8.5	91.5	49.0	4.5	32.1	14.5
高松市	12.2	87.8	37.9	5.7	27.8	28.5
高松市	14.6	85.4	25.8	11.8	36.1	26.3
高松市	12.4	87.6	33.7	6.7	31.8	27.7
高松市	16.5	83.5	38.1	9.6	40.0	12.3
高松市	13.8	86.2	37.9	11.9	43.7	6.6
高松市	16.6	83.4	38.6	13.8	34.3	13.3
高松市	12.9	87.1	44.0	6.8	28.4	20.9
高松市	10.3	89.7	37.3	10.5	37.2	15.0
高松市	10.6	89.4	44.0	8.4	39.7	7.9
高松市	13.6	86.4	36.8	13.2	32.8	17.2
高松市	9.7	90.3	53.1	5.2	29.3	12.5
高松市	9.9	90.1	39.9	8.8	30.4	20.9
高松市	15.7	84.3	37.6	10.5	32.4	19.5
高松市	12.3	87.7	49.8	6.1	28.9	15.3
高松市	11.7	88.3	37.6	9.4	31.7	21.3
高松市	9.4	90.6	40.6	6.0	40.4	13.0
高松市	13.8	86.2	42.9	7.5	30.9	18.6
高松市	9.3	90.7	39.7	6.2	37.6	16.5
高松市	13.1	86.9	31.1	8.7	37.4	22.7
高松市	11.7	88.3	42.7	6.6	39.3	11.3
高松市	12.1	87.9	42.9	6.1	39.1	11.9
高松市	10.9	89.1	41.1	6.6	33.7	18.6
高松市	14.5	85.5	37.9	7.8	31.0	23.3

資料：福祉行政報告例
 注1) 都道府県データは指定都市、中核市分を除いたものである。
 注2) 保護停止中の世帯を除く。

保護の種類別扶助人員の年次推移

	生活扶助人員		住宅扶助人員		教育扶助人員		医療扶助人員		介護扶助人員	
	人	指数 (平成元年度 =100)	人	指数 (平成元年度 =100)	人	指数 (平成元年度 =100)	人	指数 (平成元年度 =100)	人	指数 (平成12年度 =100)
平成元年度	969,319	100.0	789,295	100.0	158,323	100.0	752,956	100.0
2	889,607	91.8	730,134	92.5	135,793	85.8	711,268	94.5
3	826,462	85.3	681,412	86.3	117,140	74.0	680,735	90.4
4	780,517	80.5	646,486	81.9	103,800	65.6	662,155	87.9
5	765,290	79.0	639,112	81.0	96,505	61.0	658,517	87.5
6	765,629	79.0	644,648	81.7	92,424	58.4	670,603	89.1
7	760,162	78.4	639,129	81.0	88,176	55.7	679,826	90.3
8	766,232	79.0	648,591	82.2	84,973	53.7	695,075	92.3
9	783,840	80.9	668,756	84.7	84,006	53.1	715,662	95.0
10	821,931	84.8	707,094	89.6	86,254	54.5	753,366	100.1
11	877,080	90.5	763,315	96.7	91,042	57.5	803,855	106.8
12	943,025	97.3	824,129	104.4	96,944	61.2	864,231	114.8	66,832	100.0
13	1,014,524	104.7	891,223	112.9	104,590	66.1	928,527	123.3	84,463	126.4
14	1,105,499	114.0	975,486	123.6	114,213	72.1	1,002,886	133.2	105,964	158.6
15	1,201,836	124.0	1,069,135	135.5	124,270	78.5	1,082,648	143.8	127,164	190.3
16	1,273,502	131.4	1,143,310	144.9	132,019	83.4	1,154,521	153.3	147,239	220.3
17	1,320,413	136.2	1,194,020	151.3	135,734	85.7	1,207,814	160.4	164,093	245.5
18	1,354,242	139.7	1,233,105	156.2	137,129	86.6	1,226,233	162.9	172,214	257.7
19	1,379,945	142.4	1,262,158	159.9	135,503	85.6	1,248,145	165.8	184,258	275.7
20	1,422,217	146.7	1,304,858	165.3	134,734	85.1	1,281,838	170.2	195,576	292.6
21	1,586,013	163.6	1,459,768	184.9	144,339	91.2	1,406,456	186.8	209,735	313.8
22	1,767,315	182.3	1,634,773	207.1	155,450	98.2	1,553,662	206.3	228,235	341.5
23	1,871,659	193.1	1,741,888	220.7	159,372	100.7	1,657,093	220.1	248,100	371.2
平成24年11月 (速報値)	1,954,169	201.6	1,826,374	231.4	160,048	101.1	1,729,813	229.7	274,213	410.3

資料：被保護者調査〔平成24年11月は速報値(平成23年度以前は福祉行政報告例)〕

(1) 生活保護法による医療扶助人員、医療扶助費の年次推移

	被保護 実人員 A	医療扶助人員						医療扶助率 B/A %	医療扶助費 総額 億円	生活保護費 のうち医療 扶助費の占 める割合 %
		総数 B	精神 (再掲)	入院 人	精神 (再掲)	入院外 人	精神 (再掲)			
平成7年度	882,229	679,826	126,555	123,924	64,399	555,903	62,156	77.1	8,819	59.4
平成8年度	887,450	695,075	131,592	124,794	64,117	570,281	67,475	78.3	8,773	58.0
平成9年度	905,589	715,662	135,681	126,530	64,212	589,132	71,469	79.0	9,230	57.5
平成10年度	946,993	753,366	141,798	130,358	64,743	623,008	77,055	79.6	9,659	57.0
平成11年度	1,004,472	803,855	148,286	134,043	65,122	669,812	83,164	80.0	10,416	57.0
平成12年度	1,072,241	864,231	155,852	132,751	64,913	731,480	90,939	80.6	10,711	55.2
平成13年度	1,148,088	928,527	163,149	134,956	64,900	793,572	98,249	80.9	11,229	54.1
平成14年度	1,242,723	1,002,886	172,619	135,197	64,608	867,689	108,011	80.7	11,622	52.4
平成15年度	1,344,327	1,082,648	183,139	132,578	63,708	950,070	119,431	80.5	12,361	51.8
平成16年度	1,423,388	1,154,521	195,400	132,285	63,193	1,022,236	132,207	81.1	13,029	51.9
平成17年度	1,475,838	1,207,814	204,600	131,104	62,479	1,076,710	142,121	81.8	13,470	51.2
平成18年度	1,513,892	1,226,233	97,650	130,487	59,239	1,095,746	38,411	81.0	13,500	50.6
平成19年度	1,543,321	1,248,145	95,028	125,900	57,687	1,122,245	37,341	80.9	13,074	49.9
平成20年度	1,592,620	1,281,838	95,433	123,279	56,513	1,158,558	38,920	80.5	13,393	49.6
平成21年度	1,763,572	1,406,456	98,651	125,820	56,090	1,280,636	42,561	79.8	14,515	48.3
平成22年度	1,952,063	1,553,662	102,973	129,805	55,841	1,423,857	47,132	79.6	15,701	47.2
平成23年度	2,067,244	1,657,093	107,539	129,362	55,154	1,527,731	52,385	80.2	16,432	46.9

出典：福祉行政報告例、生活保護費等国庫負担金事業実績報告

(2) 都道府県・指定都市・中核市別医療扶助人員(入院・入院外)

自治体名	総数	入院	入院外
北海道	61,693	5,095	56,598
青森県	18,837	1,515	17,322
岩手県	7,779	729	7,050
宮城県	7,936	605	7,331
秋田県	8,284	521	7,763
山形県	6,029	444	5,585
福島県	7,923	655	7,268
茨城県	19,898	2,090	17,808
栃木県	9,893	991	8,902
群馬県	5,945	464	5,481
埼玉県	50,425	3,754	46,671
千葉県	38,204	2,968	35,236
東京都	227,328	15,405	211,923
神奈川県	26,142	1,715	24,427
新潟県	6,625	504	6,121
富山県	1,370	202	1,168
石川県	2,640	295	2,345
福井県	2,903	302	2,601
山梨県	3,961	375	3,586
長野県	6,692	531	6,161
岐阜県	4,118	437	3,681
静岡県	10,037	952	9,085
愛知県	17,630	1,447	16,183
三重県	13,944	1,158	12,786
滋賀県	5,813	406	5,407
京都府	12,106	708	11,398
大阪府	70,558	4,157	66,401
兵庫県	19,118	1,432	17,686
奈良県	10,740	762	9,978
和歌山県	5,354	423	4,931
鳥取県	5,628	364	5,264
島根県	4,549	408	4,141
岡山県	4,651	491	4,160
広島県	11,284	1,091	10,193
山口県	10,586	1,188	9,398
徳島県	13,227	1,282	11,945
香川県	4,115	386	3,729
愛媛県	8,099	758	7,341
高知県	7,119	748	6,371
福岡県	51,160	4,298	46,862
佐賀県	6,844	798	6,046
長崎県	13,867	1,469	12,398
熊本県	7,315	826	6,489
大分県	10,116	1,239	8,877
宮崎県	7,836	835	7,001
鹿児島県	14,839	2,164	12,675
沖縄県	25,845	2,376	23,469
札幌市	62,767	3,796	58,971
仙台市	14,152	506	13,646
さいたま市	17,102	682	16,420
千葉市	13,423	472	12,951
横浜市	63,239	6,957	56,282
川崎市	24,875	1,074	23,801

自治体名	総数	入院	入院外
相模原市	11,393	505	10,888
新潟市	8,714	559	8,155
静岡市	6,318	371	5,947
浜松市	4,884	193	4,691
名古屋市	33,908	2,412	31,496
京都市	34,979	2,399	32,580
大阪市	118,278	6,625	111,653
堺市	20,996	1,465	19,531
神戸市	40,017	1,864	38,153
岡山市	10,621	418	10,203
広島市	19,191	746	18,445
北九州市	21,583	2,262	19,321
福岡市	34,969	2,240	32,729
熊本市	12,234	1,065	11,169
旭川市	11,655	565	11,090
函館市	11,404	656	10,748
青森市	7,314	513	6,801
盛岡市	4,763	336	4,427
秋田市	4,511	413	4,098
郡山市	2,783	275	2,508
いわき市	3,889	474	3,415
宇都宮市	6,632	498	6,134
前橋市	2,831	197	2,634
高崎市	2,712	168	2,544
川越市	2,603	221	2,382
船橋市	6,471	426	6,045
柏市	2,685	195	2,490
横須賀市	4,326	199	4,127
富山市	1,445	151	1,294
金沢市	3,104	359	2,745
長野市	2,002	152	1,850
岐阜市	5,880	1,319	4,561
豊橋市	1,837	221	1,616
豊田市	1,213	122	1,091
岡崎市	1,423	104	1,319
大津市	3,315	199	3,116
高槻市	5,626	243	5,383
東大阪市	15,142	638	14,504
豊中市	7,952	531	7,421
姫路市	7,655	362	7,293
西宮市	6,419	437	5,982
尼崎市	15,986	1,118	14,868
奈良市	5,568	249	5,319
和歌山市	6,922	398	6,524
倉敷市	5,803	480	5,323
福山市	6,268	270	5,998
下関市	3,700	324	3,376
高松市	5,619	431	5,188
松山市	11,369	922	10,447
高知市	11,132	771	10,361
久留米市	5,255	430	4,825
長崎市	10,144	712	9,432
大分市	7,172	665	6,507
宮崎市	7,144	461	6,683
鹿児島市	14,935	1,269	13,666
全 国	1,725,257	126,848	1,598,409

資料：生活保護速報(平成24年10月)

(3) 長期入院患者の実態把握の状況

(平成23年度)

区分	① 患者数 （入院百八十日を超え た患者数） 書類検討総数	② 調整を行ったもの のうち主治医と意見	③ された者 の入院の必要がないと の結果医療扶助によ	④ ③のうち措置状況							⑤ 患者数 のうち未措置の	②/ ①の割合 (%)	③/ ②の割合 (%)	⑤/ ③の割合 (%)
				退院又は移替え等										
				小計	地域への移替		他法への移替		その他					
					居宅保護	施設入所	結核予防法	福祉法 精神保健						
北海道	2,763	2,116	150	111	48	47	0	0	16	39	76.6	7.1	26.0	
青森県	501	446	19	16	5	3	0	0	8	3	89.0	4.3	15.8	
岩手県	338	184	24	11	5	4	0	0	2	13	54.4	13.0	54.2	
宮城県	279	235	14	6	0	3	0	0	3	8	84.2	6.0	57.1	
秋田県	339	258	25	15	1	8	0	0	6	10	76.1	9.7	40.0	
山形県	196	76	6	3	1	1	0	0	1	3	38.8	7.9	50.0	
福島県	377	250	46	27	5	8	0	0	14	19	66.3	18.4	41.3	
茨城県	1,026	1,021	108	38	6	13	0	0	19	70	99.5	10.6	64.8	
栃木県	519	378	5	4	0	4	0	0	0	1	72.8	1.3	20.0	
群馬県	295	210	3	3	0	3	0	0	0	0	71.2	1.4	0.0	
埼玉県	1,652	1,032	198	112	45	18	0	0	49	86	62.5	19.2	43.4	
千葉県	1,577	1,577	88	58	30	25	0	0	3	30	100.0	5.6	34.1	
東京都	7,130	3,657	730	593	209	180	0	11	193	137	51.3	20.0	18.8	
神奈川県	838	668	147	89	19	45	0	0	25	58	79.7	22.0	39.5	
新潟県	236	154	9	7	4	3	0	0	0	2	65.3	5.8	22.2	
富山県	140	115	5	1	1	0	0	0	0	4	82.1	4.3	80.0	
石川県	178	56	8	5	0	4	0	0	1	3	31.5	14.3	37.5	
福井県	203	177	17	12	8	2	0	0	2	5	87.2	9.6	29.4	
山梨県	228	83	2	2	0	2	0	0	0	0	36.4	2.4	0.0	
長野県	165	120	43	13	2	4	0	2	5	30	72.7	35.8	69.8	
岐阜県	200	77	14	4	1	2	0	0	1	10	38.5	18.2	71.4	
静岡県	445	210	30	27	18	6	0	0	3	3	47.2	14.3	10.0	
愛知県	678	294	56	42	12	24	0	1	5	14	43.4	19.0	25.0	
三重県	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	—	
滋賀県	187	117	6	2	0	2	0	0	0	4	62.6	5.1	66.7	
京都府	314	215	1	0	0	0	0	0	0	1	68.5	0.5	100.0	
大阪府	1,761	554	179	166	65	42	0	0	59	13	31.5	32.3	7.3	
兵庫県	1,000	795	155	113	30	29	0	1	53	42	79.5	19.5	27.1	
奈良県	263	159	6	6	0	5	0	0	1	0	60.5	3.8	0.0	
和歌山県	185	101	5	3	1	2	0	0	0	2	54.6	5.0	40.0	
鳥取県	171	143	34	15	3	5	0	0	7	19	83.6	23.8	55.9	
島根県	205	109	33	11	4	1	0	0	6	22	53.2	30.3	66.7	
岡山県	283	198	19	12	5	2	0	0	5	7	70.0	9.6	36.8	
広島県	524	467	28	26	5	15	0	0	6	2	89.1	6.0	7.1	
山口県	701	440	56	38	5	24	0	0	9	18	62.8	12.7	32.1	
徳島県	827	567	26	23	4	8	0	0	11	3	68.6	4.6	11.5	
香川県	229	223	23	18	4	7	0	0	7	5	97.4	10.3	21.7	
愛媛県	381	208	38	19	2	15	0	0	2	19	54.6	18.3	50.0	
高知県	421	203	50	21	6	5	0	0	10	29	48.2	24.6	58.0	
福岡県	2,778	1,963	246	176	59	85	0	0	32	70	70.7	12.5	28.5	
佐賀県	446	356	30	27	6	8	0	0	13	3	79.8	8.4	10.0	
長崎県	841	700	44	20	10	9	0	0	1	24	83.2	6.3	54.5	
熊本県	503	424	61	35	12	19	0	0	4	26	84.3	14.4	42.6	
大分県	727	181	16	9	3	6	0	0	0	7	24.9	8.8	43.8	
宮崎県	594	347	54	28	10	13	0	0	5	26	58.4	15.6	48.1	
鹿児島県	1,274	1,186	170	118	49	31	0	1	37	52	93.1	14.3	30.6	
沖縄県	1,110	707	159	65	32	21	0	0	12	94	63.7	22.5	59.1	

(3) 長期入院患者の実態把握の状況

(平成23年度)

区 分	① た患者数 (入院百八十日を超え 書類検討総数)	② 調整を行ったもの のうち主治医と意見	③ された者 の結果医療扶助によ	④ ③のうち措置状況							⑤ 患者数 のうち未措置の	②/ ①の割合 (%)	③/ ②の割合 (%)	⑤/ ③の割合 (%)
				退院又は移替え等										
				小 計	地域への移替		他法への移替		そ の 他					
					居宅保 護	施設入 所	結核予 防法	福祉保 健						
札幌市	1,598	307	5	5	2	1	0	0	2	0	19.2	1.6	0.0	
仙台市	300	166	8	8	6	2	0	0	0	0	55.3	4.8	0.0	
さいたま市	417	49	48	43	29	8	0	0	6	5	11.8	98.0	10.4	
千葉市	269	81	16	12	4	8	0	0	0	4	30.1	19.8	25.0	
横浜市	1,136	863	264	205	34	103	1	1	66	59	76.0	30.6	22.3	
川崎市	756	695	167	123	45	25	0	2	51	44	91.9	24.0	26.3	
相模原市	207	135	36	29	6	16	0	0	7	7	65.2	26.7	19.4	
新潟市	318	105	1	1	0	0	1	0	0	0	33.0	1.0	0.0	
静岡市	108	5	5	3	3	0	0	0	0	2	4.6	100.0	40.0	
浜松市	178	42	25	25	5	11	1	0	8	0	23.6	59.5	0.0	
名古屋市	1,708	1,014	262	253	119	70	0	0	64	9	59.4	25.8	3.4	
京都市	1,201	701	121	97	76	21	0	0	0	24	58.4	17.3	19.8	
大阪市	3,029	3,029	273	179	17	20	0	1	141	94	100.0	9.0	34.4	
堺市	668	67	42	39	34	5	0	0	0	3	10.0	62.7	7.1	
神戸市	1,206	967	265	170	79	53	0	0	38	95	80.2	27.4	35.8	
岡山市	266	253	19	17	10	4	0	0	3	2	95.1	7.5	10.5	
広島市	618	607	140	136	47	19	0	0	70	4	98.2	23.1	2.9	
北九州市	1,089	1,025	150	112	38	39	0	0	35	38	94.1	14.6	25.3	
福岡市	1,674	1,578	146	109	79	28	0	0	2	37	94.3	9.3	25.3	
熊本市	502	435	5	5	2	1	0	0	2	0	86.7	1.1	0.0	
旭川市	247	93	41	24	2	19	0	0	3	17	37.7	44.1	41.5	
函館市	123	115	4	4	2	2	0	0	0	0	93.5	3.5	0.0	
青森市	253	242	1	1	1	0	0	0	0	0	95.7	0.4	0.0	
盛岡市	145	17	0	0	0	0	0	0	0	0	11.7	0.0	—	
秋田市	150	44	1	1	0	1	0	0	0	0	29.3	2.3	0.0	
郡山市	64	6	0	0	0	0	0	0	0	0	9.4	0.0	—	
いわき市	202	79	4	3	0	3	0	0	0	1	39.1	5.1	25.0	
宇都宮市	352	16	16	16	8	8	0	0	0	0	4.5	100.0	0.0	
高崎市	55	55	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	—	
前橋市	104	89	1	1	1	0	0	0	0	0	85.6	1.1	0.0	
川越市	107	26	3	3	1	2	0	0	0	0	24.3	11.5	0.0	
船橋市	270	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1.1	0.0	—	
柏市	110	80	1	1	1	0	0	0	0	0	72.7	1.3	0.0	
横須賀市	121	121	29	29	10	19	0	0	0	0	100.0	24.0	0.0	
富山市	112	112	9	8	4	4	0	0	0	1	100.0	8.0	11.1	
金沢市	221	221	70	30	15	3	0	0	12	40	100.0	31.7	57.1	
長野市	87	87	15	15	1	1	0	0	13	0	100.0	17.2	0.0	
岐阜市	123	25	6	5	3	1	0	0	1	1	20.3	24.0	16.7	
豊橋市	147	147	8	8	6	2	0	0	0	0	100.0	5.4	0.0	
豊田市	80	80	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	—	
岡崎市	67	67	13	11	2	4	0	0	5	2	100.0	19.4	15.4	
大津市	98	98	27	27	6	5	0	0	16	0	100.0	27.6	0.0	
高槻市	140	11	7	6	3	3	0	0	0	1	7.9	63.6	14.3	
豊中市	192	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1.6	0.0	—	
東大阪市	330	107	42	28	16	12	0	0	0	14	32.4	39.3	33.3	
姫路市	222	8	4	4	0	1	0	0	3	0	3.6	50.0	0.0	
西宮市	216	76	58	11	3	4	0	0	4	47	35.2	76.3	81.0	
尼崎市	421	353	87	66	19	27	0	0	20	21	83.8	24.6	24.1	
奈良市	162	74	31	30	10	3	0	0	17	1	45.7	41.9	3.2	
和歌山市	267	73	24	1	0	1	0	0	0	23	27.3	32.9	95.8	
倉敷市	109	61	0	0	0	0	0	0	0	0	56.0	0.0	—	
福山市	130	48	12	8	4	2	0	0	2	4	36.9	25.0	33.3	
下関市	224	224	18	11	3	6	0	0	2	7	100.0	8.0	38.9	
高松市	198	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.0	—	
松山市	61	61	1	1	1	0	0	0	0	0	100.0	1.6	0.0	
高知市	585	585	201	198	72	17	0	0	109	3	100.0	34.4	1.5	
久留米市	243	154	15	7	3	2	0	0	2	8	63.4	9.7	53.3	
長崎市	571	36	7	5	4	0	0	0	1	2	6.3	19.4	28.6	
大分市	530	96	9	5	0	5	0	0	0	4	18.1	9.4	44.4	
宮崎市	193	125	14	12	1	7	0	0	4	2	64.8	11.2	14.3	
鹿児島市	683	641	18	14	2	11	0	0	1	4	93.9	2.8	22.2	
合計	62,003	40,453	5,981	4,315	1,574	1,372	3	20	1,346	1,666	65.2	14.8	27.9	

資料：保護課調

(4) 保険外併用療養費(長期入院選定療養)に係る例外的給付の状況について(平成23年度)

区分	当該年度給付件数										当該年度 給付総額 (円)	1件あたり 給付金額
	前年度 継続 A	新規開始 B	退院 C (①+②+③ +④+⑤)	当該年度給付件数					当該年度 継続 D=A+B-C	退院率 E=C/(A+B)		
				① 在宅	② 介護保険 施設	③ 社会福祉 施設等	④ 扶養義務者 引き取り	⑤ その他				
北海道	4	8	12	4	3	1	0	4	0	100.0%	1,147,800	95,650
青森県	0	4	3	2	0	0	0	1	1	75.0%	579,078	144,770
岩手県	1	2	1	0	1	0	0	0	2	33.3%	538,660	179,553
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
福島県	1	2	3	1	0	0	0	2	0	100.0%	54,400	18,133
茨城県	3	2	2	0	0	0	0	2	3	40.0%	1,388,040	277,608
栃木県	0	2	2	0	2	0	0	0	0	100.0%	706,640	353,320
群馬県	1	1	2	1	0	1	0	0	0	100.0%	82,320	41,160
埼玉県	3	27	28	1	1	3	0	23	2	93.3%	4,179,460	139,315
千葉県	9	8	13	4	0	0	0	9	4	76.5%	2,423,420	142,554
東京都	60	426	411	16	6	5	1	383	75	84.6%	34,000,964	69,961
神奈川県	4	13	13	2	1	1	3	6	4	76.5%	1,286,343	75,667
新潟県	1	0	1	0	0	0	0	1	0	100.0%	15,400	15,400
富山県	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	185,640	185,640
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
福井県	0	1	1	1	0	0	0	0	0	100.0%	696,670	696,670
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
長野県	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	364,650	364,650
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
滋賀県	0	1	1	1	0	0	0	0	0	100.0%	198,280	198,280
京都府	0	2	1	1	0	0	0	0	1	50.0%	184,170	92,085
大阪府	5	40	37	4	3	4	1	25	8	82.2%	4,257,200	94,604
兵庫県	1	4	4	1	0	0	0	3	1	80.0%	467,040	93,408
奈良県	0	3	3	1	1	0	0	1	0	100.0%	241,540	80,513
和歌山県	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	472,430	472,430
鳥取県	1	0	1	0	0	1	0	0	0	100.0%	530,400	530,400
島根県	0	3	1	0	1	0	0	0	2	33.3%	237,081	79,027
岡山県	3	5	5	2	0	3	0	0	3	62.5%	1,458,373	182,297
広島県	2	0	2	1	0	1	0	0	0	100.0%	130,768	65,384
山口県	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	512,400	512,400
徳島県	2	2	1	1	0	0	0	0	3	25.0%	590,850	147,713
香川県	0	1	1	0	0	1	0	0	0	100.0%	33,568	33,568
愛媛県	7	1	2	0	1	0	0	1	6	25.0%	4,712,716	589,090
高知県	1	2	3	2	1	0	0	0	0	100.0%	131,080	43,693
福岡県	2	8	5	2	0	1	0	2	5	50.0%	538,880	53,888
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
長崎県	0	2	2	2	0	0	0	0	0	100.0%	239,510	119,755
熊本県	1	3	3	1	1	1	0	0	1	75.0%	1,242,860	310,715
大分県	0	1	1	1	0	0	0	0	0	100.0%	34,750	34,750
宮崎県	1	1	2	1	0	0	0	1	0	100.0%	545,750	272,875
鹿児島県	1	2	3	0	2	1	0	0	0	100.0%	1,617,470	539,157
沖縄県	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	62,550	62,550

(4) 保険外併用療養費（長期入院選定療養）に係る例外的給付の状況について（平成23年度）

区 分	当該年度給付件数										当該年度 給付総額 (円)	1件あたり 給付金額
	前年度 継続 A	新規開始 B	退院 C (①+②+③ +④+⑤)						当該年度 継続 D=A+B-C	退院率 E=C/(A+B)		
				① 在宅	② 介護保険 施設	③ 社会福祉 施設等	④ 扶養義務者 引き取り	⑤ その他				
札幌市	0	1	1	1	0	0	0	0	0	100.0%	54,120	54,120
仙台市	1	2	1	0	0	1	0	0	2	33.3%	810,370	270,123
さいたま市	2	5	1	0	0	0	0	1	6	14.3%	597,800	85,400
千葉市	6	6	10	3	0	2	0	5	2	83.3%	1,089,400	90,783
横浜市	3	8	3	1	1	0	0	1	8	27.3%	1,398,560	127,142
川崎市	10	6	2	1	0	0	1	0	14	12.5%	1,145,520	71,595
相模原市	0	3	2	1	0	0	0	1	1	66.7%	319,430	106,477
新潟市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
浜松市	2	1	1	0	1	0	0	0	2	33.3%	455,010	151,670
名古屋	15	48	23	10	4	1	0	8	40	36.5%	7,112,513	112,897
東京都	2	9	7	3	2	0	0	2	4	63.6%	1,230,327	111,848
大阪府	130	187	173	53	1	12	0	107	144	54.6%	34,159,670	107,759
堺市	1	11	7	1	0	0	0	6	5	58.3%	1,219,010	101,584
神戸市	5	3	3	1	0	0	0	2	5	37.5%	1,798,870	224,859
岡山	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	396,150	396,150
広島	1	2	2	1	0	0	0	1	1	66.7%	586,440	195,480
北九州	0	2	2	1	0	0	0	1	0	100.0%	110,600	55,300
福岡	3	1	3	0	0	0	0	3	1	75.0%	462,230	115,558
熊本	5	17	11	3	2	0	0	6	11	50.0%	4,113,820	186,992
旭川	0	1	1	0	0	1	0	0	0	100.0%	295,200	295,200
函館	1	3	3	0	0	1	0	2	1	75.0%	475,360	118,840
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
盛岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
いわき	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
宇都宮	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0.0%	193,200	96,600
高崎	0	2	1	0	0	0	0	1	1	50.0%	365,570	182,785
前橋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
川越	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	713,700	713,700
船橋	1	8	1	0	0	0	0	1	8	11.1%	420,060	46,673
柏	3	1	3	1	0	0	0	2	1	75.0%	49,000	12,250
横須賀	1	0	1	0	0	0	0	1	0	100.0%	102,200	102,200
富山	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	434,350	434,350
金沢	1	0	1	1	0	0	0	0	0	100.0%	81,200	81,200
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
豊橋	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0.0%	1,026,730	342,243
豊田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
岡崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
大高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
高松	0	1	1	0	0	0	0	1	0	100.0%	8,260	8,260
豊中	0	3	3	0	0	0	0	3	0	100.0%	112,000	37,333
東大阪	6	2	3	3	0	0	0	0	5	37.5%	628,600	78,575
姫路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
西宮	5	1	3	1	0	0	0	2	3	50.0%	1,025,980	170,997
尼崎	0	3	3	0	0	0	0	3	0	100.0%	205,890	68,630
奈良	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0.0%	40,950	20,475
和歌山	3	4	1	0	1	0	0	0	6	14.3%	2,533,026	361,861
倉敷	2	3	4	1	3	0	0	0	1	80.0%	1,015,349	203,070
福山	2	1	2	2	0	0	0	0	1	66.7%	471,340	157,113
下関	5	6	4	2	0	0	0	2	7	36.4%	1,316,359	119,669
高松	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
松山	1	3	4	0	0	0	0	3	1	100.0%	348,250	87,063
高知	1	0	1	0	1	0	0	0	0	100.0%	149,800	149,800
久留米	0	1	1	0	0	0	0	1	0	100.0%	125,100	125,100
長崎	0	3	3	2	0	0	1	0	0	100.0%	176,430	58,810
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
宮崎	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	69,900	69,900
鹿児島	1	1	1	0	0	0	0	1	1	50.0%	799,500	399,750
合計	341	944	867	146	40	42	10	629	418	67.5%	136,332,295	106,095

資料：保護課調

(5) 頻回受診者に対する適正受診指導結果について (平成23年度)

	受診状況把握対象者数		指導対象外				指導対象						
	A+B	うち既青格系・総合組織	人数		人数		人数		うち改善された者				
			A	うち既青格系・総合組織	B	うち既青格系・総合組織	C	うち既青格系・総合組織	D	c	E	e	E/D
北海道	239	94	196	76	43	18	26	11	5.4	141.0	55.9	1452.4	10.3
青森県	42	15	34	10	8	5	0	0	-	0.0	-	0.0	-
岩手県	20	15	4	3	16	12	3	3	3.7	11.0	43.0	129.0	11.7
宮城県	45	35	42	32	3	3	1	1	6.0	6.0	114.0	114.0	19.0
秋田県	27	9	13	4	14	5	8	4	5.3	42.0	64.8	518.5	12.3
山形県	9	5	3	3	6	2	3	2	3.7	11.0	57.3	172.0	15.6
福島県	14	10	10	7	4	3	3	2	4.3	13.0	47.0	141.0	10.8
茨城県	62	40	33	19	29	21	12	5	4.5	54.0	46.3	555.0	10.3
栃木県	37	27	30	21	7	6	7	6	6.0	42.0	66.6	466.0	11.1
群馬県	23	14	18	11	5	3	3	2	7.0	21.0	72.2	216.7	10.3
埼玉県	419	222	335	165	84	57	35	24	5.5	194.0	64.7	2266.2	11.7
千葉県	215	190	185	166	30	24	10	9	4.6	46.0	54.9	549.0	11.9
東京都	2,271	1,264	1,691	842	580	422	252	193	5.3	1328.0	63.0	15873.5	12.0
神奈川県	137	72	83	28	54	44	28	0	7.9	222.0	92.8	2597.8	11.7
新潟県	9	9	9	9	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
富山県	7	6	1	0	6	6	3	3	4.0	12.0	42.0	126.0	10.5
石川県	13	4	10	2	3	2	1	0	8.0	8.0	104.0	104.0	13.0
福井県	12	9	3	0	9	9	7	7	5.1	36.0	55.6	389.0	10.8
山梨県	9	3	5	1	4	2	2	1	0.0	0.0	0.0	0.0	-
長野県	10	5	4	0	6	5	1	1	10.0	10.0	71.0	71.0	7.1
岐阜県	10	3	6	1	4	2	4	2	4.8	19.0	49.3	197.3	10.4
静岡県	46	19	38	19	8	0	1	0	4.0	4.0	76.0	76.0	19.0
愛知県	146	41	94	25	52	16	16	4	5.6	90.0	73.3	1172.7	13.0
三重県	100	57	89	50	11	7	3	3	9.0	27.0	77.7	233.0	8.6
滋賀県	10	1	9	1	1	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
京都府	111	47	81	34	30	13	10	3	5.1	51.0	46.7	466.9	9.2
大阪府	870	434	694	350	176	84	73	35	4.9	358.0	58.9	4299.7	12.0
兵庫県	193	133	105	73	88	60	46	30	1.5	67.9	19.1	878.2	12.9
奈良県	102	61	90	58	12	3	3	0	10.0	30.0	51.4	154.3	5.1
和歌山県	84	54	67	41	17	13	4	3	2.5	10.0	21.0	83.8	8.4
鳥取県	18	8	11	6	7	2	6	2	4.7	28.0	42.2	253.0	9.0
島根県	26	9	23	8	3	1	1	1	10.0	10.0	70.0	70.0	7.0
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
広島県	230	105	111	39	119	66	36	25	4.5	162.0	61.8	2223.0	13.7
山口県	95	58	75	47	20	11	13	7	6.2	81.0	85.2	1107.9	13.7
徳島県	116	32	83	26	33	6	19	5	4.8	92.0	49.8	947.0	10.3
香川県	90	51	60	34	30	17	14	11	4.8	67.0	42.4	593.0	8.9
愛媛県	107	39	60	20	47	19	14	8	4.9	69.0	36.7	513.4	7.4
高知県	63	25	24	9	39	16	20	13	6.9	137.0	67.7	1353.0	9.9
福岡県	945	508	594	343	351	165	157	80	0.6	97.0	6.3	992.0	10.2
佐賀県	138	59	68	23	70	36	36	21	9.8	351.0	118.8	4276.3	12.2
長崎県	145	57	80	36	65	21	25	10	5.4	135.0	67.7	1693.6	12.5
熊本県	43	20	24	8	19	12	8	6	5.4	43.0	63.9	511.0	11.9
大分県	49	25	41	22	8	3	4	3	3.0	12.0	55.3	221.1	18.4
宮崎県	37	28	24	17	13	11	5	4	6.6	33.0	97.0	485.0	14.7
鹿児島県	89	61	82	58	7	3	4	3	6.3	25.0	68.6	274.5	11.0
沖縄県	28	15	19	7	9	8	1	1	6.0	6.0	60.0	60.0	10.0

(5) 頻回受診者に対する適正受診指導結果について (平成23年度)

	受診状況把握対象者数		指導対象外				指導対象						
	A+B	うち既費格減・総合組織	人数		人数		人数		うち改善された者				
			A	B	C	D	c	1人当たり平均効果月数	1人当たり平均効果日数	効果日数計	効果月・1人当たり効果日数		
札幌市	256	153	246	148	10	5	8	4	1.0	8.0	12.5	99.6	12.5
仙台市	66	47	54	36	12	11	4	3	3.3	13.0	21.0	84.0	6.5
さいたま市	192	169	192	169	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
千葉市	5	4	2	2	3	2	1	1	2.0	2.0	54.0	54.0	27.0
横浜市	867	763	685	616	182	147	36	31	5.7	205.0	51.4	1852.1	9.0
川崎市	273	178	207	144	66	34	33	13	2.6	86.0	27.0	892.1	10.4
相模原市	88	66	76	56	12	10	7	5	3.6	25.0	34.2	239.5	9.6
新潟市	34	30	8	8	26	22	12	10	5.5	66.0	51.3	615.0	9.3
静岡市	57	45	9	8	48	37	17	12	5.1	86.0	70.6	1201.0	14.0
浜松市	94	69	75	51	19	18	11	10	5.6	62.0	69.0	758.5	12.2
名古屋市	479	205	401	165	78	40	57	32	5.2	297.0	66.3	3781.9	12.7
京都市	207	150	194	139	13	11	6	5	4.8	29.0	89.3	536.0	18.5
大阪市	4,067	1,518	3,384	1,290	683	228	279	87	3.4	940.0	35.0	9776.2	10.4
堺市	284	145	252	130	32	15	18	10	4.7	85.0	59.8	1076.8	12.7
神戸市	565	339	542	321	23	18	19	15	0.5	9.7	5.3	101.0	10.4
岡山市	171	126	53	46	118	80	44	33	5.1	223.0	57.9	2548.0	11.4
広島市	252	96	220	82	32	14	18	9	4.6	82.0	39.6	713.0	8.7
北九州市	208	169	172	137	36	32	19	16	7.9	149.6	82.1	1560.2	10.4
福岡市	256	172	199	129	57	43	35	27	6.7	235.0	89.9	3146.6	13.4
熊本市	227	101	89	33	138	68	51	21	4.5	227.0	72.2	3682.0	16.2
旭川市	36	20	11	4	25	16	17	12	5.9	101.0	81.4	1383.5	13.7
函館市	73	45	73	45	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
青森市	92	59	79	51	13	8	8	2	5.1	41.0	54.5	436.0	10.6
盛岡市	12	10	12	10	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
秋田市	28	14	14	1	14	13	7	7	5.9	41.0	52.6	368.0	9.0
恵山市	11	8	11	8	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
いわき市	36	31	18	14	18	17	9	9	5.4	49.0	78.9	710.0	14.5
宇都宮市	36	18	15	2	21	16	8	5	5.0	40.0	54.6	436.4	10.9
高崎市	18	13	18	13	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
前橋市	13	8	11	7	2	1	1	0	2.0	2.0	42.6	42.6	21.3
川越市	27	21	27	21	0	0	0	0	-	-	-	-	-
船橋市	40	27	30	20	10	7	7	6	5.3	37.0	52.5	367.3	9.9
柏市	22	20	22	20	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
横浜国立大	24	22	0	0	24	22	14	12	5.7	80.0	50.3	704.3	8.8
富山市	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
金沢市	25	19	25	19	0	0	0	0	-	-	-	-	-
長野市	4	4	4	4	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
岐阜市	16	9	15	8	1	1	1	1	3.0	3.0	45.0	45.0	15.0
豊橋市	12	8	7	5	5	3	5	3	1.1	5.6	17.0	84.9	15.2
豊田市	19	16	2	1	17	15	3	2	3.3	10.0	48.4	145.1	14.5
岡崎市	12	10	9	7	3	3	2	2	2.3	4.5	22.8	45.5	10.1
大津市	33	24	3	2	30	22	16	13	4.9	78.0	51.2	818.5	10.5
高槻市	17	15	8	6	9	9	4	4	1.5	6.0	13.5	53.9	9.0
豊中市	137	109	134	109	3	0	3	0	6.3	19.0	72.3	217.0	11.4
東大阪市	414	247	406	246	8	1	3	1	3.0	9.0	29.4	88.2	9.8
姫路市	31	12	20	7	11	5	6	4	6.3	38.0	75.4	452.3	11.9
西宮市	59	42	39	30	20	12	14	6	5.7	80.0	84.8	1186.7	14.8
尼崎市	131	22	102	22	29	0	2	0	3.0	6.0	21.0	42.0	7.0
奈良市	69	65	69	65	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
和歌山市	164	31	131	19	33	12	16	5	5.5	88.0	60.6	968.8	11.0
倉敷市	51	10	42	9	9	1	4	1	5.5	22.0	80.0	320.0	14.5
福山市	144	61	84	32	60	29	6	5	5.5	33.0	47.3	284.0	8.6
下関市	71	23	27	5	44	18	22	10	6.1	134.0	52.3	1151.0	8.6
高松市	66	28	52	20	14	8	3	3	5.0	15.0	35.1	105.3	7.0
松山市	180	100	170	94	10	6	9	4	6.9	62.0	87.7	789.1	12.7
高知市	129	61	71	31	58	30	23	10	6.8	157.0	74.7	1717.0	10.9
久米市	11	3	5	1	6	2	5	1	3.4	17.0	49.5	247.3	14.5
長崎市	190	162	187	162	3	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
大分市	82	53	68	42	14	11	5	4	3.2	16.0	31.0	155.0	9.7
宮崎市	27	7	11	0	16	7	6	3	2.8	17.0	45.3	272.0	16.0
鹿児島市	126	37	121	37	5	0	2	0	1.0	2.0	4.0	8.0	4.0
合計	18,847	10,037	14,574	7,683	4,273	2,374	1,834	1,033	4.5	8,245.3	51.9	95,239.0	11.6

資料：保健課調

(6) 各都道府県・市別レセプト点検の実施状況

(平成23年度分 4月支払分～3月支払分)

都道府県市名	レセプト 総数	内容点検(単月) 対象総数	内容点検(縦覧) 対象総数	点検実施状況					
				点検実施枚数			点検実施率(%)		
				資格点検 (※1)	内容点検(※2)		資格点検 G=D/A	内容点検	
					単月 E	縦覧 F		単月 H=E/B	縦覧 I=F/C
A	B	C	D	E	F	G=D/A	H=E/B	I=F/C	
北海道	1,433,343	1,360,328	1,330,995	1,433,343	1,360,328	1,330,995	100.00	100.00	100.00
青森県	449,665	427,947	414,207	449,665	427,947	414,207	100.00	100.00	100.00
岩手県	170,829	163,477	139,766	170,829	163,477	139,766	100.00	100.00	100.00
宮城県	380,027	377,050	353,652	380,027	377,050	353,652	100.00	100.00	100.00
秋田県	191,143	181,223	153,670	191,143	181,223	153,670	100.00	100.00	100.00
山形県	149,900	144,835	147,476	149,900	144,835	143,704	100.00	100.00	97.44
福島県	187,700	176,605	176,605	187,700	176,605	176,605	100.00	100.00	100.00
茨城県	424,788	398,430	374,765	424,788	398,430	374,765	100.00	100.00	100.00
栃木県	219,509	211,490	207,831	219,509	211,490	207,831	100.00	100.00	100.00
群馬県	119,394	112,936	114,141	119,394	112,936	114,141	100.00	100.00	100.00
埼玉県	1,135,747	1,074,620	1,074,620	1,135,747	1,074,620	1,074,620	100.00	100.00	100.00
千葉県	720,879	661,877	680,105	720,879	661,877	680,105	100.00	100.00	100.00
東京都	5,898,381	5,647,441	5,815,119	5,898,381	5,639,802	5,807,446	100.00	99.86	99.87
神奈川県	601,009	574,428	449,311	601,009	573,156	448,039	100.00	99.78	99.72
新潟県	123,338	118,581	118,596	123,338	118,581	112,681	100.00	100.00	95.01
富山県	49,606	48,072	48,072	49,606	48,072	48,072	100.00	100.00	100.00
石川県	55,471	52,604	52,604	55,471	52,604	52,604	100.00	100.00	100.00
福井県	56,845	53,527	53,527	56,845	53,527	53,527	100.00	100.00	100.00
山梨県	194,558	191,449	188,930	194,558	191,449	188,930	100.00	100.00	100.00
長野県	118,662	98,899	106,722	118,662	98,899	106,722	100.00	100.00	100.00
岐阜県	86,247	82,897	78,833	86,247	82,897	78,833	100.00	100.00	100.00
静岡県	224,531	221,205	221,176	224,531	221,205	221,176	100.00	100.00	100.00
愛知県	347,570	342,284	309,809	347,570	342,284	309,809	100.00	100.00	100.00
三重県	299,781	290,228	290,359	299,781	290,228	290,359	100.00	100.00	100.00
滋賀県	128,008	123,075	123,155	128,008	123,075	116,789	100.00	100.00	94.83
京都府	249,737	238,896	239,509	249,737	238,896	239,509	100.00	100.00	100.00
大阪府	1,706,539	1,612,402	1,560,783	1,706,539	1,612,402	1,560,783	100.00	100.00	100.00
兵庫県	448,044	427,495	427,198	448,044	427,495	427,198	100.00	100.00	100.00
奈良県	254,507	250,831	251,281	254,507	235,419	235,869	100.00	93.86	93.87
和歌山県	127,406	123,754	123,754	127,406	123,754	123,754	100.00	100.00	100.00
鳥取県	125,466	119,695	118,454	125,466	119,695	118,454	100.00	100.00	100.00
島根県	99,811	91,005	88,436	99,811	91,005	88,436	100.00	100.00	100.00
岡山県	94,036	90,387	86,943	94,036	90,387	86,943	100.00	100.00	100.00
広島県	244,557	229,692	224,477	244,557	229,692	224,477	100.00	100.00	100.00
山口県	268,272	257,335	257,216	268,272	256,607	256,488	100.00	99.72	99.72
徳島県	287,129	272,891	560,020	287,129	272,891	560,020	100.00	100.00	100.00
香川県	95,993	92,027	91,996	95,993	92,027	91,996	100.00	100.00	100.00
愛媛県	152,665	146,019	135,198	152,665	146,019	135,198	100.00	100.00	100.00
高知県	161,648	159,323	159,323	161,648	159,323	159,323	100.00	100.00	100.00
福岡県	1,303,483	1,231,696	1,213,075	1,303,483	1,231,696	1,213,075	100.00	100.00	100.00
佐賀県	168,384	164,936	181,810	168,384	164,936	181,810	100.00	100.00	100.00
長崎県	338,778	324,321	323,626	338,778	324,321	323,626	100.00	100.00	100.00
熊本県	175,649	164,993	164,993	175,649	164,993	164,993	100.00	100.00	100.00
大分県	242,025	233,154	208,362	242,025	233,154	208,362	100.00	100.00	100.00
宮崎県	195,062	185,866	185,866	195,062	185,866	185,866	100.00	100.00	100.00
鹿児島県	316,722	304,391	304,944	316,722	300,864	291,743	100.00	98.84	95.67
沖縄県	580,007	553,213	533,930	580,007	553,213	533,930	100.00	100.00	100.00

都道府県市名	レセプト 総数	内容点検(単月) 対象総数	内容点検(縦覧) 対象総数	点検実施状況					
				点検実施枚数			点検実施率(%)		
				資格点検 (※1)	内容点検(※2)		資格点検	内容点検	
					単月	縦覧		単月	縦覧
A	B	C	D	E	F	G=D/A	H=E/B	I=F/C	
札幌市	1,489,611	1,415,943	26,922	1,489,611	1,415,943	26,922	100.00	100.00	100.00
仙台市	339,677	325,020	325,020	339,677	325,020	325,020	100.00	100.00	100.00
さいたま市	317,013	396,059	296,059	317,013	396,059	296,059	100.00	100.00	100.00
千葉市	314,412	296,379	296,379	314,412	296,379	296,379	100.00	100.00	100.00
横浜市	1,442,737	1,337,699	1,337,699	1,442,737	1,337,699	1,337,699	100.00	100.00	100.00
川崎市	629,147	595,155	595,155	629,147	595,155	595,155	100.00	100.00	100.00
相模原市	210,332	197,571	20,542	210,332	197,571	20,542	100.00	100.00	100.00
新潟市	210,672	201,230	411,902	210,672	201,230	411,902	100.00	100.00	100.00
静岡市	142,215	137,109	137,109	142,215	137,109	137,109	100.00	100.00	100.00
浜松市	114,168	108,971	108,971	114,168	108,971	108,971	100.00	100.00	100.00
名古屋	831,534	796,075	796,075	831,534	796,075	796,075	100.00	100.00	100.00
京都市	867,857	827,503	827,503	867,857	827,503	827,503	100.00	100.00	100.00
大阪市	3,427,488	3,427,488	3,427,488	3,427,488	3,427,488	3,427,488	100.00	100.00	100.00
堺市	549,538	516,249	516,249	549,538	516,249	516,249	100.00	100.00	100.00
神戸市	1,131,106	1,083,027	1,083,027	1,131,106	1,083,027	1,083,027	100.00	100.00	100.00
岡山市	251,910	238,506	238,506	251,910	189,890	189,890	100.00	79.62	79.62
広島市	590,552	562,432	41,973	590,552	562,432	41,973	100.00	100.00	100.00
北九州市	590,526	566,475	566,475	590,526	566,475	566,475	100.00	100.00	100.00
福岡市	973,121	892,758	892,758	973,121	892,758	892,758	100.00	100.00	100.00
旭川市	295,156	283,730	283,730	295,156	283,730	283,730	100.00	100.00	100.00
函館市	315,794	297,629	297,629	315,794	297,629	297,629	100.00	100.00	100.00
青森市	202,945	191,994	191,994	202,945	191,994	191,994	100.00	100.00	100.00
盛岡市	100,655	95,132	12,759	100,655	95,132	12,759	100.00	100.00	100.00
秋田市	114,014	107,288	107,288	114,014	107,288	107,288	100.00	100.00	100.00
郡山市	50,603	46,725	46,725	50,603	46,725	46,725	100.00	100.00	100.00
いわき市	98,976	95,518	95,518	98,976	95,518	95,518	100.00	100.00	100.00
宇都宮市	134,178	129,073	129,073	134,178	129,073	129,073	100.00	100.00	100.00
高崎市	52,880	51,415	45,130	52,880	51,415	45,130	100.00	100.00	100.00
前橋市	65,187	61,020	61,020	65,187	61,020	61,020	100.00	100.00	100.00
川越市	75,459	74,116	27,778	75,459	74,116	27,778	100.00	100.00	100.00
船橋市	151,276	145,518	145,518	151,276	145,518	145,518	100.00	100.00	100.00
柏市	62,932	60,048	62,932	62,932	60,048	62,932	100.00	100.00	100.00
横須賀市	109,694	103,549	47,460	109,694	103,549	47,460	100.00	100.00	100.00
富山市	30,519	29,049	29,049	30,519	29,049	29,049	100.00	100.00	100.00
金沢市	68,603	68,603	68,603	68,603	68,603	68,603	100.00	100.00	100.00
長野市	47,004	45,657	45,657	47,004	45,657	45,657	100.00	100.00	100.00
岐阜市	132,858	129,087	129,087	132,858	129,087	129,087	100.00	100.00	100.00
豊橋市	40,130	38,686	38,686	40,130	38,686	38,686	100.00	100.00	100.00
豊田市	41,323	39,146	39,146	41,323	39,146	39,146	100.00	100.00	100.00
岡崎市	36,096	34,830	34,830	36,096	34,830	34,830	100.00	100.00	100.00
大津市	77,435	73,766	30,000	77,435	73,766	30,000	100.00	100.00	100.00
高槻市	114,787	108,108	108,108	114,787	108,108	108,108	100.00	100.00	100.00
豊中市	209,515	195,638	195,638	209,515	195,638	195,638	100.00	100.00	100.00
東大阪市	423,684	397,851	397,869	423,684	397,851	397,869	100.00	100.00	100.00
姫路市	161,110	155,175	150,160	161,110	155,175	150,160	100.00	100.00	100.00
西宮市	168,581	164,608	164,608	168,581	164,608	164,608	100.00	100.00	100.00
尼崎市	392,900	382,863	382,863	392,900	382,863	382,863	100.00	100.00	100.00
奈良市	152,499	143,677	143,677	152,499	143,677	143,677	100.00	100.00	100.00
和歌山市	181,708	176,176	176,176	181,708	176,176	176,176	100.00	100.00	100.00
倉敷市	139,287	131,474	131,474	139,287	131,474	131,474	100.00	100.00	100.00
福山市	161,055	141,687	141,687	161,055	141,687	141,687	100.00	100.00	100.00
下関市	105,843	101,560	101,560	105,843	101,560	101,560	100.00	100.00	100.00
高松市	146,105	139,563	116,164	146,105	139,563	116,164	100.00	100.00	100.00
松山市	240,224	233,713	95,040	240,224	233,713	95,040	100.00	100.00	100.00
高知市	267,854	251,606	251,606	267,854	251,606	251,606	100.00	100.00	100.00
久留米市	117,639	110,270	110,270	117,639	110,270	110,270	100.00	100.00	100.00
長崎市	276,984	264,521	264,521	276,984	264,521	264,521	100.00	100.00	100.00
熊本市	317,545	297,663	22,069	317,545	297,663	22,069	100.00	100.00	100.00
大分市	185,001	176,729	176,729	185,001	176,729	176,729	100.00	100.00	100.00
宮崎市	193,853	182,469	182,469	193,853	182,469	182,469	100.00	100.00	100.00
鹿児島市	305,201	288,639	143,209	305,201	288,639	143,209	100.00	100.00	100.00
合計	42,391,559	40,577,048	37,836,561	42,391,559	40,499,854	37,733,606	100.00	99.81	99.73

資料：平成23年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る国庫補助協議について

※1 「資格点検」とは、医療券の有効性等の医療扶助受給資格の有無に係る点検をいう。

※2 「内容点検」とは、診療報酬、調剤報酬の算定方法等の診療内容に係る点検をいう。

(7) 各都道府県・市別レセプト点検(過誤調整)の状況(平成23年度)

(単位:円)

都道府県名	原審査 (算定額) (※1)	過誤調整額			過誤調整率(%)		
		B=C+D	資格	内容	(※2)	資格	内容
	A		C	D	B/A	C/A	D/A
北海道	58,047,807,653	430,763,458	187,864,579	242,898,879	0.74	0.32	0.42
青森県	14,678,576,430	95,454,518	65,438,361	30,016,157	0.65	0.45	0.20
岩手県	6,710,047,817	41,239,770	26,956,705	14,283,065	0.61	0.40	0.21
宮城県	13,693,238,024	52,692,349	34,494,594	18,197,755	0.38	0.25	0.13
秋田県	7,317,922,648	84,401,033	58,611,546	25,789,487	1.15	0.80	0.35
山形県	5,665,765,855	55,811,703	36,956,904	18,854,799	0.99	0.65	0.33
福島県	7,669,406,185	83,049,763	47,571,524	35,478,239	1.08	0.62	0.46
茨城県	20,002,187,713	295,554,171	190,198,983	105,355,188	1.48	0.95	0.53
栃木県	19,176,248,785	112,826,977	71,740,240	41,086,737	0.59	0.37	0.21
群馬県	5,029,199,026	82,517,348	41,783,856	40,733,492	1.64	0.83	0.81
埼玉県	45,076,934,617	337,562,214	177,857,512	159,704,702	0.75	0.39	0.35
千葉県	37,116,938,089	282,836,512	188,328,164	94,508,348	0.76	0.51	0.25
東京都	222,971,321,504	1,257,710,922	718,045,267	539,665,655	0.56	0.32	0.24
神奈川県	21,978,078,214	169,481,052	110,384,240	59,096,812	0.77	0.50	0.27
新潟県	4,476,564,931	52,058,799	32,886,178	19,172,621	1.16	0.73	0.43
富山県	1,621,944,480	9,364,330	5,885,307	3,479,023	0.58	0.36	0.21
石川県	3,172,526,084	25,736,260	10,952,554	14,783,706	0.81	0.35	0.47
福井県	3,234,294,288	59,488,578	52,790,102	6,698,476	1.84	1.63	0.21
山梨県	4,792,534,931	62,696,170	35,210,815	27,485,355	1.31	0.73	0.57
長野県	4,019,588,265	59,968,152	35,610,341	24,357,811	1.49	0.89	0.61
岐阜県	4,218,120,346	45,062,146	21,746,027	23,316,119	1.07	0.52	0.55
静岡県	9,930,278,913	144,793,535	97,215,261	47,578,274	1.46	0.98	0.48
愛知県	14,456,140,091	122,262,343	83,435,863	38,826,480	0.85	0.58	0.27
三重県	13,002,680,126	95,700,519	65,175,752	30,524,767	0.74	0.50	0.23
滋賀県	5,011,459,629	57,767,623	48,149,870	9,617,753	1.15	0.96	0.19
京都府	6,539,083,606	45,766,379	24,792,829	20,973,550	0.70	0.38	0.32
大阪府	62,523,102,196	468,028,483	289,409,154	178,619,329	0.75	0.46	0.29
兵庫県	17,863,653,677	142,000,990	88,243,292	53,757,698	0.79	0.49	0.30
奈良県	9,918,932,214	112,489,725	93,407,271	19,082,454	1.13	0.94	0.19
和歌山県	5,454,209,717	63,397,850	29,573,366	33,824,484	1.16	0.54	0.62
鳥取県	4,597,909,803	52,098,536	32,638,786	19,459,750	1.13	0.71	0.42
島根県	4,657,968,968	79,659,938	48,272,185	31,387,753	1.71	1.04	0.67
岡山県	4,288,966,808	53,704,968	19,828,853	33,876,115	1.25	0.46	0.79
広島県	10,222,744,924	152,014,179	121,883,910	30,130,269	1.49	1.19	0.29
山口県	11,013,226,620	111,554,257	65,540,895	46,013,362	1.01	0.60	0.42
徳島県	13,130,825,531	218,086,767	181,990,725	36,096,042	1.66	1.39	0.27
香川県	4,247,614,445	33,830,060	21,196,180	12,633,880	0.80	0.50	0.30
愛媛県	6,767,742,515	35,368,891	24,345,907	11,022,984	0.52	0.36	0.16
高知県	8,215,586,488	139,662,287	64,062,733	75,599,554	1.70	0.78	0.92
福岡県	56,373,450,227	310,625,749	176,439,267	134,186,482	0.55	0.31	0.24
佐賀県	7,666,998,412	51,720,176	35,134,280	16,585,916	0.67	0.46	0.22
長崎県	14,459,208,409	167,417,462	144,889,450	22,528,012	1.16	1.00	0.16
熊本県	8,107,673,027	156,814,838	112,061,600	44,753,238	1.93	1.38	0.55
大分県	12,204,294,214	169,019,943	113,622,945	55,396,998	1.38	0.93	0.45
宮崎県	9,320,842,229	105,527,646	56,775,672	48,751,974	1.13	0.61	0.52
鹿児島県	16,596,040,637	307,447,503	280,108,703	27,338,800	1.85	1.69	0.16
沖縄県	41,971,296,371	575,005,370	300,915,986	274,089,384	1.37	0.72	0.65

都道府県名	原審査 (算定額) (※1)	過誤調整額			過誤調整率 (%)			
		A	B=C+D	C	D	(※2)	資格	内容
						B/A	C/A	D/A
札幌市	56,543,186,095	377,761,631	287,137,708	90,623,923	0.67	0.51	0.16	
仙台市	10,023,812,677	59,264,845	55,461,287	3,803,558	0.59	0.55	0.04	
さいたま市	11,044,492,616	39,480,772	12,052,790	27,427,982	0.36	0.11	0.25	
千葉市	10,696,751,115	173,481,485	161,194,562	12,286,923	1.62	1.51	0.11	
横浜市	46,270,211,462	380,899,278	324,501,654	56,397,624	0.82	0.70	0.12	
川崎市	22,504,350,980	240,186,376	121,266,730	118,919,646	1.07	0.54	0.53	
相模原市	6,960,677,655	91,407,960	50,048,954	41,359,006	1.31	0.72	0.59	
新潟市	6,838,777,188	77,430,065	56,398,702	21,031,363	1.13	0.82	0.31	
静岡市	5,261,025,534	22,148,030	16,730,322	5,417,708	0.42	0.32	0.10	
浜松市	4,388,457,669	42,119,292	34,805,590	7,313,702	0.96	0.79	0.17	
名古屋市	35,125,304,442	325,959,403	234,570,673	91,388,730	0.93	0.67	0.26	
京都市	33,122,066,969	117,504,087	69,458,873	48,045,214	0.35	0.21	0.15	
大阪市	134,296,002,323	2,115,736,241	1,769,865,613	345,850,628	1.58	1.32	0.26	
堺市	21,130,408,134	155,222,540	92,310,566	62,911,974	0.73	0.44	0.30	
神戸市	35,756,852,378	483,199,852	383,566,478	99,633,374	1.35	1.07	0.28	
岡山市	9,768,941,318	73,671,210	37,311,302	36,359,908	0.75	0.38	0.37	
広島市	24,830,285,617	117,349,334	67,074,080	50,275,254	0.47	0.27	0.20	
北九州市	24,568,980,116	101,505,411	69,645,086	31,860,325	0.41	0.28	0.13	
福岡市	37,494,850,132	370,756,001	259,708,985	111,047,016	0.99	0.69	0.30	
熊本市	13,074,209,965	125,204,672	69,088,393	56,116,279	0.96	0.53	0.43	
旭川市	9,875,688,241	80,738,117	43,109,449	37,628,668	0.82	0.44	0.38	
西館市	9,777,983,445	48,123,783	20,610,630	27,513,153	0.49	0.21	0.28	
青森市	6,275,457,914	75,557,808	57,195,990	18,361,818	1.20	0.91	0.29	
盛岡市	3,354,933,272	49,575,709	38,098,636	11,477,073	1.48	1.14	0.34	
秋田市	4,306,775,110	17,648,598	12,495,309	5,153,289	0.41	0.29	0.12	
郡山市	2,245,710,202	51,484,677	43,685,258	7,799,419	2.29	1.95	0.35	
いわき市	3,696,484,916	7,489,802	2,182,811	5,306,991	0.20	0.06	0.14	
宇都宮市	5,756,256,095	23,574,652	17,263,588	6,311,064	0.41	0.30	0.11	
高崎市	2,281,739,447	37,590,385	24,402,825	13,187,560	1.65	1.07	0.58	
前橋市	2,769,086,256	28,401,164	19,657,310	8,743,854	1.03	0.71	0.32	
川越市	2,899,681,344	30,795,268	21,196,920	9,598,348	1.06	0.73	0.33	
船橋市	6,072,432,152	50,303,218	41,134,039	9,169,179	0.83	0.68	0.15	
柏市	2,781,034,592	51,317,422	39,892,262	11,425,160	1.85	1.43	0.41	
横須賀市	3,854,035,816	23,761,662	9,681,088	14,080,574	0.62	0.25	0.37	
富山市	1,647,069,346	6,580,142	6,245,892	334,250	0.40	0.38	0.02	
金沢市	3,870,843,253	6,354,878	3,307,660	3,047,218	0.16	0.09	0.08	
長野市	1,969,730,471	21,865,975	7,759,628	14,106,347	1.11	0.39	0.72	
岐阜市	5,265,090,071	42,504,093	22,636,585	19,867,508	0.81	0.43	0.38	
豊橋市	2,139,499,698	54,003,648	26,983,624	27,020,024	2.52	1.26	1.26	
豊田市	1,678,430,359	10,040,501	10,005,851	34,650	0.60	0.60	0.00	
岡崎市	1,377,449,199	12,019,431	5,606,336	6,413,095	0.87	0.41	0.47	
大津市	2,903,233,360	48,062,740	39,203,852	8,858,888	1.66	1.35	0.31	
高槻市	4,360,922,394	98,035,607	87,326,485	10,709,122	2.25	2.00	0.25	
豊中市	7,748,375,466	21,530,423	14,326,234	7,204,189	0.28	0.18	0.09	
東大阪市	14,826,312,130	186,358,602	88,611,145	97,747,457	1.26	0.60	0.66	
姫路市	6,234,247,806	35,001,840	29,406,482	5,595,358	0.56	0.47	0.09	
西宮市	5,450,720,140	25,143,837	20,142,060	5,001,777	0.46	0.37	0.09	
尼崎市	13,481,711,809	84,449,754	62,620,494	21,829,260	0.63	0.46	0.16	
奈良市	5,318,119,694	92,486,477	73,898,047	18,588,430	1.74	1.39	0.35	
和歌山市	7,795,530,178	31,068,765	23,693,199	7,375,566	0.40	0.30	0.09	
倉敷市	5,531,647,702	71,377,493	38,029,100	33,348,393	1.29	0.69	0.60	
福山市	5,646,741,500	179,726,007	104,939,872	74,786,135	3.18	1.86	1.32	
下関市	4,241,713,883	27,333,528	13,748,552	13,584,976	0.64	0.32	0.32	
高松市	5,594,096,623	73,610,878	70,126,724	3,484,154	1.32	1.25	0.06	
松山市	9,593,890,207	44,701,768	40,533,828	4,167,940	0.47	0.42	0.04	
高知市	10,485,222,127	60,960,880	38,344,712	22,616,168	0.58	0.37	0.22	
久留米市	5,317,237,384	19,032,756	15,624,034	3,408,722	0.36	0.29	0.06	
長崎市	9,713,294,751	66,266,358	49,121,906	17,144,452	0.68	0.51	0.18	
大分市	7,974,854,383	95,886,863	55,400,890	40,485,973	1.20	0.69	0.51	
宮崎市	6,252,596,807	129,133,199	89,437,680	39,695,519	2.07	1.43	0.63	
鹿児島市	12,953,021,259	150,119,486	136,902,151	13,217,335	1.16	1.06	0.10	
合計	1,674,219,620,849	15,428,348,921	10,507,232,000	4,921,116,921	0.92	0.63	0.29	

資料：平成23年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る国庫補助協賛について

※1 支払基金審査（原審査）結果の金額（診療報酬等請求内訳書に記載される算定額）

※2 再審査の結果、容認と返戻により原審査から減点（額）の調整を行ったものの割合（併用の相手先（社保等）や指定医療機関からの取り下げ等によるものを除いている）

(8) 介護扶助受給者の状況

(単位：人、億円)

	介護扶助 受給者総数	施設介護サービス受給者数					居宅介護 サービス 受給者数	介護 予防人員	介護 扶助費
		施設入所者 総数	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	地域密着型 介護老人 福祉施設			
平成12年度	66,832	13,809	3,174	5,269	5,366	—	53,023	—	143
平成13年度	84,463	18,003	5,683	6,655	5,665	—	66,460	—	222
平成14年度	105,964	22,680	8,043	8,010	6,627	—	83,285	—	291
平成15年度	127,164	26,640	10,216	9,226	7,198	—	100,524	—	358
平成16年度	147,239	29,213	12,158	9,967	7,088	—	118,027	—	419
平成17年度	164,093	31,875	13,981	10,936	6,958	—	132,218	—	470
平成18年度	172,214	34,437	15,498	12,462	6,477	—	127,964	9,812	502
平成19年度	184,258	36,597	16,884	13,350	6,238	125	109,064	38,597	539
平成20年度	195,576	37,644	18,002	13,944	5,607	91	110,951	46,981	562
平成21年度	209,735	39,048	19,201	14,553	5,188	106	120,468	50,220	610
平成22年度	228,235	40,238	20,097	15,172	4,848	121	134,089	53,909	659
平成23年度	248,100	40,770	20,645	15,491	4,482	151	149,559	57,772	707

出典：福祉行政報告例、生活保護費等国庫負担金事業実績報告

(9) 介護扶助受給者数(65歳以上)の状況(平成22年7月1日現在)

①人数

		(単位:人)							
		総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
在宅	合計	158,026	8,062	14,280	22,574	34,879	34,095	25,206	18,930
訪問・通所等、短期入所	小計	146,968	7,319	12,608	19,612	31,834	31,797	25,022	18,776
訪問・通所等	累計	305,640	21,457	33,074	47,853	73,103	62,077	41,959	26,117
訪問介護		111,170	5,327	8,843	13,766	24,780	25,170	19,329	13,955
訪問入浴介護		3,178	1,232	807	491	378	141	89	40
福祉用具貸与		60,754	5,394	8,569	11,640	16,431	9,257	6,625	2,838
訪問看護		18,024	2,255	2,479	3,102	4,496	3,698	1,396	598
訪問リハビリテーション		5,561	444	685	980	1,401	982	737	332
通所介護		61,186	2,578	5,190	8,721	14,180	14,330	9,745	6,442
通所リハビリテーション		17,726	865	1,711	2,897	4,505	3,533	2,846	1,369
居宅療養管理指導		24,663	3,027	4,288	5,488	6,072	4,255	1,067	466
夜間対応型訪問介護		650	84	109	137	194	126		
認知症対応型通所介護		1,401	150	239	362	340	282	22	6
小規模多機能型居宅介護		1,327	101	154	269	326	303	103	71
短期入所	累計	9,161	1,358	1,979	2,417	1,931	1,184	231	61
短期入所生活介護		7,919	1,154	1,725	2,069	1,680	1,046	208	57
短期入所療養介護		1,242	204	254	348	271	138	23	4
単品サービス	小計	16,238	1,143	2,526	4,319	4,400	3,550	205	95
特定施設入所者生活介護		1,849	201	298	387	381	416	83	83
認知症対応型共同生活介護		14,286	932	2,209	3,916	4,002	3,093	122	12
地域密着型特定施設入居者生活介護		103	10	19	16	17	41		
特定福祉用具販売		1,994	206	302	302	527	350	172	135
住宅改修		1,196	86	143	214	267	251	121	114
施設	合計	36,352	9,299	10,901	8,678	5,062	2,412		
指定介護老人福祉施設		18,871	5,120	6,230	4,606	2,143	772		
(再掲)旧措置		504	129	162	106	66	41		
(再掲)ユニット型		175	50	47	48	20	10		
介護老人保健施設		13,030	1,980	3,302	3,516	2,703	1,529		
介護療養型老人保健施設		275	93	83	50	28	21		
介護療養型医療施設		4,091	2,086	1,270	487	174	74		
地域密着型介護老人福祉施設		85	20	16	19	14	16		
(再掲)ユニット型		6	1	2	2	0	1		

②構成比

		(百分率)							
		総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
在宅	合計	100.0	5.1	9.0	14.3	22.1	21.6	16.0	12.0
訪問・通所等、短期入所	小計	93.0	4.6	8.0	12.4	20.1	20.1	15.8	11.9
訪問・通所等	累計	193.4	13.6	20.9	30.3	46.3	39.3	26.6	16.5
訪問介護		70.3	3.4	5.6	8.7	15.7	15.9	12.2	8.8
訪問入浴介護		2.0	0.8	0.5	0.3	0.2	0.1	0.1	0.0
福祉用具貸与		38.4	3.4	5.4	7.4	10.4	5.9	4.2	1.8
訪問看護		11.4	1.4	1.6	2.0	2.8	2.3	0.9	0.4
訪問リハビリテーション		3.5	0.3	0.4	0.6	0.9	0.6	0.5	0.2
通所介護		38.7	1.6	3.3	5.5	9.0	9.1	6.2	4.1
通所リハビリテーション		11.2	0.5	1.1	1.8	2.9	2.2	1.8	0.9
居宅療養管理指導		15.6	1.9	2.7	3.5	3.8	2.7	0.7	0.3
夜間対応型訪問介護		0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1		
認知症対応型通所介護		0.9	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0
小規模多機能型居宅介護		0.8	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.0
短期入所	累計	5.8	0.9	1.3	1.5	1.2	0.7	0.1	0.0
短期入所生活介護		5.0	0.7	1.1	1.3	1.1	0.7	0.1	0.0
短期入所療養介護		0.8	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0
単品サービス	小計	10.3	0.7	1.6	2.7	2.8	2.2	0.1	0.1
特定施設入所者生活介護		1.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.1	0.1
認知症対応型共同生活介護		9.0	0.6	1.4	2.5	2.5	2.0	0.1	0.0
地域密着型特定施設入居者生活介護		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
特定福祉用具販売		1.3	0.1	0.2	0.2	0.3	0.2	0.1	0.1
住宅改修		0.8	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1
施設	合計	100.0	25.6	30.0	23.9	13.9	6.6		
指定介護老人福祉施設		51.9	14.7	17.7	12.7	5.9	2.7		
(再掲)旧措置		1.4	0.4	0.4	0.3	0.2	0.1		
(再掲)ユニット型		0.5	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0		
介護老人保健施設		35.8	5.4	9.1	9.7	7.4	4.2		
介護療養型老人保健施設		0.8	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1		
介護療養型医療施設		11.3	5.7	3.5	1.3	0.5	0.2		
地域密着型介護老人福祉施設		0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0		
(再掲)ユニット型		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

資料: 保健課

(10) 介護扶助受給者数 (40歳以上65歳未満) の状況 (平成22年7月1日現在)

①人数

	総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
在宅	16,850	1,006	1,575	2,642	4,387	3,482	2,552	1,206
訪問・通所等、短期入所 小計	16,122	938	1,492	2,489	4,201	3,278	2,527	1,197
訪問・通所等 累計	33,358	2,617	3,832	5,914	9,035	6,234	4,033	1,693
訪問介護	8,858	490	787	1,290	2,201	2,024	1,332	734
訪問入浴介護	419	163	115	66	45	18	11	1
福祉用具貸与	8,360	744	1,095	1,707	2,565	1,161	859	229
訪問看護	2,538	279	354	460	681	491	199	74
訪問リハビリテーション	1,047	99	122	179	304	187	128	28
通所介護	5,690	282	550	958	1,509	1,174	830	387
通所リハビリテーション	3,479	140	314	592	1,002	681	560	190
居宅療養管理指導	2,657	372	442	593	664	442	105	39
夜間対応型訪問介護	94	17	20	26	22	9		
認知症対応型通所介護	118	26	14	29	23	23	1	2
小規模多機能型居宅介護	98	5	19	14	24	24	8	9
短期入所 累計	695	116	166	179	152	55	23	4
短期入所生活介護	551	89	127	140	127	46	20	2
短期入所療養介護	144	27	39	39	25	9	3	2
単品サービス 小計	985	91	109	225	261	272	20	7
特定施設入所者生活介護	211	29	31	42	52	41	9	7
認知症対応型共同生活介護	772	62	76	184	208	231	11	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	4	0	2	0	2	0		
特定福祉用具販売	203	15	34	34	52	37	20	11
住宅改修	122	6	24	20	34	15	18	5
施設	2,580	616	682	614	432	236		
指定介護老人福祉施設	712	194	223	161	96	38		
(再掲)旧措置	17	2	4	6	2	3		
(再掲)ユニット型	14	0	6	2	2	4		
介護老人保健施設	1,367	182	315	388	301	181		
介護療養型老人保健施設	50	14	17	8	9	2		
介護療養型医療施設	437	223	123	54	24	13		
地域密着型介護老人福祉施設	14	3	4	3	2	2		
(再掲)ユニット型	3	0	1	2	0	0		

②構成比

	総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
在宅	100.0	6.0	9.3	15.7	26.0	20.7	15.1	7.2
訪問・通所等、短期入所 小計	95.7	5.6	8.9	14.8	24.9	19.5	15.0	7.1
訪問・通所等 累計	198.0	15.5	22.7	35.1	53.6	37.0	23.9	10.0
訪問介護	52.6	2.9	4.7	7.7	13.1	12.0	7.9	4.4
訪問入浴介護	2.5	1.0	0.7	0.4	0.3	0.1	0.1	0.0
福祉用具貸与	49.6	4.4	6.5	10.1	15.2	6.9	5.1	1.4
訪問看護	15.1	1.7	2.1	2.7	4.0	2.9	1.2	0.4
訪問リハビリテーション	6.2	0.6	0.7	1.1	1.8	1.1	0.8	0.2
通所介護	33.8	1.7	3.3	5.7	9.0	7.0	4.9	2.3
通所リハビリテーション	20.6	0.8	1.9	3.5	5.9	4.0	3.3	1.1
居宅療養管理指導	15.8	2.2	2.6	3.5	3.9	2.6	0.6	0.2
夜間対応型訪問介護	0.6	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1		
認知症対応型通所介護	0.7	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0
小規模多機能型居宅介護	0.6	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1
短期入所 累計	4.1	0.7	1.0	1.1	0.9	0.3	0.1	0.0
短期入所生活介護	3.3	0.5	0.8	0.8	0.8	0.3	0.1	0.0
短期入所療養介護	0.9	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0
単品サービス 小計	5.8	0.5	0.6	1.3	1.5	1.6	0.1	0.0
特定施設入所者生活介護	1.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.1	0.0
認知症対応型共同生活介護	4.6	0.4	0.5	1.1	1.2	1.4	0.1	0.0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
特定福祉用具販売	1.2	0.1	0.2	0.2	0.3	0.2	0.1	0.1
住宅改修	0.7	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0
施設	100.0	23.9	26.4	23.8	16.7	9.1		
指定介護老人福祉施設	27.6	7.5	8.6	6.2	3.7	1.5		
(再掲)旧措置	0.7	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1		
(再掲)ユニット型	0.5	0.0	0.2	0.1	0.1	0.2		
介護老人保健施設	53.0	7.1	12.2	15.0	11.7	7.0		
介護療養型老人保健施設	1.9	0.5	0.7	0.3	0.3	0.1		
介護療養型医療施設	16.9	8.6	4.8	2.1	0.9	0.5		
地域密着型介護老人福祉施設	0.5	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1		
(再掲)ユニット型	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0		

資料：保健課

月	厚生労働省実施分	その他 〔 ◇国立保健医療科学院分 〕 〔 □全社協中央福祉学院分 〕
4		□ 社会福祉主事資格認定通信 課程 (4月1日より1年間)
5	○ 生活保護新任査察指導員・新任指導職員基 礎研修会 (5月8日～10日：自立推進・指導監査室) ○ 生活保護施行事務監査にかかる生活保護 指導職員会議 (5月22日～24日：自立推進・指導調査室)	
6		
7	○ 生活保護ケースワーカー研修会 (10日～12日：保護課)	◇ 福祉事務所長研修 (3日～5日)
8	○ 生活保護査察指導に関する研究協議会 (下旬：自立推進・指導監査室)	
9		
10	○ 生活保護担当指導職員ブロック会議 ・北海道・東北・関東信越ブロック：相模原市 ・東海・北陸近畿ブロック：大阪市 ・中国四国・九州ブロック：岡山県 (保護課)	
11	○ 生活保護就労支援員全国研修会 (保護課)	◇ 生活保護自立支援研修担当 育成研修 (27日～29日)
12		
1		
2		
3	○ 生活保護関係全国係長会議	

※ 上記の他、予算の成立時期や法改正の審議状況を踏まえて、臨時的に連絡会議等を開催することがありえる。